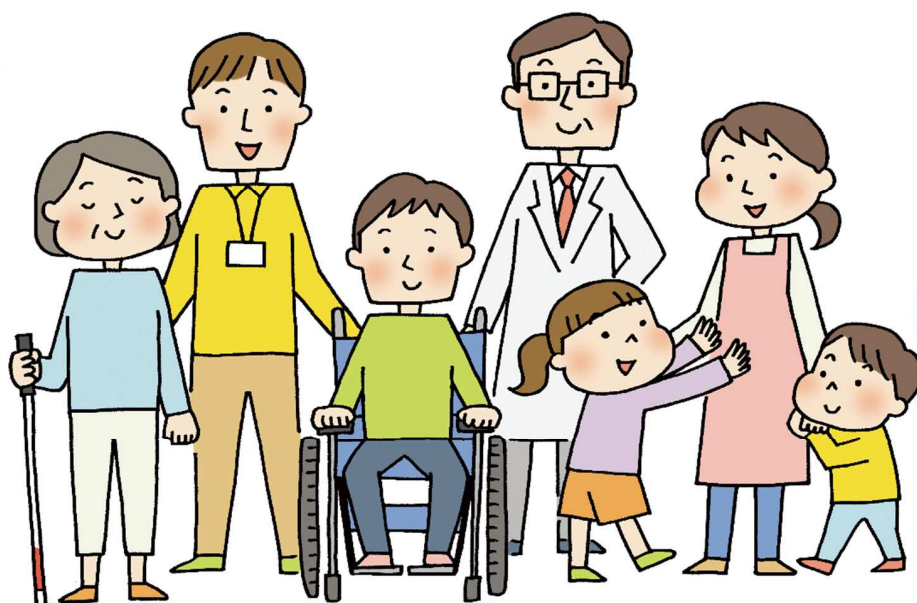


第3次一宮市障害者基本計画
第7期一宮市障害福祉計画
第3期一宮市障害児福祉計画



令和6年3月
一宮市

はじめに



障害のある人を取り巻く環境は、近年、大きく変化しています。医療的ケア児の支援や、障害者による情報の取得などに関する法律が施行されるなど、障害のある人もない人も共に自分らしく生きる社会の実現に向けて、制度の整備が進められています。

また、2023年4月には「こども家庭庁」が発足し、こどもを取り巻く行政分野の取り組みが一本化され、国・県・市がそれぞれの立場でさまざまな施策を展開しているところです。

こうした中で、2023年5月に「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針」が示されたことを受けて、本市においても障害者施策を引き続き計画的に推進していくために、2024～2026年度を対象期間とした「第7期一宮市障害福祉計画」と「第3期一宮市障害児福祉計画」を新たに策定いたしました。

これらの計画の策定にあたっては、障害のある人をはじめ、障害福祉サービス事業所や、障害福祉団体の意見を計画に反映するためにアンケートを実施したほか、パブリックコメントを通して市民の皆さまから貴重なご意見や、ご提言を賜りました。

本市の障害者基本計画では、基本理念を「だれもが人格と多様性を尊重し支えあう共生のまち 一宮」と定めています。私たちが目指すまちは、障害の有無にかかわらず、それぞれの人格を尊重し、多様性を認め合い、いきいきと暮らせる共生のまちです。今後もより一層福祉に注力し、共生のまちの実現に向けて計画の推進に努めてまいります。

最後に、市民の皆さまをはじめ、一宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の委員の皆さま、そしてこの計画策定に関しご支援を賜りました関係各位に対し、心より感謝と御礼を申し上げます。

2024年3月

一宮市長 中野 正康

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
第2章 一宮市の障害のある人の現状と今後の方向性	5
1 障害のある人の状況	5
2 障害福祉サービス等の利用状況	28
3 前計画の評価	34
4 現状の課題と今後の方向性	41
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 計画の基本理念	47
2 重点戦略	47
3 施策の体系	48
第4章 施策の展開	49
基本目標1 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重	49
基本目標2 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備	52
基本目標3 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携	56
基本目標4 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備	58
基本目標5 障害のある人の雇用・就労の支援	62
基本目標6 地域生活を支える生活環境の充実	64
第5章 障害福祉サービス等の提供体制	68
1 目標の設定	68
2 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策	76
3 障害児通所支援等の見込み量と確保方策	95
4 子ども・子育て支援事業	100
第6章 計画の推進に向けて	102
1 計画の推進体制	102
2 計画の進捗管理	102
資料編	104
1 計画策定の経過	104
2 一宮市社会福祉審議会条例	105
3 一宮市社会福祉審議会運営規程	106
4 一宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿	108
5 用語の説明	109
6 一宮市障害者自立支援協議会の関係図	113

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

国では、平成18年の障害者自立支援法の施行を端緒に、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成24年10月）、「障害者差別解消法」の成立（平成25年6月）といった国内法の整備が進められました。

平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という）が施行されました。この法律では、共生社会の実現に向けて、障害のある人の社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去を総合的かつ計画的に行うことが基本理念として掲げられています。その後、平成26年には、障害のある人の尊厳と権利を保障するための国際条約である「障害者権利条約」が批准されるなど、障害者福祉の向上のための環境整備が行われました。

平成28年5月には、障害福祉施策の大きな転換点となった、「障害者総合支援法」の施行から3年が経過したことを受け、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、児童福祉法の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。これらの法律は平成30年から施行されています。

平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、行政機関や事業者等に対する障害を理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務づけが規定されました。さらに、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととなりました。

「地域共生社会」の理念のもと、障害福祉分野においても、地域での就労の場づくりや、障害のある人と高齢者が共に利用できる「共生型サービス」の創設等を進めていくことが示されました。

このような中、平成30年には障害者権利条約の批准後に初めて策定される障害者基本計画として「第4次障害者基本計画」が策定されました。その後、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、共生社会の実現に向けて、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めることが基本理念として示されています。

また、各分野における障害者施策に共通する横断的な視点として、条約の理念の尊重及び整合性の確保、共生社会の実現に資する取組の推進、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援、障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進、PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進が示されています。

■障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）の導入 ・サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入
H23	【改正】障害者基本法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・目的規定及び障害者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
H24	【改正】児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を発見した者に通報の義務づけ ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・市町村障害者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行 （障害者自立支援法の改正）	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会実現に向けた基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し（難病等を追加）
	障害者基本計画（第3次）策定	
H26	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、H18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
	【改正】障害者総合支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化等
H27	難病法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
H28	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行（H30.4全面施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
障害者基本計画（第4次）策定		
H30	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応（自立生活援助・就労定着支援・居宅訪問型児童発達支援の創設、重度訪問介護の訪問先の拡大等） ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備（障害福祉サービスの情報公開制度の創設等）
	障害者文化芸術推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
H31 ・ R1	障害者文化芸術推進基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
	読書バリアフリー法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する
R2	【改正】障害者雇用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

年	主な制度・法律	主な内容
R 3	【改正】障害者総合支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し ・障害福祉サービス等の持続可能性の確保（ICTの活用による障害福祉現場の業務効率化等）
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の定義の明確化 ・国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化
R 4	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策に関する基本理念を定める
R 5	障害者基本計画（第5次）策定	
	【改正】障害者総合支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁設置法の施行に伴う改正

（２）計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年に障害者基本法に基づく「第 2 次一宮市障害者基本計画」、平成 30 年に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第 5 期一宮市障害福祉計画（含 第 1 期障害児福祉計画）」を策定し、障害の有無に関わらず、すべての市民が支え合い、助け合いながら生活できる共生社会の実現を目指し、障害のある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らすための様々な施策や福祉サービスの充実に取り組んできました。

これらの計画は相互に密接な関係があること、共生社会の実現に向けて障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、この 3 つの計画が終了となる令和 3 年度からは「第 3 次一宮市障害者基本計画」、「第 6 期一宮市障害福祉計画」、「第 2 期一宮市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。3 計画のうち、「第 6 期一宮市障害福祉計画」、「第 2 期一宮市障害児福祉計画」は令和 5 年度で計画期間が終了となることから、現状の把握や施策等の検証を踏まえた上で、新たな障害福祉計画、障害児福祉計画として、令和 6 年度に始まる「第 7 期一宮市障害福祉計画」、「第 3 期一宮市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

① 第3次障害者基本計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画で、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

② 第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

③ 第3期障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画となる一宮市総合計画をはじめ、一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）、一宮市子ども・子育て支援事業計画、一宮市地域福祉計画、健康日本 2 1 いちのみや計画といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

(3) 計画の期間

第3次障害者基本計画は令和3年度から令和8年度までの6年間、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

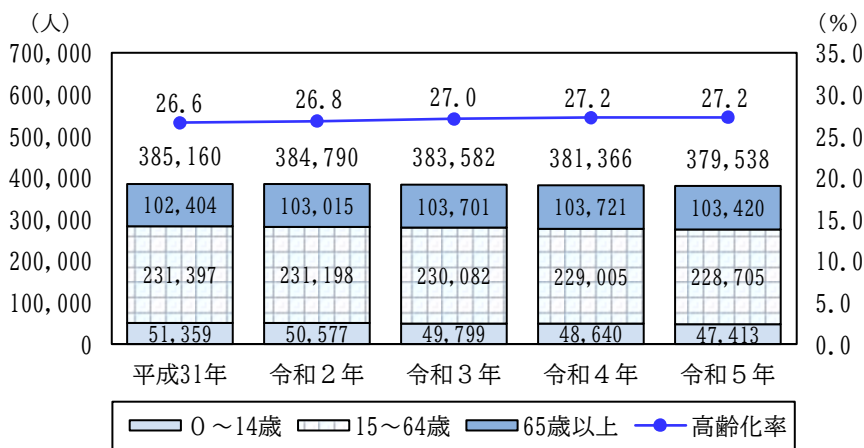
	H						R								
	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	
総合計画	第6次 (後期基本計画)						第7次計画								
障害者基本計画			第2次				第3次								
障害福祉計画			第4期		第5期		第6期		第7期						
障害児福祉計画					第1期		第2期		第3期						

1 障害のある人の状況

(1) 人口の状況

本市の人口は緩やかに減少しており、令和5年では379,538人となっています。一方で高齢化は年々進み、令和5年の高齢化率は27.2%となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

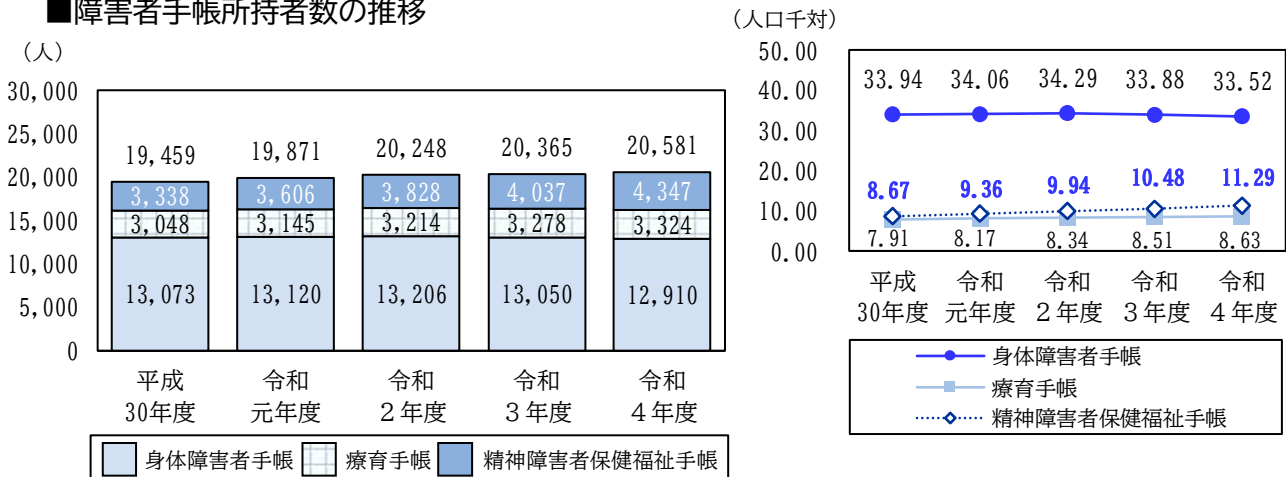
(2) 障害者手帳所持者の状況

① 障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳所持者数は年々増加し、令和4年度末では20,581人となっています。

人口千人あたりの障害者手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が年々増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



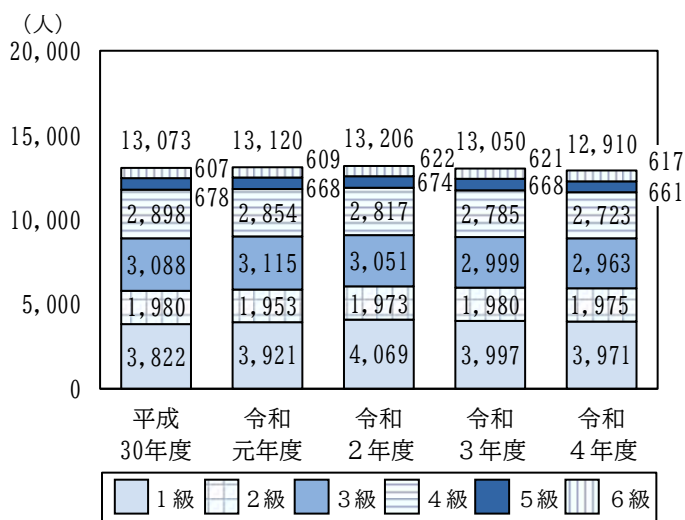
資料：障害福祉課（各年度末）

② 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和3年度までは13,000人台で推移していましたが、令和4年度では12,910人となっています。等級別でみると、各年度とも最重度である1級が最も多くなっています。

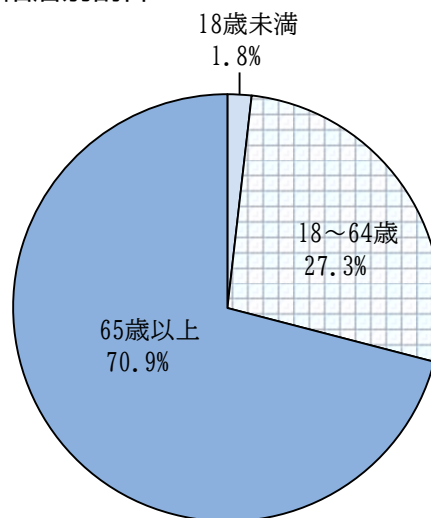
令和4年度の年齢階級別割合をみると、65歳以上が70.9%を占めています。障害種別では、肢体不自由が49.4%と最も高く、次いで内部障害が37.1%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



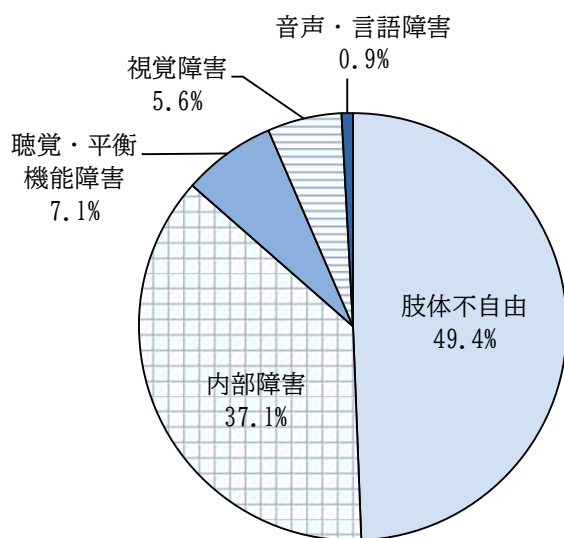
資料：障害福祉課（各年度末）

■年齢階層別割合



資料：障害福祉課（令和4年度末）

■障害種別割合



資料：障害福祉課（令和4年度末）

内部障害とは

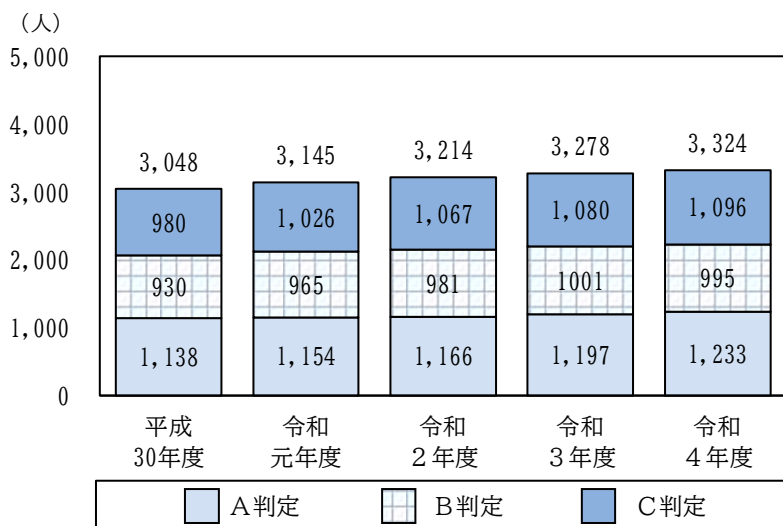
内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器など、生命を維持していくための機能が低下している状態のことをいい、近年では高齢化の影響などから増加傾向にあります。

③ 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は年々増加し、令和4年度では3,324人となっています。判定別の内訳をみると、各年とも最重度であるA判定が最も多くなっています。

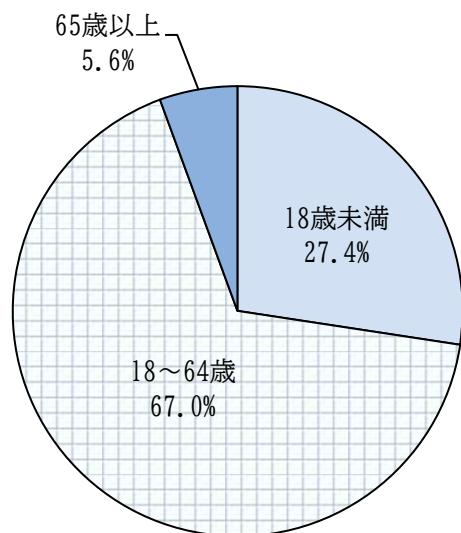
令和4年度の年齢階層別割合は、18～64歳が67.0%と最も高く、次いで、18歳未満が27.4%となっています。18歳以上ではA判定、18歳未満ではC判定が最も高くなっています。

■療育手帳所持者数の推移



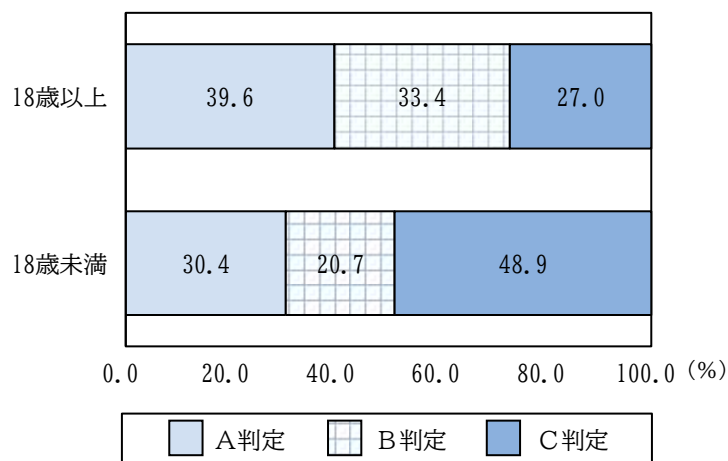
資料：障害福祉課（各年度末）

■年齢階層別割合



資料：障害福祉課（令和4年度末）

■年齢階層別判定割合



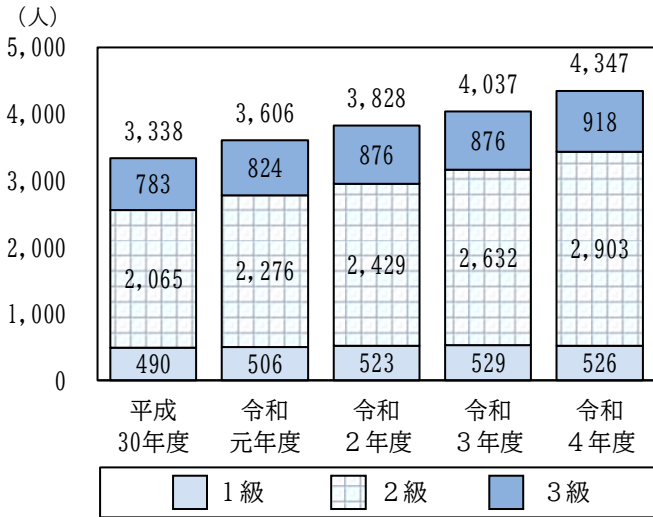
資料：障害福祉課（令和4年度末）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、令和4年度では4,347人となっています。等級別では、各年度とも2級が最も多くなっています。

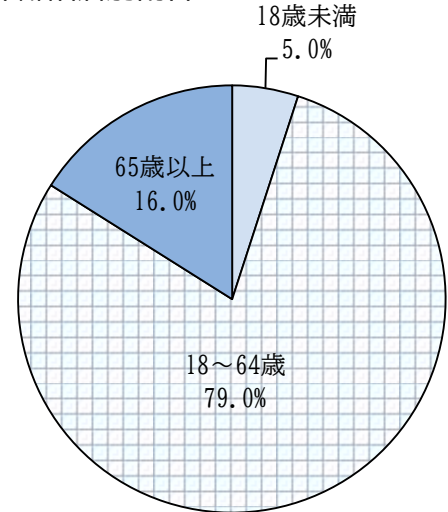
令和4年度の年齢階層別割合をみると、18～64歳が79.0%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年度末）

■年齢階層別割合

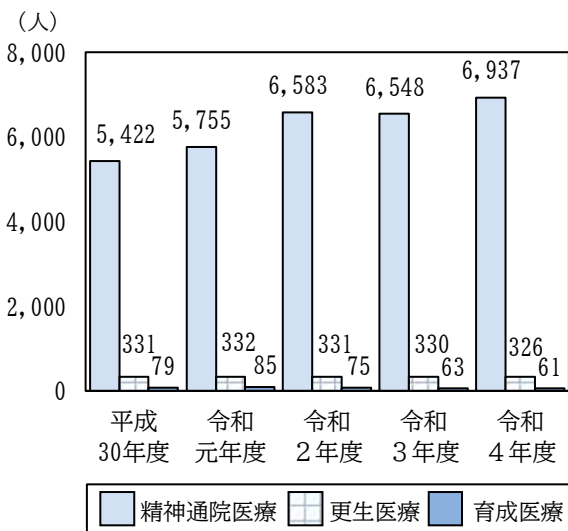


資料：障害福祉課（令和4年度末）

(3) 自立支援医療の状況

自立支援医療受給者数については、精神通院医療は令和3年度では減少していますが、概ね増加傾向にあります。更生医療と育成医療は増減しながら推移しています。

■自立支援医療受給者数の推移



資料：愛知県精神保健福祉センター・障害福祉課（各年度末）

自立支援医療の対象者

■精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

■更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

■育成医療

身体に障害を有する児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

「精神通院医療」は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも受けられるため、精神通院医療受給者数をみることで、精神的な病気を抱えている人がどれくらいいるかを知ることができます。

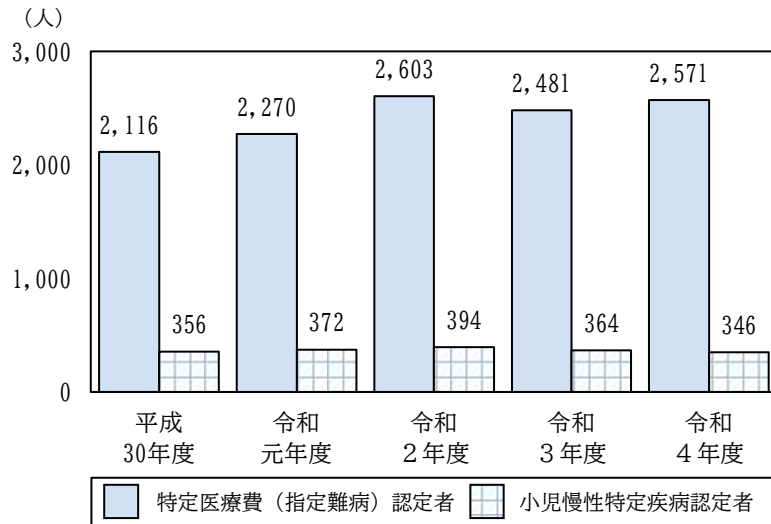
(4) 難病・発達障害等の状況

① 難病患者等の状況

特定医療費（指定難病）認定者数は、令和2年度までは増加していましたが、その後は減少、増加を経て、令和4年度では2,571人となっています。

小児慢性特定疾病認定者数については、令和3年度までは各年350~400人で推移していましたが、令和4年度では346人となっています。

■特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病認定者数の推移



難病について

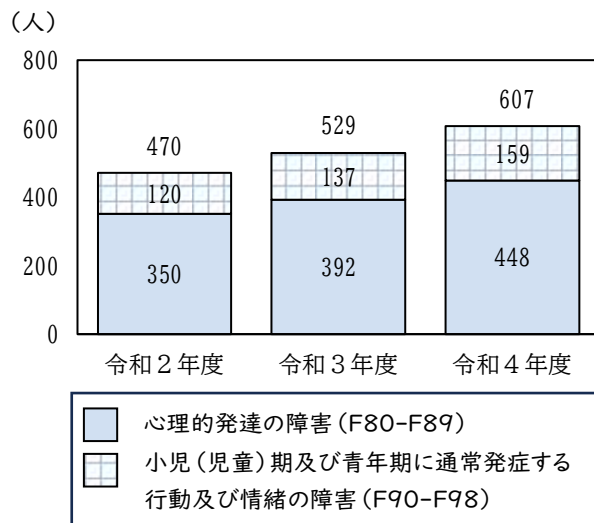
原因不明で、治療方法が確定していない疾病は難病といわれます。その中でも、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の必要性が高いものなどについては、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病として医療費の助成が行われています。

資料：愛知県健康対策課・市保健所・障害福祉課（各年度末）

② 発達障害の状況

発達障害に分類される障害により精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和4年度で607人となっており、令和2年度と比較すると約1.3倍となっています。

■発達障害の状況



発達障害について

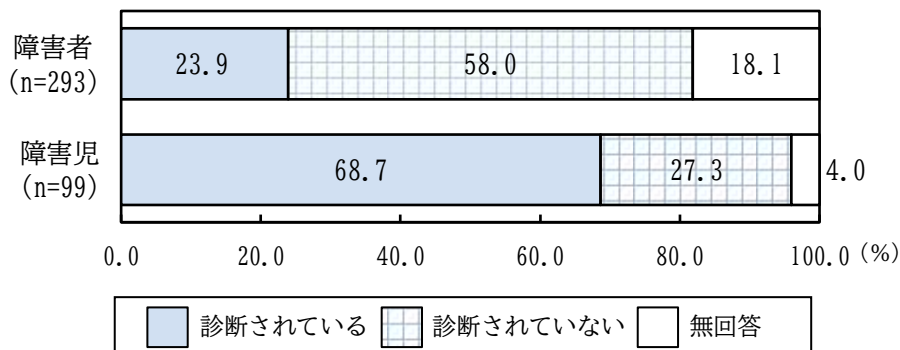
発達障害者支援法では、発達障害とは、自閉スペクトラム症（ASD、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害）、限局性学習症/学習障害、注意欠如・多動症/注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。近年の傾向では、脳機能の障害であって、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害 (F80-F89)」及び「小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)」と診断され精神障害者保健福祉手帳を所持している方が増えています。

※発達障害の状況については、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした数値

資料：障害福祉課（各年度末）

アンケート調査によると、障害者の 23.9%、障害児の 68.7%が、発達障害と診断されています。

■発達障害の診断の有無

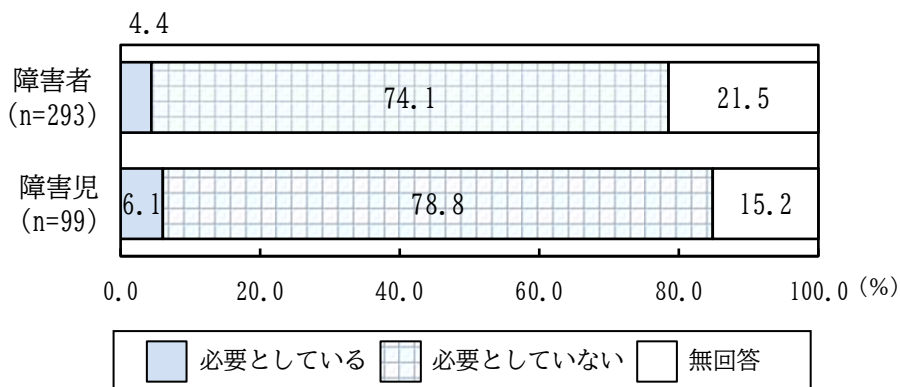


資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（令和5年度）

③ 医療的ケアの状況

アンケート調査によると、障害者の 4.4%、障害児の 6.1%が、医療的ケアが必要になっています。

■医療的ケアの必要性



資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（令和5年度）

医療的ケアとは

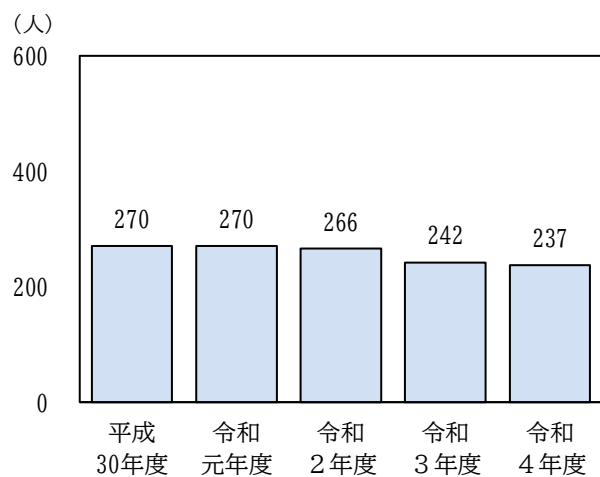
人工呼吸器や胃ろう等を使用したたんの吸引や経管栄養など、日常生活上必要不可欠な生活援助行為としての医療行為のことをいいます。

(5) 障害のある子どもの状況

① 障害者手帳所持者数の推移

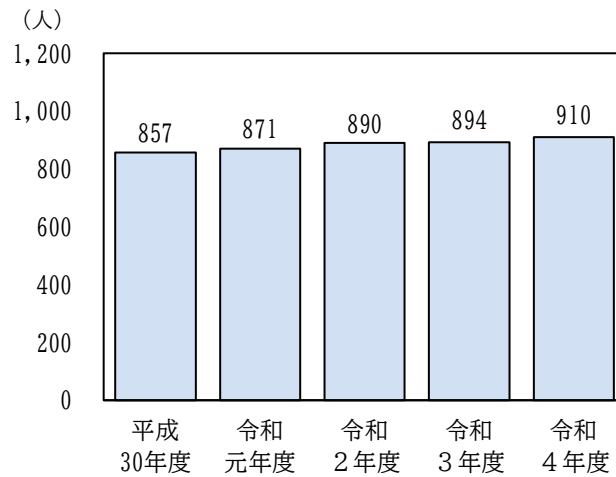
18歳未満の手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移（18歳未満）



資料：障害福祉課（各年度末）

■療育手帳所持者数の推移（18歳未満）

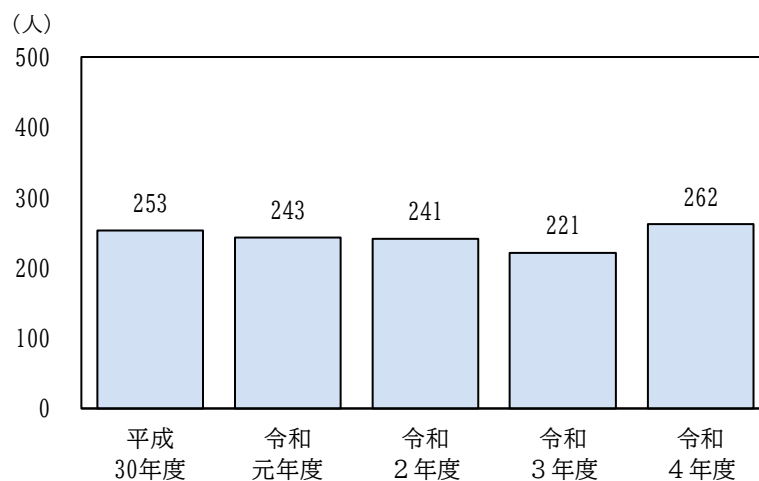


資料：障害福祉課（各年度末）

② 障害児保育の状況

障害児保育利用者数は、令和3年度までは減少傾向にありましたが、令和4年度は増加に転じ、262人となっています。

■障害児保育利用者数の推移



資料：保育課（各年4月1日現在）

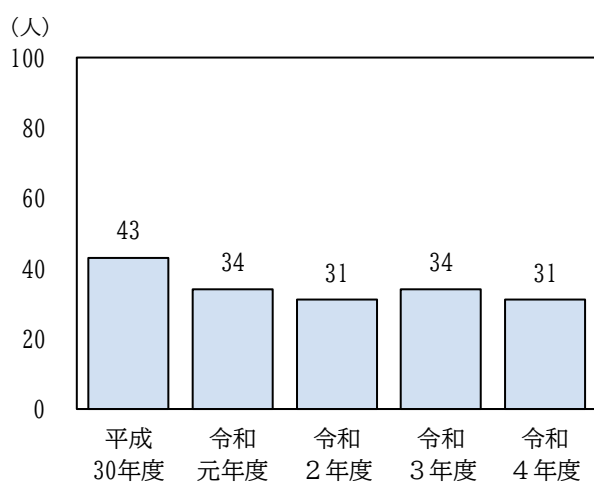
③ 放課後の居場所の状況

障害児児童クラブ利用者数は、令和2年度までは減少していましたが、その後は横ばいで推移して、令和4年度では31人となっています。

放課後児童クラブの加配対象児童数は、令和元年度から令和2年度にかけて減少しましたが、概ね増加傾向にあり、令和4年度では64人となっています。特に令和3年度から令和4年度にかけての増加が大きくなっています。

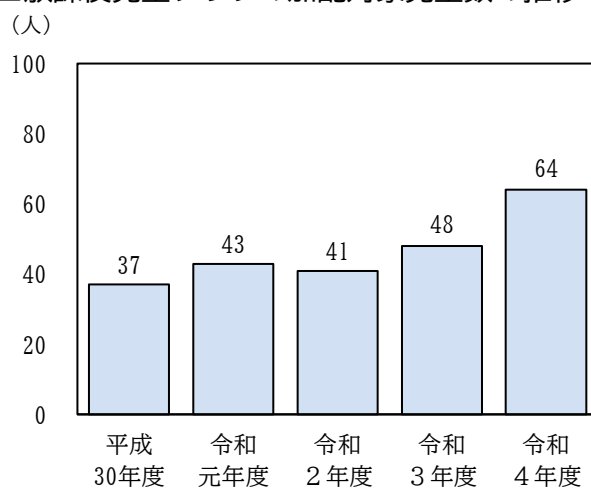
放課後等デイサービス利用者数は、令和元年度以降年々増加し、令和4年度では1,275人となっています。

■障害児児童クラブ利用者数の推移



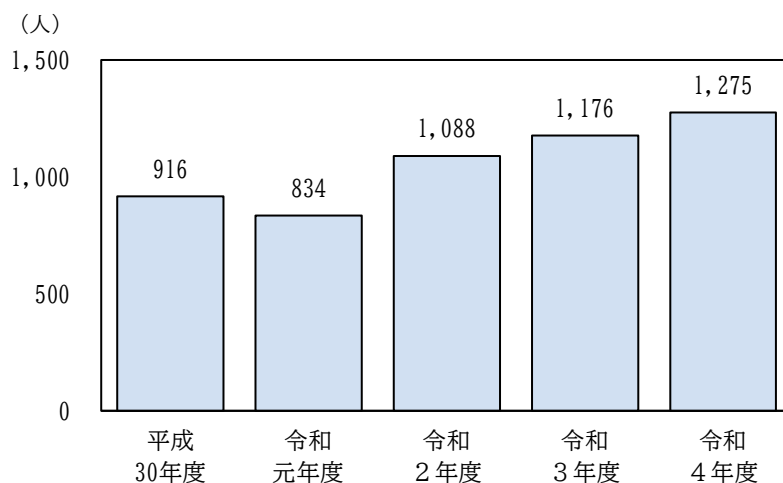
資料：子育て支援課（各年度末）

■放課後児童クラブの加配対象児童数の推移



資料：子育て支援課（各年度末）

■放課後等デイサービス利用者数の推移



資料：障害福祉課（各年度末）

放課後の居場所

本市では、障害児児童クラブを2か所設置し、障害のある子どもの放課後の居場所づくりを進めているほか、放課後児童クラブにおいて特別に支援が必要な子どもに対して、職員の加配を行っています。

また、放課後等デイサービスでは、放課後や休業日に、障害のある子どもの生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流機会を提供しています。

④ 特別支援学級・特別支援学校の状況

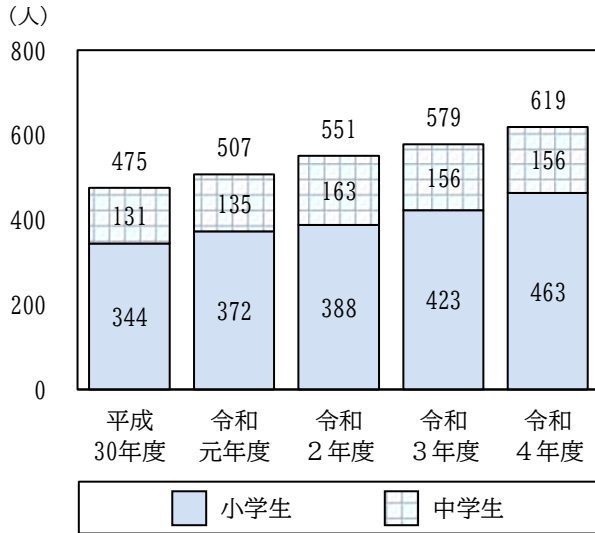
特別支援学級通学者数は年々増加し、令和4年度では619人となっています。

通級指導教室通学者数は、令和元年度から令和2年度にかけて大きく増加しましたが、その後は横ばいで推移し、令和4年度では166人となっています。

特別支援学校通学者数は各年度400人前後で推移しています。通学先は一宮東特別支援学校が最も多くなっています。

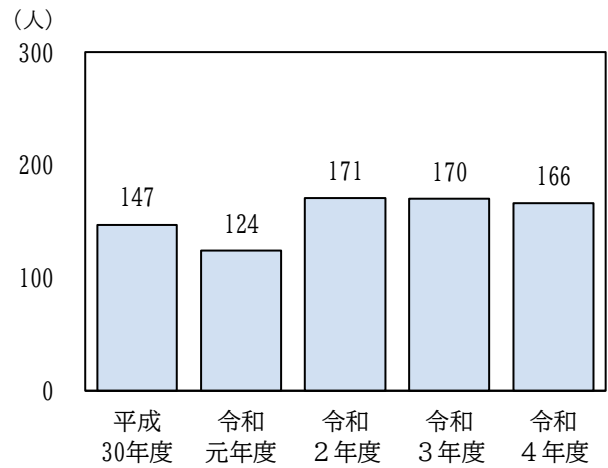
学部別にみると、各年度とも高等部への通学者が多くなっています。

■特別支援学級通学者数の推移



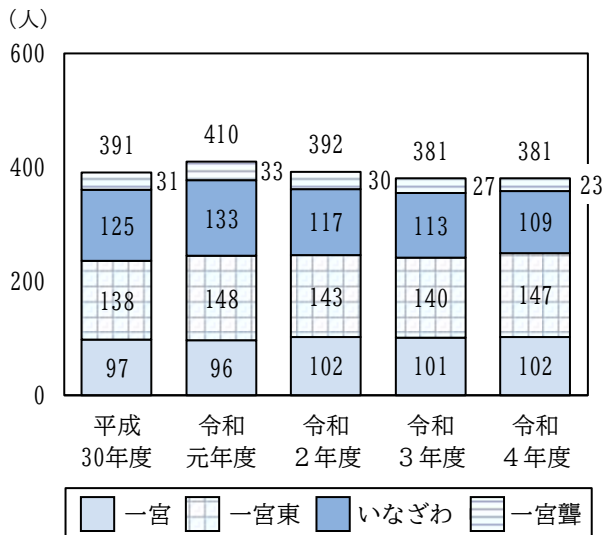
資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■通級指導教室通学者数の推移

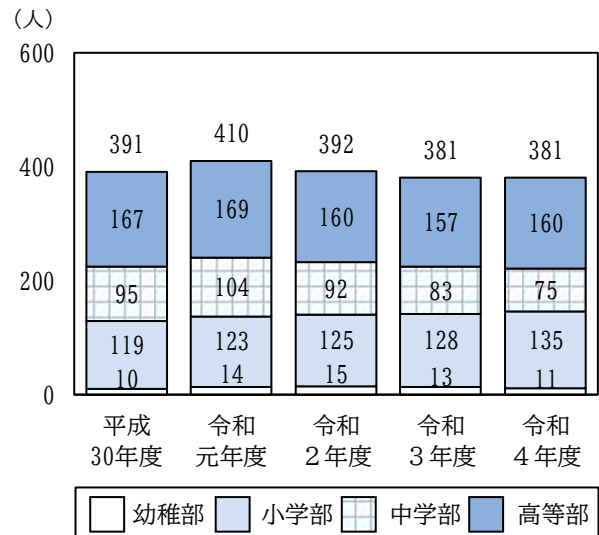


資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■特別支援学校通学者数の推移（学校別・学部別）



資料：各学校（各年5月1日現在）



資料：各学校（各年5月1日現在）

(6) 障害のある人の就労の状況

尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績をみると、知的障害のある人、精神障害のある人への支援件数が多くなっています。職場定着支援件数については増減を経て推移していますが、平成30年度と令和4年度の値を比較すると、いずれの区分においても増加しています。

■尾張西部障害者就業・生活支援センターの実績

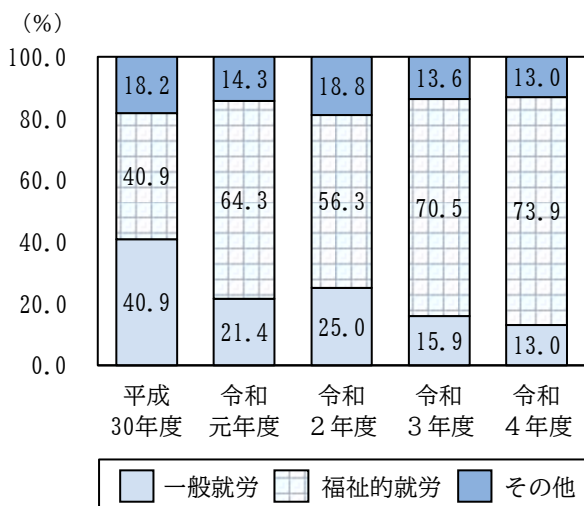
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害	支援対象者(人)	118	110	120	134	112
	就職件数(件)	9	6	6	2	12
	相談・支援件数(件)	588	454	366	335	369
	職場定着支援件数(件)	79	77	62	63	82
知的障害	支援対象者(人)	341	359	390	413	384
	就職件数(件)	32	35	35	39	37
	相談・支援件数(件)	2,621	2,401	2,400	1,909	2,699
	職場定着支援件数(件)	710	614	898	725	1,209
精神障害	支援対象者(人)	452	458	527	568	524
	就職件数(件)	51	31	36	41	40
	相談・支援件数(件)	3,705	2,673	2,573	2,012	2,738
	職場定着支援件数(件)	555	391	415	514	776

注：数値には稲沢市の実績も含む
資料：尾張西部障害者就業・生活支援センター（各年度末）

特別支援学校卒業生の進路の推移をみると、各年度とも福祉的就労が最も高く、令和4年度では73.9%となっています。一般就労については13.0%となっています。

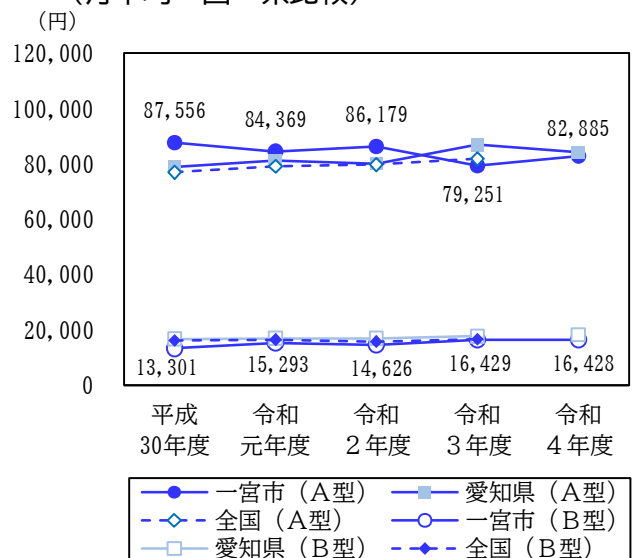
工賃の推移をみると、就労継続支援A型の令和4年度の工賃は82,885円となっています。また、令和2年度までは全国平均、愛知県平均を上回っていましたが、令和3年度では最も低い水準となっています。令和4年度の工賃も愛知県の平均を下回っています。就労継続支援B型の令和4年度の工賃は16,428円となっていますが、全国平均、愛知県平均を下回る状況が続いています。

■特別支援学校卒業生の進路の推移 (卒業生総数に占める割合)



資料：各学校（各年度末）

■就労継続支援A型・B型における工賃の推移 (月平均・国・県比較)

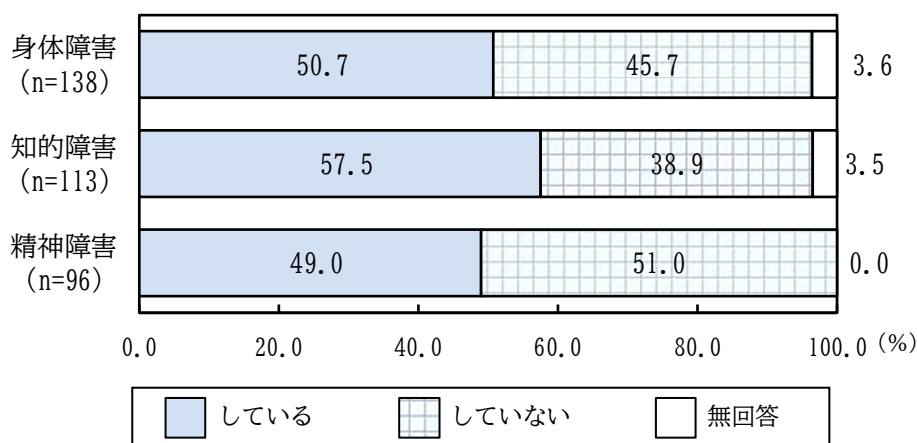


資料：障害福祉課（各年度末）

アンケート調査によると、仕事をしている人の割合は《知的障害》で最も高く、57.5%となっています。《精神障害》では、仕事をしている人が49.0%と、5割未満となっています。

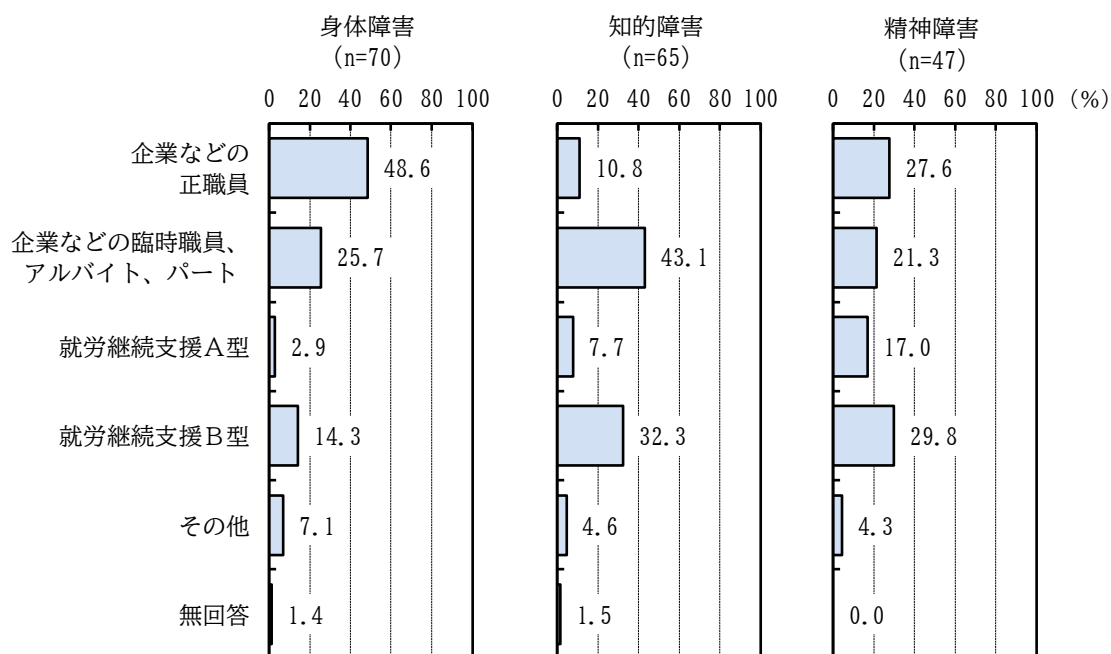
また、働く人の就労形態をみると、企業などの正職員として働く人は、《身体障害》では約5割であるのに対し、《知的障害》では約1割、《精神障害》では約3割となっています。《知的障害》では企業などの臨時職員、アルバイト、パートで働く人が最も多く、《精神障害》では就労継続支援B型として働く人が最も多くなっています。

■就労の有無



資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（令和5年度）

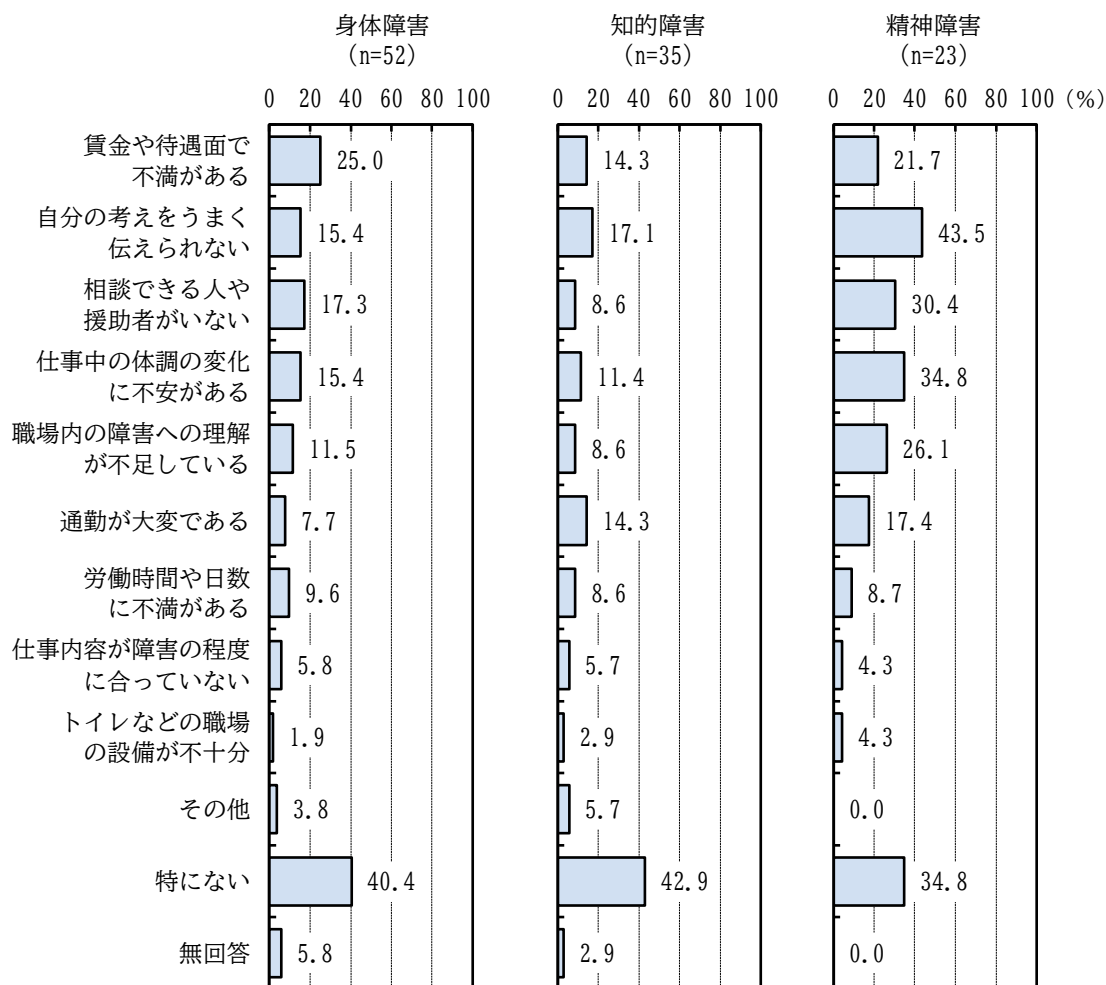
■就労形態



資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（令和5年度）

アンケート結果によると、仕事をする上での悩みや不満としては、《身体障害》、《知的障害》では「特にない」という人が最も多くなっていますが、それ以外では、《身体障害》は「賃金や待遇面で不満がある」、《知的障害》では「自分の考えをうまく伝えられない」をあげる人が最も多くなっています。《精神障害》では「自分の考えをうまく伝えられない」、「仕事中の体調の変化に不安がある」をあげる人が多くなっていますが、「特にない」の割合も上位となっています。

■仕事をする上での悩みや不満



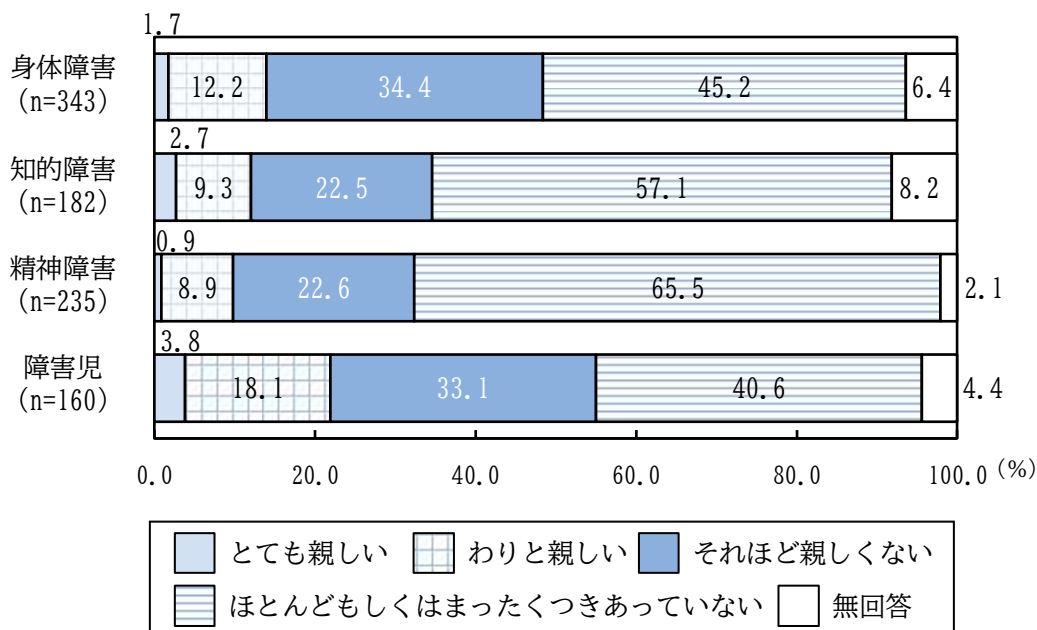
資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（複数回答）（令和5年度）

(7) 住まいや暮らしについて

アンケート調査によると、近所づきあいの程度についてはどの障害区分でも、ほとんどもしくはまったくつきあっていないと回答する人が多くなっています。

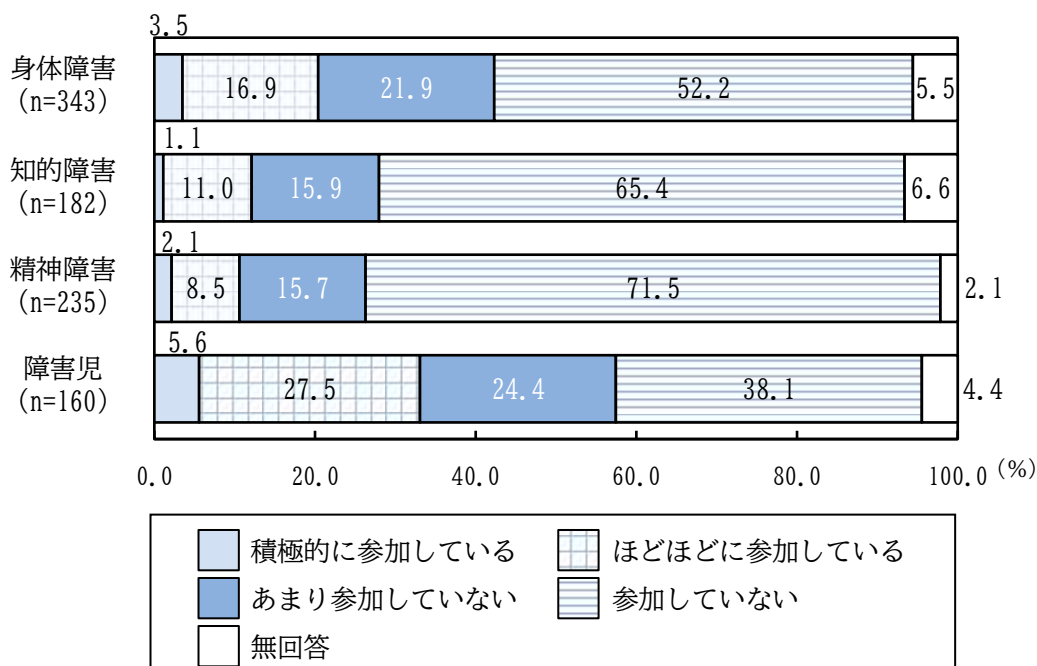
地域活動への参加状況についても、参加している割合は低い傾向にあり、最も割合が高い《障害児》で3割台半ばとなっています。

■近所づきあいの程度



資料：障害者のくらしに関するアンケート調査（令和元年度）

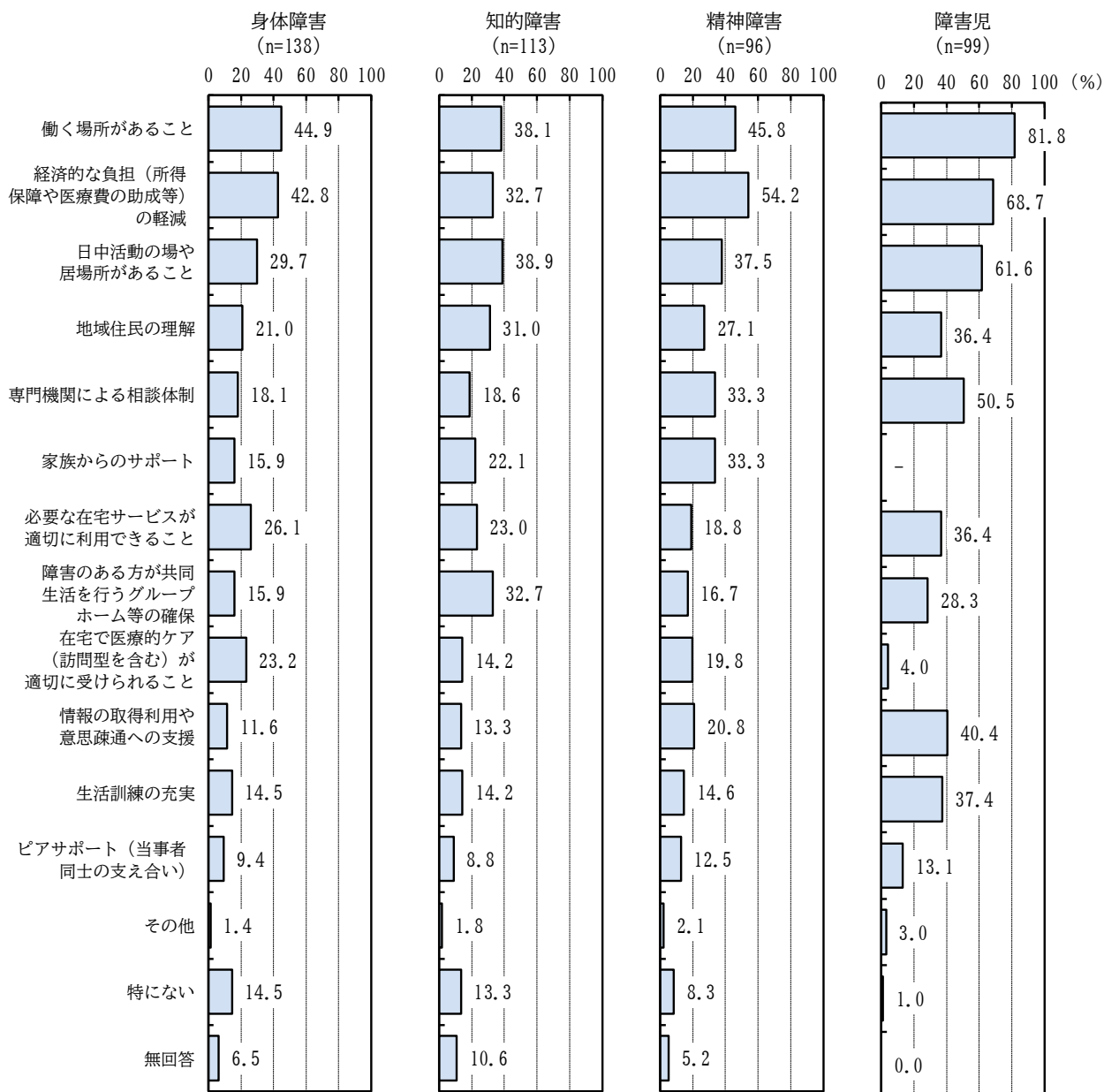
■地域活動への参加状況



資料：障害者のくらしに関するアンケート調査（令和元年度）

アンケート調査によると、地域で生活するために必要な支援としては、どの障害区分においても、「働く場所があること」や「経済的な負担（所得保障や医療費の助成等）の軽減」、「日中活動の場や居場所があること」などが上位にあげられていますが、障害児では「専門機関による相談体制」をあげる人の割合がほかの障害区分より高く、5割以上となっています。

■地域で生活するために必要な支援



資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（複数回答）（令和5年度）

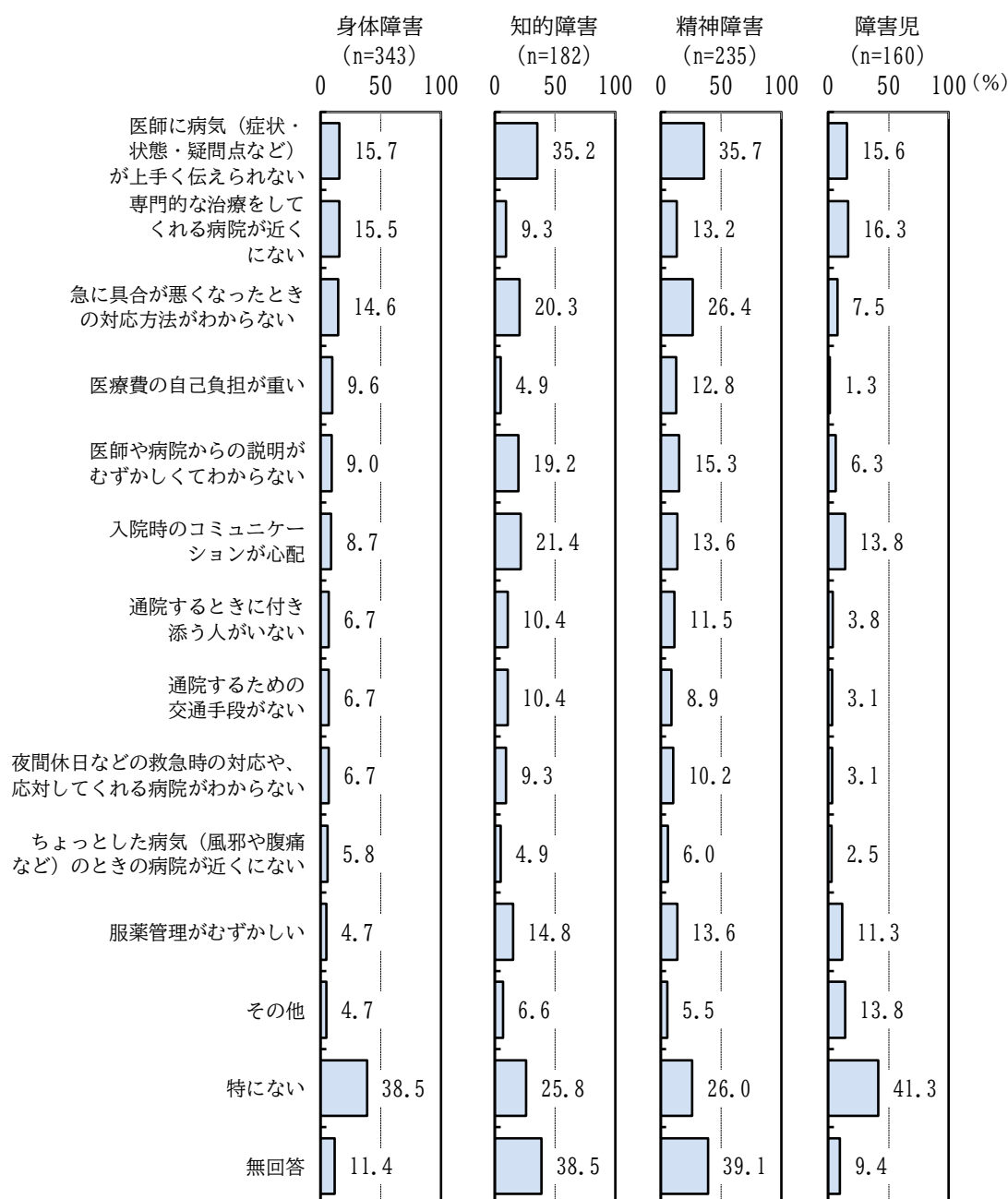
ピアサポートとは

ピア（peer）とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉で、ピアサポート（peer support）とは、こうした同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉です。

(8) 医療に関すること

アンケート調査によると、医療のことで困っていることとしては、《身体障害》、《障害児》では「特にない」と回答する人が最も多くなっていますが、そのほかでは、「医師に病気（症状・状態・疑問点など）が上手く伝えられない」、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」をあげる人が多くなっています。《知的障害》、《精神障害》でも「医師に病気（症状・状態・疑問点など）が上手く伝えられない」をあげる人が多くなっています。そのほかでは、《知的障害》では「入院時のコミュニケーションが心配」、「急に具合が悪くなったときの対応方法がわからない」、《精神障害》では「急に具合が悪くなったときの対応方法がわからない」をあげる人が多くなっています。

■医療のことで困っていること

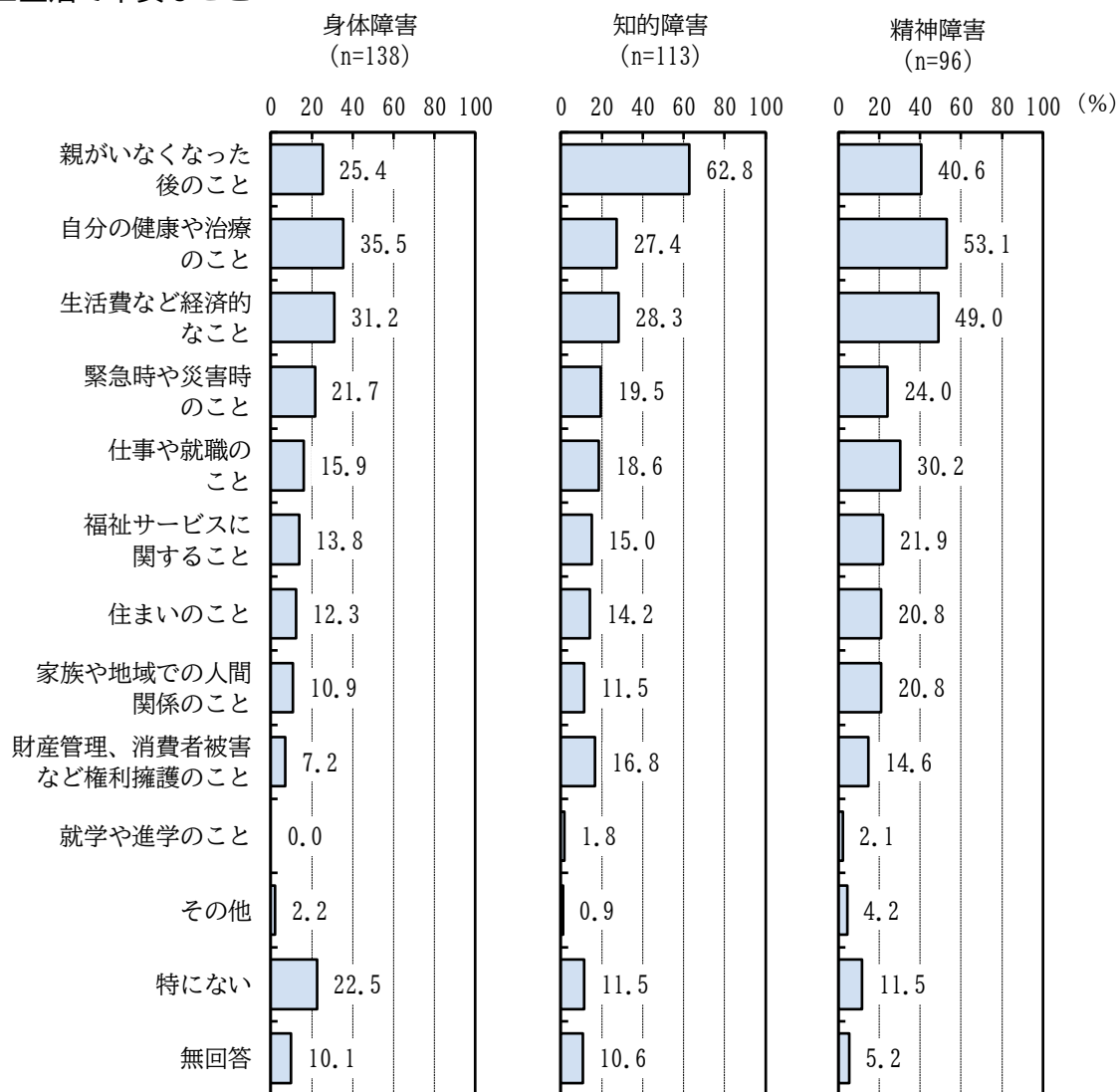


資料：障害者のくらしに関するアンケート調査（複数回答）（令和元年度）

(9) 相談・支援体制について

アンケート調査によると、生活で不安なこととしては、《身体障害》、《精神障害》では、「自分の健康や治療のこと」や「生活費など経済的なこと」をあげる人が多いのに対し、《知的障害》では「親がいなくなった後のこと」をあげる人が6割以上で、ほかの項目の値を大きく上回っています。また、《精神障害》でも約4割の人が、「親がいなくなった後のこと」と回答しています。

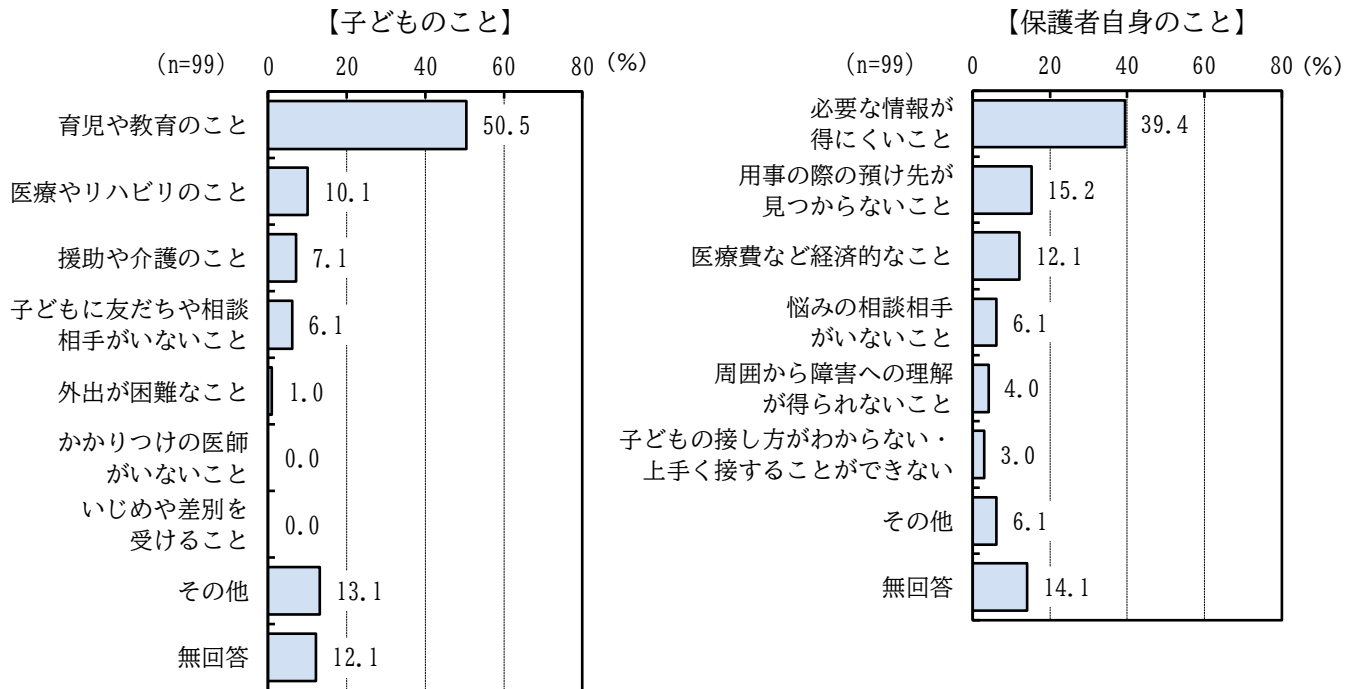
■生活で不安なこと



資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（複数回答）（令和5年度）

アンケート調査によると、子どもについては「育児や教育のこと」をあげる人が最も多く、半数以上となっています。保護者に関することでは「必要な情報が得にくいこと」をあげる人が最も多く、4割となっています。

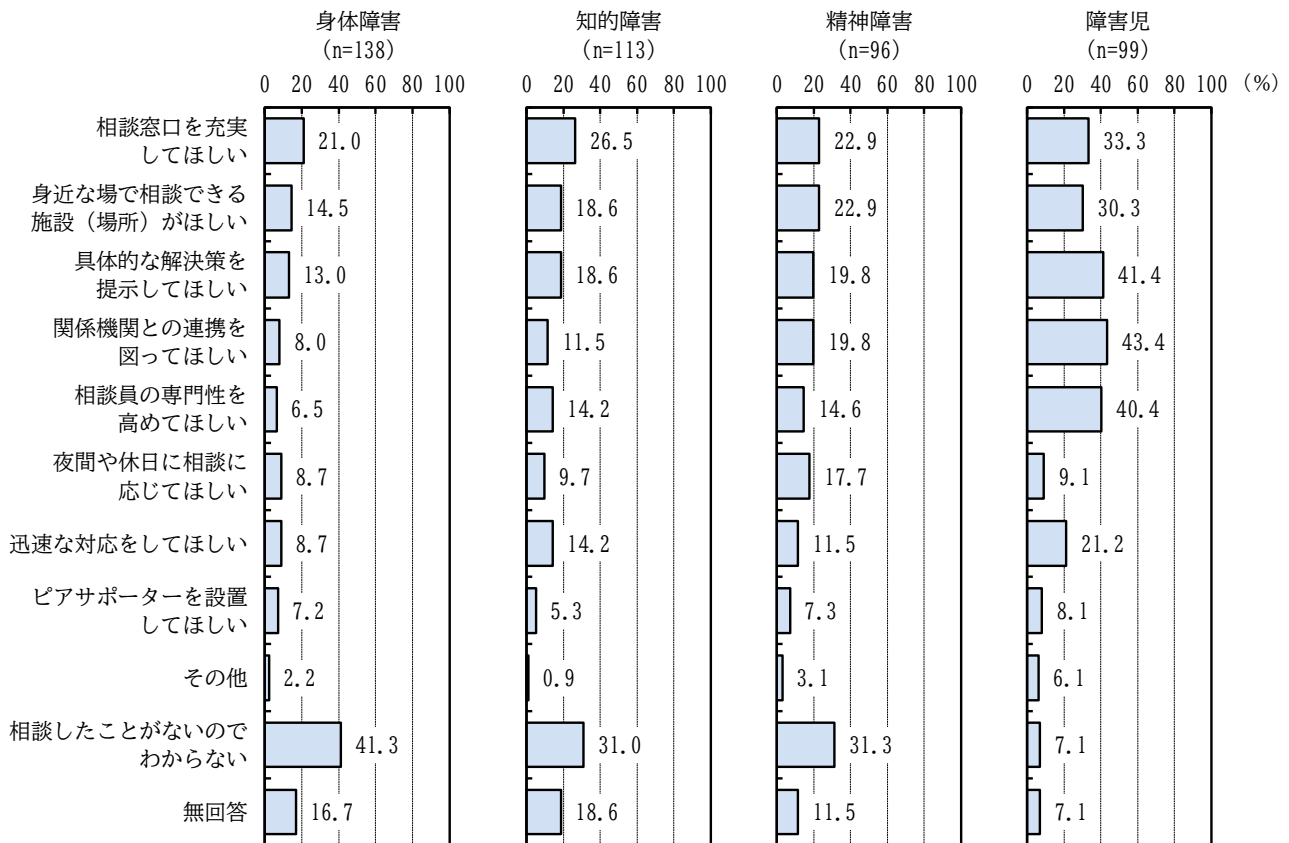
■悩みごとや困りごと（障害児）



資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（複数回答）（令和5年度）

アンケート調査によると、相談体制に望むこととしては、成人ではどの障害区分でも、「相談したことがないのでわからない」をあげる人が最も多くなっています。そのほかでは、「相談窓口を充実してほしい」、「身近な場で相談できる施設（場所）がほしい」が上位にあげられています。《知的障害》では「具体的な解決策を提示してほしい」も上位となっています。《障害児》では、「具体的な解決策を提示してほしい」、「関連機関との連携を図ってほしい」、「相談員の専門性を高めてほしい」が上位となっており、4割以上となっています。

■相談体制に望むこと



資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（複数回答）（令和5年度）

ピアサポーターとは

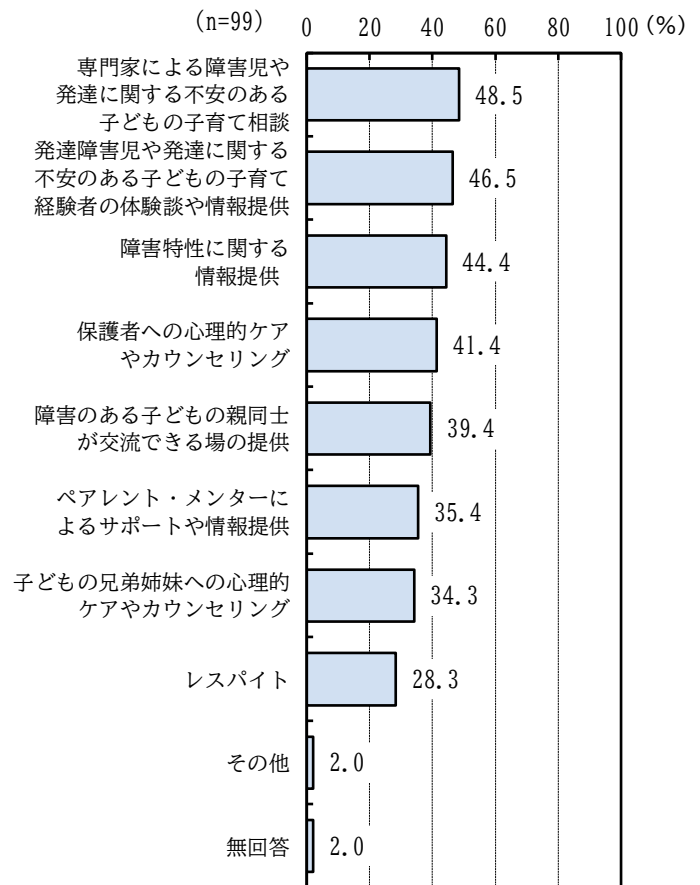
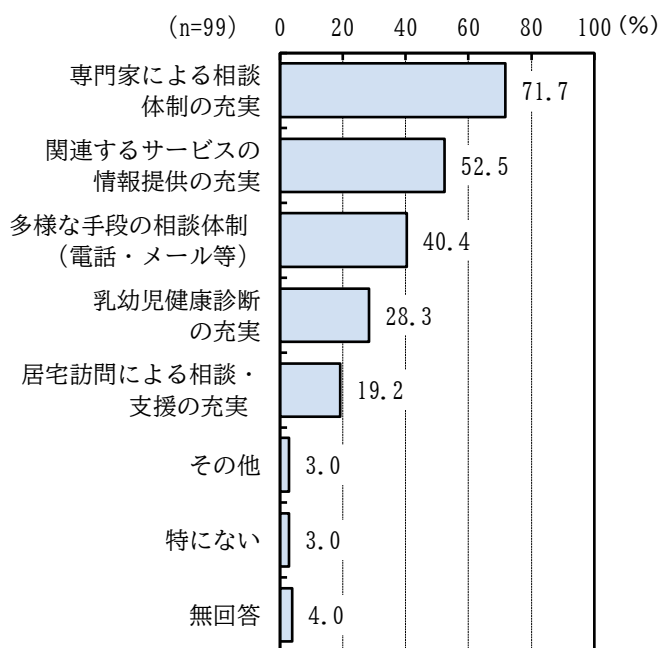
自分も障害や疾病等の経験があり、そうした経験を活かしながら、対人援助の現場等で働き、障害や疾病等の中にある仲間（ピア）のために支援やサービスを提供する人のことです。

アンケート調査によると、発達の不安や障害のある子どもの早期支援に向けて必要なこととしては、「専門家による相談体制の充実」、「関連するサービスの情報提供の充実」、「多様な手段の相談体制（電話・メール等）」が上位にあげられています。

療育支援として必要なものとしては、「専門家による障害児や発達に関する不安のある子どもの子育て相談」、「発達障害児や発達に関する不安のある子どもの子育て経験者の体験談や情報提供」、「障害特性に関する情報提供」、「保護者への心理的ケアやカウンセリング」が上位となっています。

■早期支援に向けて必要なこと

■療育支援として必要なもの



資料：福祉サービス等に関するアンケート調査（複数回答）（令和5年度）

ペアレントメンターとは

自分も発達障害のある子どもを育てた経験があり、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことで、同じような子どもを持つ親に対して、共感的なサポート等を行います。

レスパイトとは

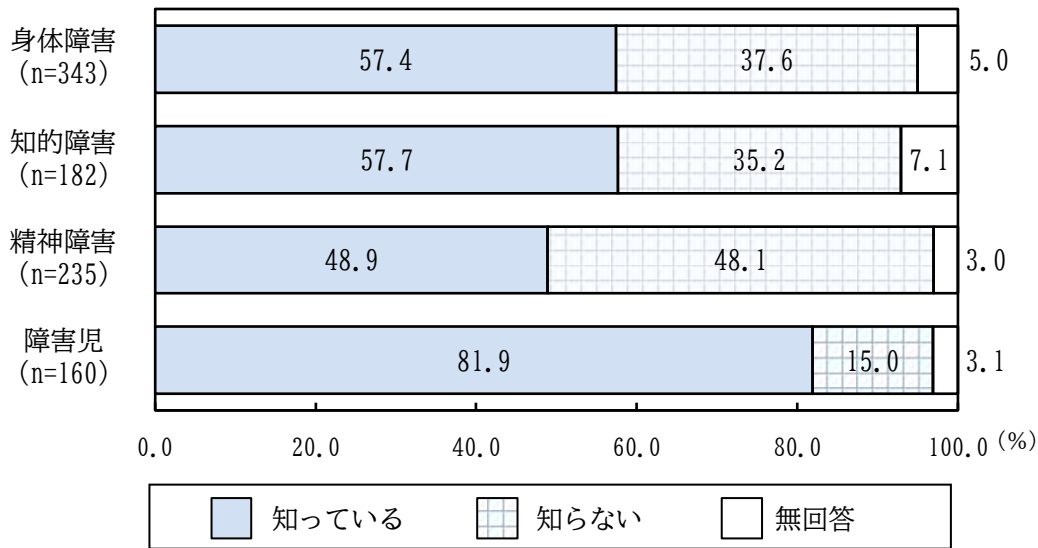
高齢者や障害者、重病の子どもなどを抱えた家族や介護者などが、一時的に介護等から解放され、リフレッシュするための支援のことです。

(10) 災害時の対策について

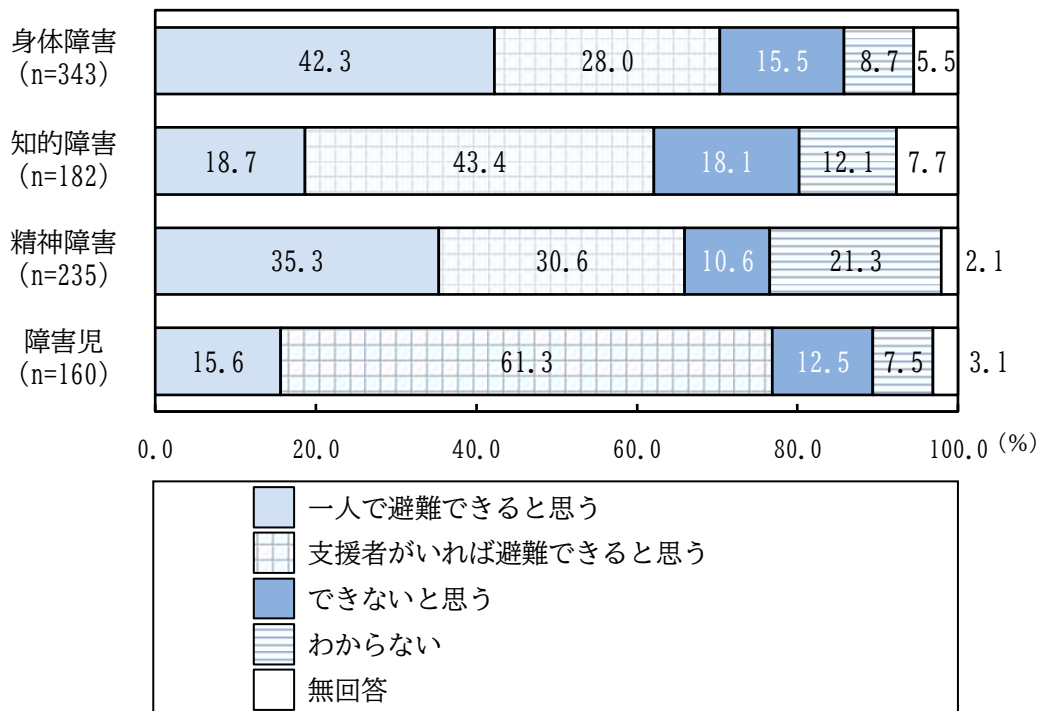
アンケート調査によると、災害時の避難場所を知っている人は《障害児》では8割以上となっていますが、《身体障害》、《知的障害》では6割弱、《精神障害》では5割未満となっています。

一人で避難できる人の割合は、《知的障害》、《障害児》で低い傾向にあり、2割未満となっています。

■避難場所の認知

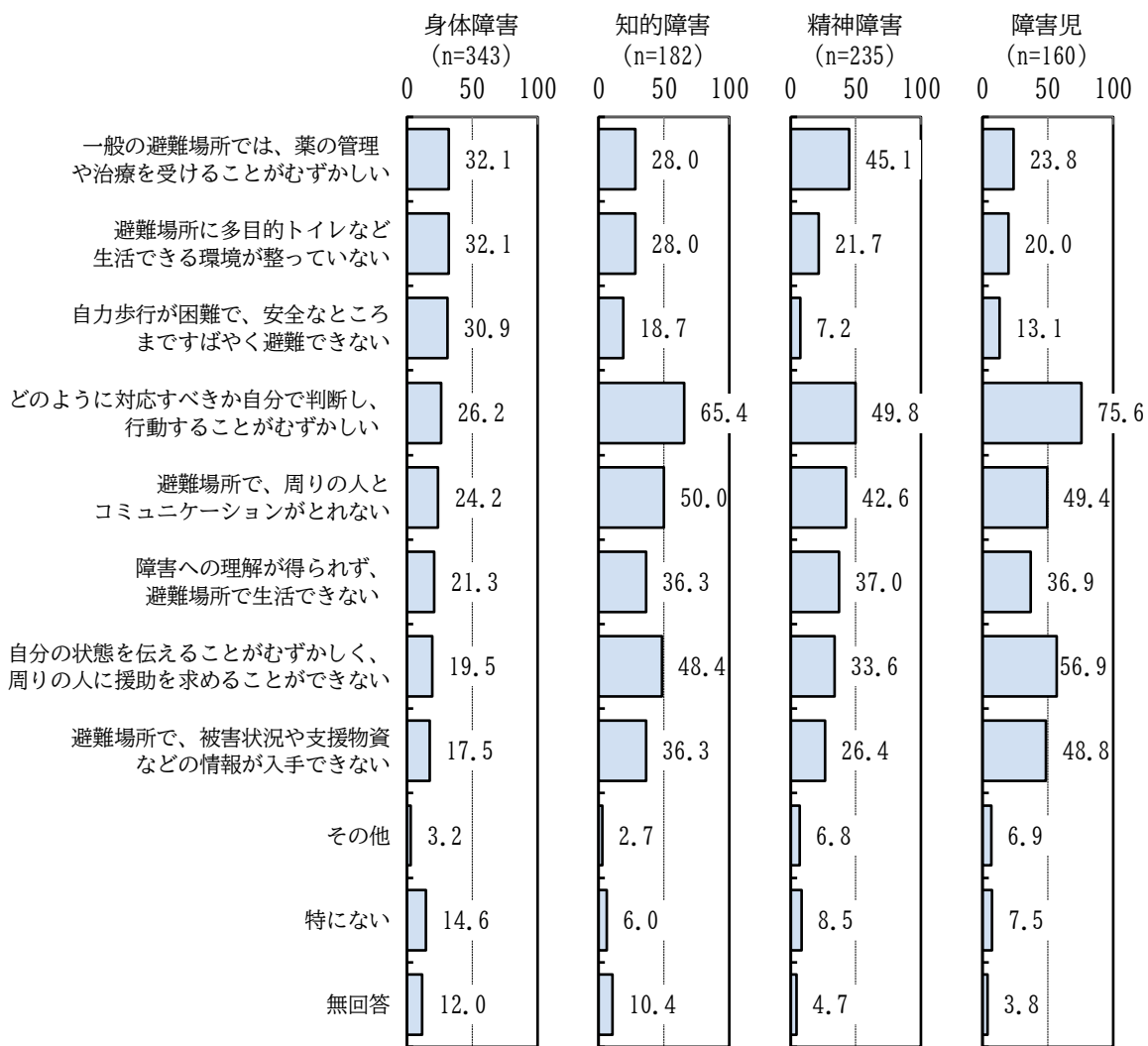


■避難の可否



アンケート調査によると、災害がおこったときに困ることとしては、《身体障害》では「一般の避難場所では、薬の管理や治療を受けることがむずかしい」、「避難場所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない」をあげる人が多くなっています。《知的障害》、《精神障害》、《障害児》では「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することがむずかしい」をあげる人が最も多くなっています。そのほかでは、「避難場所で、周りの人とコミュニケーションがとれない」、「障害への理解が得られず、避難場所で生活できない」、「自分の状態を伝えることがむずかしく、周りの人に援助を求めることができない」などが上位となっています。《障害児》については、「避難場所で、被害状況や支援物資などの情報が入手できない」をあげる人の割合も高くなっています。

■災害がおこったときに困ること



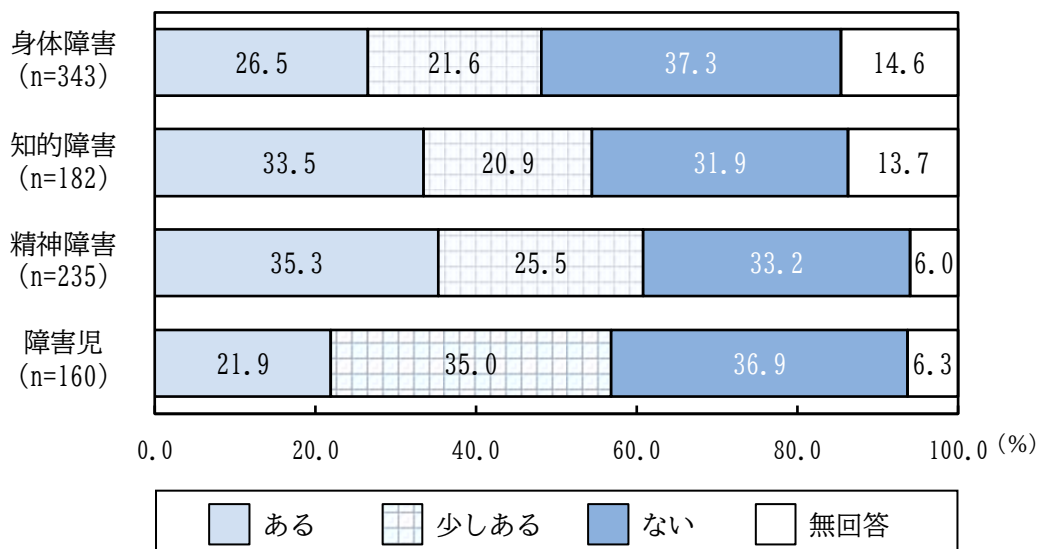
資料：障害者のくらしに関するアンケート調査（複数回答）（令和元年度）

(11) 障害のある人の人権に関すること

アンケート調査によると、障害があることで差別や嫌な思いをした経験をした人は、《知的障害》、《精神障害》、《障害児》で半数以上となっています。

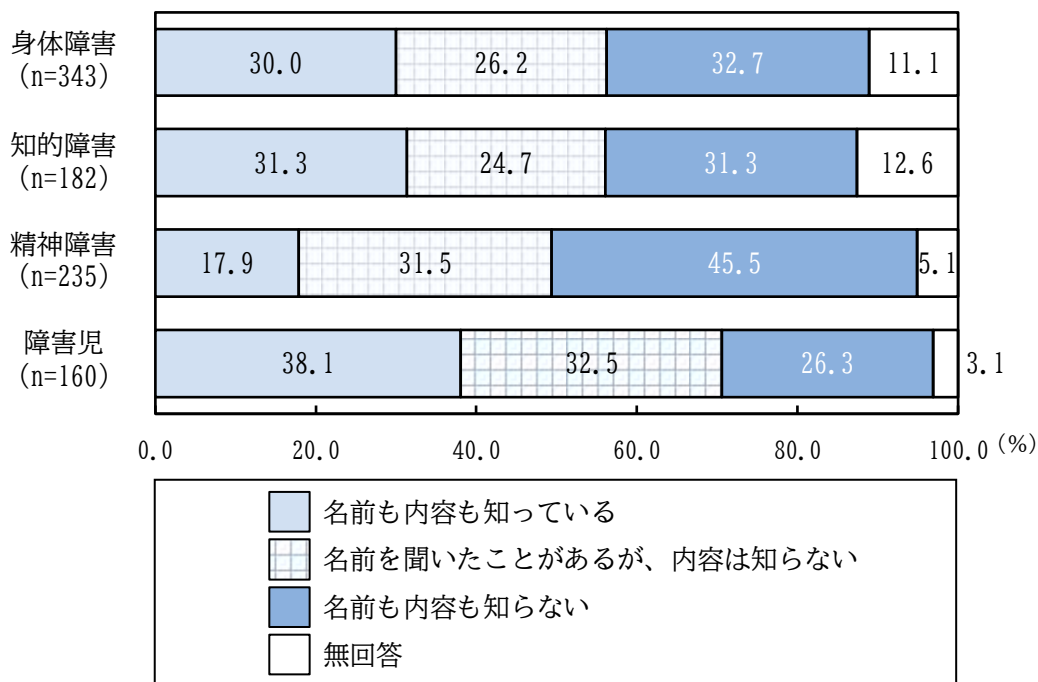
成年後見制度については、《精神障害》での認知が低く、内容まで知っている人は2割未満となっています。

■差別を受けた経験



資料：障害者のくらしに関するアンケート調査（令和元年度）

■成年後見制度の認知状況

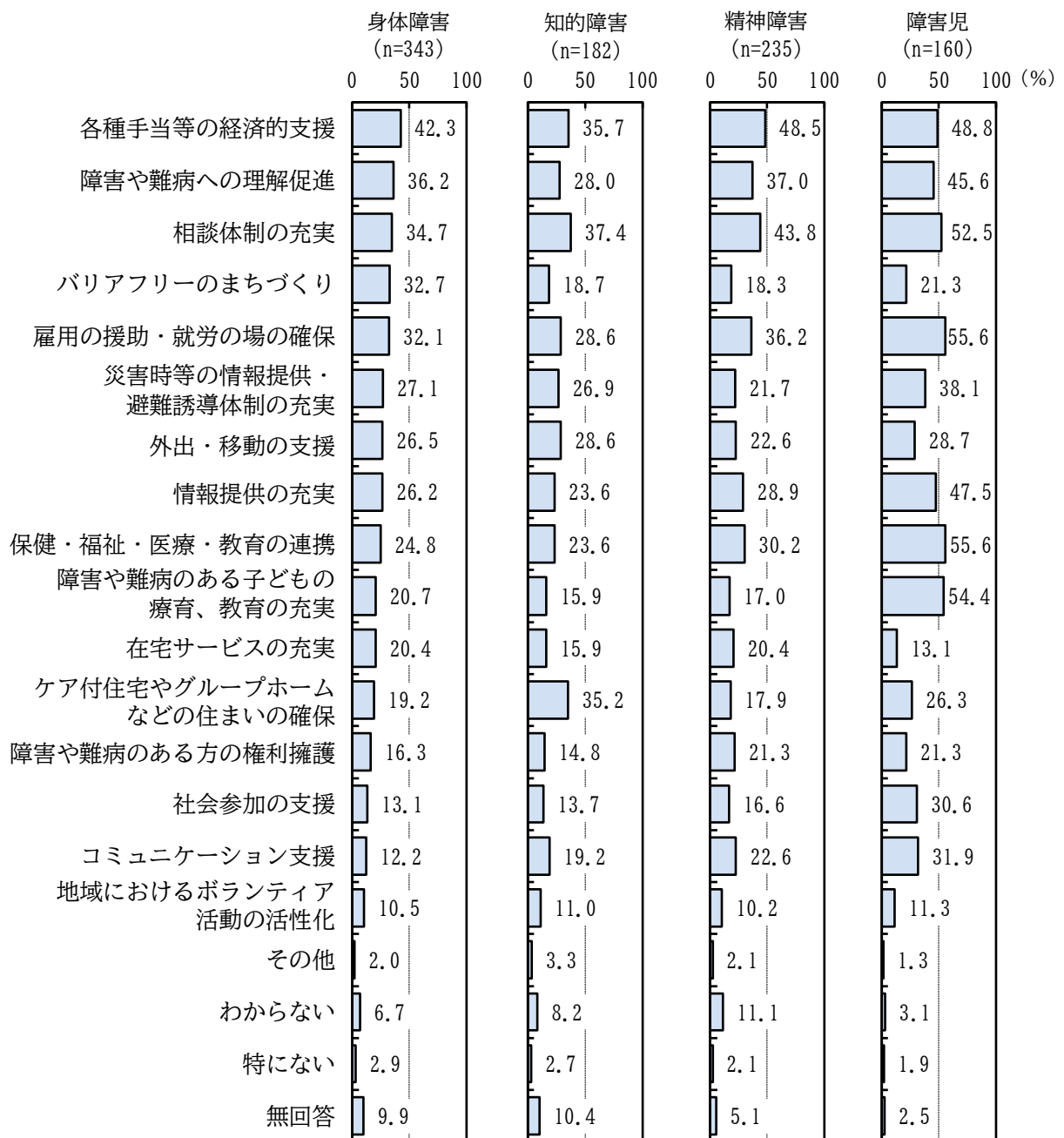


資料：障害者のくらしに関するアンケート調査（令和元年度）

(12) 行政に望む支援について

アンケート調査によると、今後力を入れてほしい施策としては、《身体障害》、《精神障害》では、「各種手当等の経済的支援」、「障害や難病への理解促進」、「相談体制の充実」が上位3位にあげられています。《知的障害》では、「各種手当等の経済的支援」や「相談体制の充実」に加えて、「ケア付住宅やグループホームなどの住まいの確保」が上位にあげられています。《障害児》については、「雇用の援助・就労の場の確保」、「保健・福祉・医療・教育の連携」、「障害や難病のある子どもの療育、教育の充実」、「相談体制の充実」が上位で、それぞれ5割以上となっています。

■今後力を入れてほしい施策



資料：障害者のくらしに関するアンケート調査（複数回答）（令和元年度）

2 障害福祉サービス等の利用状況

第6期一宮市障害福祉計画、第2期一宮市障害児福祉計画におけるサービスの見込み量と実績は、次のとおりです。

(1) 障害福祉サービスの見込みと利用実績の比較

① 訪問系サービス

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護 (時間/月)	見込み	19,730	20,788	21,915
	実績	15,835	14,828	-
	実績/見込み	80.3%	71.3%	-
重度訪問介護 (時間/月)	見込み	1,492	1,641	1,790
	実績	1,913	2,214	-
	実績/見込み	128.2%	134.9%	-
同行援護 (時間/月)	見込み	605	670	744
	実績	377	400	-
	実績/見込み	62.3%	59.7%	-
行動援護 (時間/月)	見込み	526	516	506
	実績	561	641	-
	実績/見込み	106.7%	124.2%	-
重度障害者等包括支援 (時間/月)	見込み	1	1	1
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-

② 日中活動系サービス

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護 (人日/月)	見込み	16,093	16,365	16,637
	実績	16,825	17,425	-
	実績/見込み	104.5%	106.5%	-
自立訓練(機能訓練) (人日/月)	見込み	16	16	16
	実績	41	10	-
	実績/見込み	256.3%	62.5%	-
自立訓練(生活訓練) (人日/月)	見込み	398	398	398
	実績	415	485	-
	実績/見込み	104.3%	121.9%	-
就労移行支援 (人日/月)	見込み	1,794	1,864	1,944
	実績	2,191	2,298	-
	実績/見込み	122.1%	123.3%	-
就労継続支援(A型) (人日/月)	見込み	7,740	8,173	8,623
	実績	6,959	7,666	-
	実績/見込み	89.9%	93.8%	-
就労継続支援(B型) (人日/月)	見込み	16,934	20,324	24,392
	実績	12,543	13,775	-
	実績/見込み	74.1%	67.8%	-

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労定着支援 (人/月)	見込み	81	81	81
	実績	54	58	-
	実績/見込み	66.7%	71.6%	-
療養介護 (人/月)	見込み	48	54	61
	実績	38	36	-
	実績/見込み	79.2%	66.7%	-
福祉型短期入所 (人日/月)	見込み	1,232	1,319	1,412
	実績	823	813	-
	実績/見込み	66.8%	61.6%	-
医療型短期入所(人日/月)	見込み	83	93	106
	実績	36	54	-
	実績/見込み	43.4%	58.1%	-

③ 居住系サービス

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助 (人/月)	見込み	1	1	1
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-
共同生活援助(グループホーム) (人/月)	見込み	424	468	517
	実績	430	479	-
	実績/見込み	101.4%	102.4%	-
施設入所支援 (人/月)	見込み	193	188	183
	実績	200	196	-
	実績/見込み	103.6%	104.3%	-

④ 相談支援

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援 (人/月)	見込み	809	900	1,002
	実績	805	869	-
	実績/見込み	99.5%	96.6%	-
地域移行支援 (人/月)	見込み	1	1	1
	実績	1	1	-
	実績/見込み	100.0%	100.0%	-
地域定着支援 (人/月)	見込み	1	1	1
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-

(2) 地域生活支援事業の見込みと利用実績の比較

① 地域活動支援センター事業

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター (人日/月)	見込み	1,133	1,026	928
	実績	656	410	-
	実績/見込み	57.9%	40.0%	-

② 移動支援事業

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業 (時間/月)	見込み	3,034	3,189	3,354
	実績	2,349	2,685	-
	実績/見込み	77.4%	84.2%	-

③ 日中一時支援事業

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業 (人日/月)	見込み	526	526	526
	実績	470	452	-
	実績/見込み	89.4%	85.9%	-

④ 相談支援事業

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援事業(一般相談支援) (箇所)	見込み	6	6	6
	実績	6	6	-
	実績/見込み	100.0%	100.0%	-

⑤ 成年後見制度利用支援事業

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業 (件/年)	見込み	8	8	8
	実績	15	11	-
	実績/見込み	187.5%	137.5%	-

⑥ 意思疎通支援事業

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
意思疎通支援事業 (件/年)	見込み	585	596	608
	実績	588	542	-
	実績/見込み	100.5%	90.9%	-

⑦ 日常生活用具給付等事業

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	見込み	58	60	62
	実績	41	43	-
	実績/見込み	70.7%	71.7%	-
自立生活支援用具 (件/年)	見込み	53	49	45
	実績	64	65	-
	実績/見込み	120.8%	132.7%	-
在宅療養等支援用具 (件/年)	見込み	67	64	61
	実績	84	69	-
	実績/見込み	125.4%	107.8%	-
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	見込み	32	29	26
	実績	42	37	-
	実績/見込み	131.3%	127.6%	-
排泄管理支援用具 (件/年)	見込み	8,801	8,980	9,163
	実績	8,706	8,777	-
	実績/見込み	98.9%	97.7%	-
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (件/年)	見込み	8	7	7
	実績	11	23	-
	実績/見込み	137.5%	328.6%	-
合計 (件/年)	見込み	9,019	9,189	9,364
	実績	8,948	9,014	-
	実績/見込み	99.2%	98.1%	-

⑧ 福祉ホーム

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉ホーム (箇所)	見込み	2	2	2
	実績	2	2	-
	実績/見込み	100.0%	100.0%	-

(3) 児童福祉法に基づくサービスの見込みと利用実績の比較

① 障害児通所支援

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援 (人日/月)	見込み	3,379	3,626	3,887
	実績	3,750	4,081	-
	実績/見込み	111.0%	112.5%	-
医療型児童発達支援 (人日/月)	見込み	5	5	5
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-
放課後等デイサービス (人日/月)	見込み	12,667	14,224	15,971
	実績	12,038	12,938	-
	実績/見込み	95.0%	91.0%	-
保育所等訪問支援 (人日/月)	見込み	91	113	138
	実績	46	52	-
	実績/見込み	50.5%	46.0%	-
居宅訪問型児童発達支援 (人日/月)	見込み	1	1	1
	実績	0	0	-
	実績/見込み	0.0%	0.0%	-

② 障害児相談支援

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援 (人/月)	見込み	180	188	196
	実績	155	165	-
	実績/見込み	86.1%	87.8%	-

③ 医療的ケア児に対する支援

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児等コーディネーター(人)	見込み	7	8	9
	実績	8	9	-
	実績/見込み	114.3%	112.5%	-

(4) 子ども・子育て支援事業の見込みと利用実績の比較

① 障害児保育

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児保育（保育園） （人）	見込み	234	224	217
	実績	221	262	-
	実績／見込み	94.4%	117.0%	-

② 障害児児童クラブ・放課後児童クラブ

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児児童クラブ（人）	見込み	30	30	30
	実績	34	31	-
	実績／見込み	113.3%	103.3%	-
放課後児童クラブ（加配児童） （人）	見込み	35	35	35
	実績	48	64	-
	実績／見込み	137.1%	182.9%	-

3 前計画の評価

(1) 第2次障害者基本計画の取組の進捗状況

第2次一宮市障害者基本計画では、8つの基本目標のもと71の取組を進め、ほとんどの取組が予定通り進みました（予定通りの進捗：59、ほぼ予定通りの進捗：12）。

基本目標1 障害のある人の権利の尊重

合理的配慮の実践・普及を目指して、広報紙を活用した啓発や講演会などを行いました。

また、判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度の周知や日常生活自立支援事業の利用を促進しており、ニーズは増加していますが、迅速な対応が難しい状況となっています。

虐待の早期発見・早期支援に向けては、障害者基幹相談支援センター（虐待防止センター）を中心として関係機関と連携しながら対応しているほか、虐待防止の啓発にも努めてきました。

基本目標2 障害のある人への理解の浸透

障害のある人に対する偏見や差別をなくし、理解と認識を深めるため、広報紙やイベント等を活用した啓発や福祉推進校事業補助金の活用による福祉教育を推進するとともに、市職員に対し、障害に対する理解を深めるための研修を行いました。

また、ボランティア養成講座の開催により障害者福祉の担い手となる人材を育成したほか、障害者団体やその家族等による活動を支援しました。

基本目標3 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

障害のある人や家族の相談に対応するため、障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所やサービス提供事業所、その他関係機関と連携しながら、相談支援事業の充実を図ってきました。

また、各種窓口で受けた相談については、関係部署と連携をとりながら、情報を共有し、必要な支援につなげてきました。

そのほか、適切な支援につながるよう、市ウェブサイトや広報紙を通じて、障害福祉サービス等の周知を行い、利用を促進してきました。

基本目標4 健康づくりと医療費助成の推進

障害の早期発見・早期対応に向け、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めるとともに、健康診査・事後指導の充実を図り、障害の発見後は、一宮児童相談センターや医療機関等と連携し、専門機関の紹介や相談指導を行ってきました。

また、障害の原因となる疾病の予防に向け、健康増進施策を展開するとともに、健康の自己管理に向けた啓発に取り組みました。経済的支援としては、心身障害者医療費や自立支援医療費を助成しています。

基本目標5 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備

乳幼児期から一貫した切れ目のない支援を行うため、児童発達支援センターを中心として、障害のある子どもに対する支援ネットワークを構築しています。令和2年度には児童発達支援センターが2か所となり、関係機関との連携や療育支援・地域支援のより一層の充実を図っています。

また、障害のある子どもの特性や能力や保護者の意見を尊重しながら適切に就学相談、教育支援を実施するとともに、遊びと友だちづくりの場、保護者同士の情報交換の場を提供してきましたが、参加の促進と新たな運営ボランティアの確保が課題となっています。

基本目標6 障害のある人の雇用・就労の支援

就労による自立に向けて、尾張西部圏域において障害者就業・生活支援センターを中心に、就労系事業所、労働局、ハローワーク、職業能力開発校、相談支援事業所、特別支援学校が連携し、障害者雇用に関する情報を共有するとともに、地域の商店や企業等での職場体験を支援してきました。

また、一般企業での雇用促進に向け、国や県、関係機関と連携し、事業主に対する障害者雇用を促進する各種助成制度等の周知を行ってきました。

そのほか、障害者就労施設等の自主製品の販路拡大や障害者優先調達の推進にも取り組んできましたが、取扱業務の周知不足による調達需要との不一致の解消が課題となっています。

就労定着に向けた支援としては、尾張西部障害者就業・生活支援センター等において、職場内のトラブルや悩みごとの相談に応じ、継続して働くためのサポートを行ってきました。

基本目標7 障害のある人の地域生活を支える支援の充実

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図ってきました。

また、住まいの場の充実としてグループホーム等の整備に対する補助や車椅子利用者向けの市営住宅の確保を行いました。

そのほか、歩道や建築物のバリアフリー化など、施設・設備面の改善を推進してきました。

社会参加への支援としては、タクシー料金の助成や移動支援サービスの充実、各種生涯学習の充実や障害者スポーツの振興などに取り組みました。

基本目標8 災害時における障害のある人への支援

災害時支援の充実に向け、要支援者の把握に努めるとともに、災害時に必要な支援を受けることができるよう、避難行動要支援者名簿の整備や地域住民と連携した情報伝達や救助・避難の体制の構築、避難場所の整備に取り組んできました。

また、災害時に適切な避難行動が取れるよう、サービス提供事業所等に対して避難訓練の実施についての指導を行いました。障害のある人に対しては、防災知識の普及を行いました。

(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標の達成状況

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数はやや減少していますが、死亡や高齢者施設への転居が多くなっています。グループホームに移行する場合があります。

さらなる地域移行を促進するため、重度障害者を受け入れることができるグループホーム等の社会資源の充実が必要です。

項目	令和4年度実績	令和5年度目標	目標値の算出方法
施設入所者のうち地域生活への移行者数	9人	12人	令和元年度末時点の施設入所者数 198人×6%≒12人
施設入所者の削減数	2人	4人	令和元年度末時点の施設入所者数 198人×1.6%≒4人

② 地域生活支援拠点等の機能の充実

相談の24時間体制として「障害者休日夜間相談窓口事業」、緊急時の受け入れ確保として「障害者緊急短期入所利用空床確保事業」を継続して実施しました。

また、令和5年度からは、地域生活支援拠点の登録制度を開始しました。そのほかにも、障害者自立支援協議会に、「地域生活支援拠点連絡会議」を発足しました。今後は、連絡会議を中心に、地域生活支援拠点の機能、役割についての協議や、運用状況の検証・検討の場として、一層の充実に取り組んでいきます。

項目	令和4年度実績	令和5年度目標	目標値の算出方法
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	0回	年1回	基本指針のとおり

③ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者は増加傾向にあり、令和4年度は大幅に増加しています。一般就労に移行する人に占める就労定着支援事業の利用者の割合は目標値を下回っていますが、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合は目標値を上回っています。

引き続き、一般就労への移行を推進するとともに、就労後の定着支援についても充実を図っていきます。

項目		令和4年度実績	令和5年度目標	目標値の算出方法
一般就労への移行者	就労移行支援事業等	90人	57人	令和元年度末時点の福祉施設から就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者44人×1.27≒56人 ※就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の合計との整合を図り、目標は57人として設定
	就労移行支援事業	68人	45人	令和元年度末時点の就労移行支援事業から一般就労への移行者34人×1.30≒45人
	就労継続支援A型事業	13人	8人	令和元年度末時点の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者6人×1.26≒8人
	就労継続支援B型事業	7人	4人	令和元年度末時点の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者3人×1.23≒4人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人に占める就労定着支援事業の利用者の割合		35%	70%	基本指針のとおり
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合		100%	70%	基本指針のとおり

④ 障害児支援の提供体制

医療的ケアネットワーク会議を開催し、行政、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を深めることができました。令和5年度からは、障害児・者の課題の違いから、会議の場をより充実したものとするため、児・者で協議の場を分けました。

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、「医療的ケア児」が法律上で定義されました。この法律の趣旨に基づき、支援体制の構築に努める必要があります。

項目	令和4年度実績	令和5年度目標	目標値の算出方法
児童発達支援センター	機能充実を図った	機能充実を図る	医療型児童発達支援センターの設置を検討し、児童発達支援センターの機能充実を図る（令和2年9月末時点で2か所）
保育所等訪問支援事業所	6事業所	事業所数の増加を図る	保育所等訪問支援事業所数の増加を図る（令和元年度末時点で3事業所）

項目	令和4年度実績	令和5年度目標	目標値の算出方法
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	9事業所	事業所数の増加を図る	既存の事業所の維持を図るとともに、事業所数の増加を図る（令和元年度末時点で3事業所）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	3回	機能充実を図る	既存の協議の場を活用し、機能充実を図る（令和元年度は医療的ケアネットワーク会議を6回開催）
医療的ケア児等コーディネーター	9人	配置する	基本指針のとおり（令和元年度末時点では5人）

⑤ 相談支援体制の充実・強化

令和3年度の中核市移行時に福祉総合相談室を設置しました。障害のある人、生活困窮者、難病患者等の相談対応、障害のある人と高齢者の世帯等、複合的な困りごとを抱えるケースも対応しています。

令和4年度からは、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始しました。多機関、多分野が協働し、地域住民の力も活用しながら、支え合えることができる地域を目指していきます。

項目	令和4年度実績	令和5年度目標	目標値の算出方法
総合的・専門的な相談支援及び相談支援体制を強化する体制	継続	機能充実を図る	福祉総合相談窓口を設置するとともに、障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援センターでの総合的・専門的な相談支援を目指し、相談支援体制の強化を図る

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害者自立支援協議会の各部会等を中心に取組を行いました。様々な内容の研修を行い、障害福祉サービス従事者の資質向上に努めました。

引き続き、障害福祉サービス事業所等に対して研修等を実施し、質の向上を図っていきます。

項目	令和4年度実績	令和5年度目標	目標値の算出方法
障害福祉サービス等の質を向上させるために取り組む体制	継続	体制を整備する	障害福祉サービス事業所の従事者研修等の充実を目指すなど、様々な取組を実施できるよう体制づくりを進める

(3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の活動指標の達成状況

① 発達障害者等に対する支援

保護者が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施しました。

また、ピアサポートの活動も継続的に行い、保護者間での支え合いとして重要な役割を担っています。

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	20人	25人	20人	20人
ペアレントメンターの人数	8人	8人	9人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	5人	5人	5人	1人

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和3年度に中核市に移行し、精神保健福祉推進会議を設置しました。精神障害者の社会復帰及び自立を目的とし、地域課題の共有や体制整備について協議しています。

精神障害者は年々増加傾向にあり、それに伴い共同生活援助利用者数も増加しています。地域移行支援については一定の実績はありますが、相談支援事業所、精神科病院等の連携も重要となります。重度障害者を受け入れる受け皿となるグループホームや相談支援事業所といった社会資源不足の解消に努める必要があります。

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	13人	14人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	2人	3人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	136人	168人	193人	168人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人	0人	1人

③ 相談支援体制の充実・強化

障害者基幹相談支援センターを中心とし、相談支援事業所等に対して事例検討会、学習会を開催しました。また、地域で抱える困難事例等の相談機関として、重要な役割を担いました。今後も、地域における相談支援の中核として、相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標
総合的・専門的な相談支援（実施の有無）	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7件	6件	1件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	18件	28件	28件	24件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	9回	11回	12回	12回

④ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス事業所等への指導・監査については実地での指導を行い、運営の適正化を図りました。障害者総合支援法の内容の理解等を進め、障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加しました。

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	2人	7人	5人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	継続	継続	継続	体制を整備する
障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施と関係自治体との共有体制	継続	継続	継続	体制を整備する

4 現状の課題と今後の方向性

(1) 障害への理解促進・権利擁護

現状

全国的な動向

- 平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行。共生社会の実現に向けて、障害のある人の社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去を総合的かつ計画的に行うことがあげられる。
- 平成 28 年 4 月より「障害者差別解消法」が施行。障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止に加えて、合理的配慮を提供することが行政機関に義務づけられた。
- 平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定。利用促進のための地域ネットワークの構築などが求められている。
- 障害のある人に対する虐待や嫌がらせなどの人権問題が発生している。

市の現状

- 判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度の周知や日常生活自立支援事業の利用促進に取り組んでいる。
- 日常生活自立支援事業のニーズが増加しており、迅速な対応が難しい状況にある。

アンケート調査

- 障害があることで差別や嫌な思いをした経験をした人は、知的障害、精神障害で多い傾向にあり、半数以上の人を経験したと回答。
- 今後力を入れてほしい施策として、「障害や難病への理解促進」が上位にあげられている。
- 障害の理解を深めるためには、「学校での障害に関する教育や情報提供」、「広報や冊子を通じた障害に対する理解啓発」が必要と回答する人が多い。
- 成年後見制度の認知は進んでいない。特に精神障害での認知度が低い傾向にある。
- 成年後見制度の利用の円滑化に向けては、費用負担の軽減や身近な場での相談体制、手続きの簡略化が求められている。

今後の方向性

- 共生社会の実現に向け、障害に対する理解や合理的配慮についての理解をさらに広めていくことが必要。
- 障害のある人の命と尊厳を守るため、虐待を未然に防ぐための取組や早期発見・早期対応の体制づくりが求められている。
- 判断能力が不十分な人の利益を守る成年後見制度等を周知するとともに、利用の円滑化を進める必要がある。



基本目標1 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重 に対応

(2) 相談支援・情報提供

現状

全国的な動向

- 第5次障害者基本計画では、各分野に共通する横断的視点の1つに、障害特性等に配慮したきめ細かい支援があげられている。
- 情報面での合理的配慮の基盤として、情報アクセシビリティの確保が重要視されている。
- 第7期障害福祉計画では、相談支援体制の充実・強化として、新たに「協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善」に関する目標が設定されている。
- 福祉に携わる人材不足や介護している家族の高齢化が進んでいる。

市の現状

- 施設入所者は減少しているものの、死亡や高齢者施設への転居によるものが多いが、グループホームに移行する場合もある。

事業所・団体調査

- 人材の確保、スタッフの待遇改善が大きな課題。
- 相談支援専門員の不足で引き受けが難しいなどの理由により、相談支援が不足している。
- 移動支援、短期入所、グループホームなどが不足している。
- サービスの多様化に向けて、職員のスキルアップのための研修などの支援が必要。

アンケート調査

- 相談体制への要望として、「相談窓口を充実してほしい」、「身近な場で相談する施設（場所）がほしい」が上位にあげられている。
- 障害児では「具体的な解決策を提示してほしい」、「関連機関との連携を図ってほしい」、「相談員の専門性を高めてほしい」という意見が多い。

今後の方向性

- 障害のある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスのより一層の充実や経済的支援の充実が必要。
- 相談窓口の周知や相談体制の充実とともに、だれもが適切なサービス・支援につながるよう、相談支援ネットワークの強化を行う必要がある。
- 障害者支援事業所の人材確保に向けた支援が求められる。
- 情報のバリアフリー化に配慮した情報提供体制の整備が必要。



基本目標2 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備 に対応

(3) 健康づくりへの支援・医療の充実

現状

全国的な動向

- 近年では高齢化の影響などから、内部障害が増加傾向にある。
- 近年は知的障害者の肥満の問題が指摘されている。

市の現状

- 障害の早期発見・早期療育のためのきめ細かな支援体制の構築が必要。
- 医療的ケアを必要とする人に対して、切れ目ない支援が求められている。

アンケート調査

- 身体障害、精神障害では、生活上の心配ごととして「自分の健康や治療のこと」をあげる人が多い。
- 医療を受ける上での困りごととしては、どの障害においても、「医師に病気が上手く伝えられない」と回答する人が多くなっている。
- 障害児では医療を受ける上での困りごととして、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」と回答する人が多くなっている。また、身体障害でも「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」は上位にあげられている。

今後の方向性

- 障害の発生予防や重症化防止に向けての取組、障害のある人の心身の健康を守るための取組が必要。
- 安心して医療を受けられる環境づくりに向けて、医療機関等と連携し、障害者医療の充実を図る必要がある。
- 継続的な医療を受けるための経済的負担の軽減が必要。



基本目標3 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携 に対応

(4) 療育・教育の充実

現 状

全国的な動向

- 障害のある子どもは先天的な場合も多く、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査の充実による障害の早期発見が重要視されている。
- 第7期障害福祉計画では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進が求められている。

統計データ

- 18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいだが、療育手帳所持者数は増加傾向。
- 特別支援学級通学者数は年々増加している。

前計画の評価

- 児童発達支援センターを中心に、関係機関と連携しながら療育支援・地域支援の充実を図っている。
- 児童発達支援センターは複数化されたが、医療型児童発達支援センターは未設置。
- 障害のある子どもや保護者の交流促進と新たな運営ボランティアの確保が課題。

事業所・団体調査


- 児童発達支援や放課後等デイサービスにおいても医療的ケアができる事業所が必要。
- 保育園、幼稚園と児童発達支援事業所の連携がしっかりできるような仕組みが必要。
- 障害児保育の受け入れが不足している。

アンケート調査

- 障害児の約7割が発達障害の診断を受けていると回答。
- 発達の不安や障害のある子どもの早期支援に向けて必要なこととしては、「専門家による相談体制の充実」、「関連するサービスの情報提供の充実」、「多様な手段の相談体制（電話・メール等）」が上位にあげられている。
- 療育支援としては、「専門家による障害児や発達に関する不安のある子どもの子育て相談」、「発達障害児や発達に関する不安のある子どもの子育て経験者の体験談や情報提供」、「障害特性に関する情報提供」、「保護者への心理的ケアやカウンセリング」が上位。

今後の方向性

- 障害の早期発見・早期療育と、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援に向けて、関係機関との連携を進める必要がある。
- 障害のある子どもや家族への支援の充実に向け、児童発達支援センターの機能強化や保健・医療・福祉の連携を進める必要がある。
- 子ども一人ひとりの保育・教育ニーズに対応できる多様な学びの場が必要。

 **基本目標4 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備** に対応

(5) 雇用・就労への支援

現状

全国的な動向

- 平成 28 年 4 月に施行された「改正障害者雇用促進法」では、雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止、及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定。
- 精神障害者の雇用が進んでいない状況を踏まえ、平成 30 年から精神障害のある人が法定雇用率の対象となる。
- 令和 6 年 4 月から障害者の法定雇用率が段階的に引上げられ、対象事業主の範囲も拡大。

統計データ

- 就労継続支援 A 型の工賃は、令和 2 年度までは全国平均、愛知県平均を上回っていたものの、令和 3 年度では最も低い水準となっている。
- 就労継続支援 B 型の工賃は、国・県平均の値を下回る状況が続いている。
- 令和 4 年度の職場定着支援件数はどの障害区分においても、平成 30 年度から増加している。

前計画の評価

- 一般就労の促進を目指して、各種制度の周知や関係機関と連携している。
- 福祉的就労の場を活用するため、障害者優先調達をより一層推進する必要がある。

アンケート調査

- 働いている人のうち、身体障害、知的障害は企業などで働いている人が多いが、精神障害では就労継続支援事業所で働く人が多い。
- 仕事をする上での悩みや不満としては、身体障害は「賃金や待遇面で不満がある」、知的障害では「自分の考えをうまく伝えられない」をあげる人が多い。精神障害では「仕事中の体調の変化に不安がある」、「自分の考えをうまく伝えられない」をあげる人が多くなっている。

今後の方向性

- 障害特性や一人ひとりの個性に合わせた多様な就業形態・雇用の場の創出が求められている。
- 障害のある人に対する企業の理解促進と受け入れ体制の整備、就労環境の改善に向けた啓発が必要。
- 福祉就労における工賃アップなど、就労を継続させるための取組が求められている。



基本目標5 障害のある人の雇用・就労の支援 に対応

(6) 障害のある人の地域生活

現状

全国的な動向

《社会参加》

- 平成 23 年 8 月に「スポーツ基本法」、平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行。障害のある人がスポーツや芸術文化活動等へ参加するための環境整備が求められている。

《災害対策》

- 近年、多発する大規模災害により、災害時の支援対策の強化が喫緊の課題となっている。

前計画の評価

- グループホームの整備など、生活の場の確保に努めている。
- 災害時における適切な支援体制の整備を目指している。

アンケート調査

《暮らし》

- 知的障害の 6 割以上が、親亡き後を心配していると回答している。また、今後力を入れてほしい施策として、「ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの確保」を望む人が多い。

《社会参加》

- 地域活動に参加している人は、身体障害・知的障害、精神障害とも 1 割台であり、最も割合が高い障害児でも 3 割台半ばとなっている。
- 障害児では、地域生活に必要な支援として、日中活動の場や居場所を望む人が多い。

《災害対策》

- 避難場所を知らない人が多くなっている。また、知的障害、障害児ではひとりで避難できる人は 2 割未満となっている。
- 避難生活については、身体障害では薬の管理やトイレの利用について心配する人が多く、知的障害・精神障害では、自分で判断することがむずかしい、周りの人とコミュニケーションがとれないといったことを心配する人が多くなっている。

今後の方向性

- 障害のある人の地域生活の支援として、住まいの場、日中活動の場の確保が求められている。
- 障害のある人の社会参加に際して、物理的、心理的なバリアフリー化を推進していく必要がある。
- 障害のある人が参加できる生涯学習やスポーツ活動の充実や参加しやすい環境整備が必要。
- 防災意識の向上を図るとともに、災害時における安否確認や避難誘導、情報提供等、支援体制の強化に向けた取組が必要。
- 福祉避難所の整備など、障害のある人が利用しやすい避難所運営が求められている。

基本目標6 地域生活を支える生活環境の充実 に対応



1 計画の基本理念

「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「インテグレーション」は障害福祉を推進する上で非常に重要な考え方であり、この理念は、本市が障害者施策を進めるにあたって根幹をなす考え方となっています。

この理念を踏まえ、障害のある人もない人も、だれもがそれぞれの人格を尊重し、多様性を認め合い、同じ地域の中で共に育ち、お互いに支え、いきいきと暮らせる共生のまちを目指します。



基本理念

だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮



2 重点戦略

本計画を策定するにあたり、実施したアンケート調査の結果をみると、障害のある人が地域で生活するためには、就労の場の確保や相談支援体制の充実が必要と考える人が多いこと、児童発達支援体制の強化が望まれていることなどから、「相談支援」、「発達・育ち」、「就労」をキーワードとして、以下の重点戦略を設定します。

重点戦略1 障害特性等に配慮したきめ細やかな相談支援体制の確立

重点戦略2 子どもの健やかな育ちのための支援体制の強化

重点戦略3 自立に向けた就労支援体制の充実

3 施策の体系

基本
理念

だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

重点
戦略

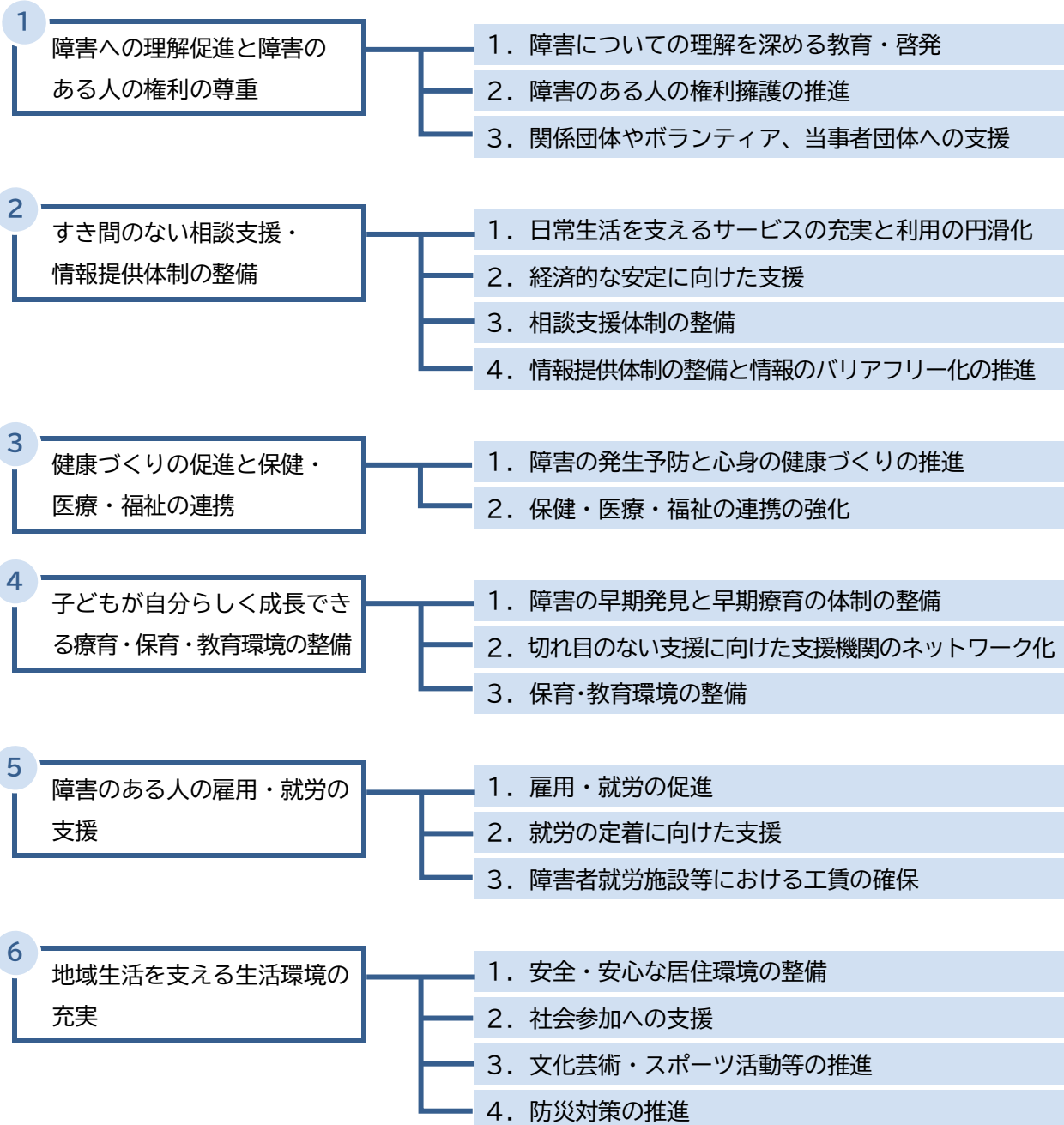
1 障害特性等に配慮した
きめ細やかな相談支援
体制の確立

2 子どもの健やかな
育ちのための支援
体制の強化

3 自立に向けた就労
支援体制の充実

基本目標

施策



基本目標

1 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重

施策 1 障害についての理解を深める教育・啓発

障害の有無に関わらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現のためには、障害に対する偏見や差別をなくし、支え合い・助け合いの地域づくりを進めていくことが大切です。

共生社会の理念や障害に対する理解を広めるため、広報紙や講演会等の様々な機会を通じた広報・啓発や学習機会を提供します。

取組	内容	担当課等
広報紙などによる障害についての知識の普及	●地域共生社会という考え方や障害に関する正しい知識の普及のため、障害者週間のPRをはじめ、各種媒体を活用した広報・啓発活動を推進します。	障害福祉課
市民に対する講演会	●地域共生社会や障害に関する正しい知識の普及のため、講演会を開催し、理解啓発を推進します。	障害福祉課
市職員に対する研修	●市職員の障害に対する理解を深めるため、研修などを実施します。	人事課
ヘルプマークの配布	●援助や配慮を必要としていることを示すためのヘルプマークを市役所本庁舎、尾西・木曾川庁舎、保健所で配布します。	障害福祉課
福祉実践教室の実施	●障害のある人等との交流により、「豊かな人間性」や「共に生きる力」を育むことを目的とした「福祉実践教室」の機会を活用し、児童・生徒の障害に対する理解を深めます。	社会福祉協議会
福祉推進校事業の実施	●福祉推進校事業補助金を活用し、小中学校及び高等学校における福祉教育を奨励します。	学校教育課 社会福祉協議会

施策 2 障害のある人の権利擁護の推進

全国的に、障害のある人に対する虐待事案が課題となっています。虐待は、障害のある人の心と身体を深く傷つける人権侵害であり、慎重かつ迅速な対応を進めるとともに、根絶に向けた取組を強化していく必要があります。また、障害のある人の権利の尊重に向けては、財産管理や契約の代行など、判断能力が十分でない人の保護・支援の取組が重要です。

障害のある人の尊厳を守るため、障害者差別解消法の周知や虐待の防止、早期発見、早期対応に向けた関係機関との連携を進めるほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進等、障害のある人の権利擁護対策を充実します。

取組	内容	担当課等
広報紙などによる情報提供	●障害者差別解消法の内容や理念を周知するため、広報紙など多様なメディアを活用した啓発を行います。	障害福祉課
障害者差別解消法についての講演会の開催	●広く市民に、障害者差別解消法の理念を周知するため、合理的配慮など障害理解についての講演会を開催します。 ●講演会には手話通訳、要約筆記者を配置するなど、だれでも参加しやすい環境づくりに努めます。	障害福祉課
成年後見制度の利用促進	●判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者などに対し、制度を周知して利用を促進するための広報や、相談機能を持った成年後見センターの設置を進めます。 ●成年後見制度を利用するための申立てに支援が必要な人には、関係機関と連携し、権利擁護に努めます。	障害福祉課 福祉総合相談室 福祉総務課
日常生活自立支援事業の利用促進	●判断能力が十分でない人の権利を守るため、本人との契約に基づく日常生活自立支援事業について、制度を周知して利用を促進します。	社会福祉協議会
虐待の防止と早期発見	●障害のある人への虐待の早期発見と適切な対応のため、障害者基幹相談支援センター（虐待防止センター）を中心として関係機関の連携・情報共有体制を強化します。 ●市民やサービス提供事業所、企業等に対して、虐待防止について啓発するとともに、虐待発見時の通報義務を周知します。 ●虐待通報を 24 時間体制で受け付けるため、専用ダイヤルを設けます。	福祉総合相談室

施策 3 関係団体やボランティア、当事者団体への支援

障害者福祉に関わるボランティアや当事者団体は、障害のある人と地域をつなぐ重要な役割を担っています。

障害への理解促進に向け、障害者福祉に関わるボランティアや当事者団体の活動への支援をはじめ、障害のある人と障害のない人との交流機会の拡大に努めます。

取組	内容	担当課等
ボランティアセンターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ●各種ボランティア養成講座を開催し、障害者福祉を推進する人材を育成します。 ●ボランティアコーディネート機能の強化を図るとともに、広報紙やウェブサイト等で周知を行い、ボランティアの効果的なマッチングを行います。 ●ボランティア団体と障害者団体との連携を強化します。 	社会福祉協議会
障害者団体への支援	●障害のある人やその家族などの団体活動を支援し、障害のある人とない人との交流を図ります。	障害福祉課
	●障害者団体等の活動を支援し、障害のある人の社会参加を促進します。	社会福祉協議会
市内行事における交流の促進	●各種イベントを活用し、障害のある人と学生、ボランティア、市民などが交流できる機会を設け、障害への理解促進に努めます。	社会福祉協議会
	●障害のある人と小中学生、ボランティア、市民との交流を深めるための各種イベントやふれあい事業などの充実を図ります。	学校教育課

2 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

施策 1 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化

障害のある人の日常生活を支えるためには、多様なニーズに対応した生活支援サービスの充実が必要です。

社会情勢がめまぐるしく変化する中で、多様化、複雑化する課題に対応することができるよう、障害のある人のニーズの把握に努め、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援サービスの一層の充実を図ります。

取組	内容	担当課等
在宅サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、短期入所の充実を目指し、障害のある人の在宅生活を支援します。 ●日中活動の場の確保や就労に向けた訓練等のサービスの充実により、障害のある人の社会参加を促進します。 ●日中一時支援事業、地域活動支援センター事業等の地域生活支援事業の充実を図ります。 	障害福祉課
日常生活用具等の給付と事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が安定した日常生活を送れるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具等の給付と事業の周知に努めます。 	障害福祉課
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点事業所の登録制度を実施し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、体制整備を進めます。 	福祉総合相談室 障害福祉課
社会福祉施設等の施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉施設を整備する事業者に対し、施設整備費の一部を補助します。 	障害福祉課
障害福祉サービス等の円滑な利用に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービスや地域生活支援事業などについて、ウェブサイトや広報紙等を利用して情報提供を行い、事業を周知します。 ●障害者基幹相談支援センター等では、常に制度や福祉サービス等の情報収集を行い、情報提供に努めます。 ●適正なサービスが提供できるよう、サービス事業所に対する研修や指導等を行うとともに、定期的な監査等により提供状況の把握に努めます。 	障害福祉課 福祉総合相談室 指導監査室
介護保険事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業と連携し、高齢者と障害のある人が一つの事業所でサービスを受けられる共生型サービスを推進します。 	障害福祉課 介護保険課

施策 2 経済的な安定に向けた支援

長期にわたる介助にかかる費用や就労状況などにより、障害のある人は経済的な困難を抱える場合が多く、生活安定に向けての経済的な支援が必要です。

障害のある人への経済的支援として、現在、市や国・県で実施している各種手当や医療費助成を引き続き行うとともに、制度の周知に努め、利用を促進します。

取組	内容	担当課等
各種手当の給付	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳所持者のうち、一部施設入所者等を除き、障害者手当の給付を行います。 ●常時特別の介護を必要とする人に、特別障害者手当等の給付を行います。 ●重度の障害があり特別障害者手当等に該当しない人に、在宅重度障害者手当の給付を行います。 ●障害年金等を受給できない外国籍の障害のある人に対し、外国人心身障害者福祉手当の給付を行います。 ●心身に重度の障害のある児童を監護する父母等に特別児童扶養手当の給付を行います。 	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ●父（母）の心身に重度の障害がある場合、児童を監護する母（父）に児童扶養手当の給付を行います。 	子育て支援課
心身障害者医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ●身体・知的・精神に障害のある人に対し医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。 	保険年金課
自立支援医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、その障害の除去・軽減、日常生活能力の回復のために、更生医療を給付します。 ●18歳未満で身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残す児童に対し、障害の除去・軽減のために、育成医療を給付します。 ●精神疾患で継続的な通院医療を受ける人に対し、精神通院医療を給付します。 	障害福祉課
指定難病医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ●いわゆる難病のうち特定の疾病の医療費や介護サービスの自己負担額を助成します。 	障害福祉課

施策 3 相談支援体制の整備

いつでも気軽に相談できる体制が整備されていることは、障害のある人が安心して地域生活を送る上で最も大切なことの一つです。また、障害のある人の抱えている悩みや問題は多様であり、障害の程度やライフステージによっても異なるため、個々に応じた柔軟な対応が求められます。

生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、相談員の専門性の向上、人員の確保に努めるとともに、関係機関との情報共有・連携体制の強化により総合的な相談支援を行います。

また、ボランティアによる手助けや地域の見守りなどは、障害のある人が日常生活を送るためには欠かせないことであるため、地域共生社会の実現を目指し、地域における支え合い・助け合いの仕組みを検討します。

取組	内容	担当課等
【重点戦略】 福祉総合相談室の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉分野の各種相談を集約化した総合的な相談窓口で対応できるよう体制を整備します。 ●世代や障害の有無を問わない横断的な相談体制の充実を図ります。 	福祉総合相談室
精神障害者家族相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者家族会が相談対応者となる相談窓口を設置し、家族相談を実施します。 	福祉総合相談室
難病患者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市ウェブサイトや広報紙を通じて難病患者に障害福祉サービス等を周知し、利用を促進します。 	障害福祉課 福祉総合相談室
依存症に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●アルコール依存症など、依存症にかかる幅広い相談に応じ、自助グループや医療機関等の専門機関の紹介を行います。 ●依存症の問題を抱える人やその家族が生きづらさを感じることがないように、依存症に対する正しい理解に向けた啓発を行います。 	福祉総合相談室
休日・夜間における相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者相談支援センターの開所日時以外にも相談を受付できるよう体制を整備します。 	福祉総合相談室
アウトリーチ支援	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害のある人の地域生活の安定化を目指し、各種専門職が連携した訪問型の支援の方策を検討します。 	福祉総合相談室
ケアマネジメントの人員の確保と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援専門員、支援員、ホームヘルパーを対象にした研修などで、資質・専門性の向上を図ります。 ●サービス等利用計画を作成する人材の適切な育成を行うことにより、地域におけるケアマネジメント体制の充実を図ります。 	障害福祉課 福祉総合相談室
重層的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会との協働により、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業等を活用し、庁内外の多機関連携による支援体制の充実を図ります。 	福祉総合相談室 社会福祉協議会

取組	内容	担当課等
障害福祉人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●障害特性に応じた専門人材の確保に向け、労働環境の改善に向けた働きかけを行うとともに、サービス提供事業所との連携により、人材確保・育成に取り組めます。 ●発達障害への支援の充実に向け、ペアレントプログラム支援者養成講座を実施します。 	障害福祉課 福祉総合相談室
【重点戦略】 地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援や情報提供などを行う相談支援事業の充実を図ります。 ●相談窓口となる障害者相談支援センターを周知し、だれもが相談しやすい体制を整備します。 	福祉総合相談室
	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア等の地域の社会資源を最大限に活用し、障害のある人の生活を地域全体で支える体制を目指します。 	社会福祉協議会

施策 4 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進

障害のある人の日常生活を支援したり、適切なサービスにつなげたりするためには、生活に必要な情報や各種支援制度・障害福祉サービスの利用に関する情報を入手しやすい環境を整備する必要があります。

障害のある人が必要な情報を容易に得られるよう、情報バリアフリーの視点を踏まえながら、広報紙やパンフレット、ウェブサイトなどの多様な媒体による情報発信を行います。

取組	内容	担当課等
情報提供手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ●必要とする支援に円滑につながるよう、多様な媒体を活用しながら、積極的な情報提供を行います。 	障害福祉課
「声の広報ふれあい」の貸し出し	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害のある人に向けて、「広報一宮」や「保健所だより」から選択した内容を収録した「声の広報ふれあい」の貸し出しを行います。 	社会福祉協議会
手帳非所持者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、自立支援医療受給者などで、手帳を所持していない人に対して、障害福祉サービス等の周知に努めます。 	障害福祉課

3 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携

施策 1 障害の発生予防と心身の健康づくりの推進

近年は発達障害が増加している傾向にあります。また、高齢化の進展等により、障害の重度化、重複化も懸念されています。

障害をできるだけ早く発見し、早期の段階で適切な支援につなげていくために、医療機関等との連携・協力体制の強化を図るとともに、障害の発生予防、重症化の抑制に向けて、健康管理に対する個人の意識の醸成や心身の健康増進施策の充実に取り組みます。

取組	内容	担当課等
ハイリスク妊産婦に対する支援	●障害の発生予防と早期発見のため、ハイリスク妊産婦に対する援助体制を強化します。	健康支援課
障害の早期発見と早期療育	●障害の早期発見のため、乳幼児健康診査の受診率の向上と健康診査、事後指導の充実を図ります。 ●乳幼児健康診査において障害の早期発見に努め、支援が必要な子どもが健診事後教室や、療育機関等を円滑に利用できる環境づくりを進めます。 ●発見後は、一宮児童相談センター、医療機関などと連携し、的確な相談指導や治療機関の紹介などを行います。	健康支援課
健康管理・事故防止に関する啓発	●障害や要介護状態の原因となる疾病を予防するため、市民の健康意識の向上に向けた啓発を行うとともに、健康増進に主体的に取り組める環境づくりを行います。 ●窒息、誤飲、転倒・転落等の事故を原因とした子どもの障害の発生を防ぐため、子どもの事故防止について周知・啓発を行います。	健康支援課
こころの健康づくりの啓発	●パンフレットの配布等により、こころの健康づくりについての啓発を行います。 ●市ウェブサイトにてこころの健康度自己評価票を掲載し、こころの健康についての気付きを促します。	福祉総合相談室 健康支援課 保健総務課
こころの健康についての相談支援	●こころの病のある人を対象に、専門医・精神保健福祉士等による精神保健福祉相談を行います。	福祉総合相談室
	●こころの健康づくりのため、保健師等による健康相談を行います。	健康支援課
保健師等への研修の実施	●保健師を対象に、障害に対する理解を深めるため、研修を実施します。	健康支援課

施策 2 保健・医療・福祉の連携の強化

障害のある人が安心して暮らしていくためには、身近な地域で専門的な医療が受けられることが重要です。

また、重症心身障害児（者）の健康の保持や、精神障害のある人の地域移行を支えるためにも、保健・医療・福祉の分野において、それぞれが基本的な役割を担いつつも、状況に合わせて連携していくことが重要です。

一人ひとりの障害の状況に応じて、保健・医療・福祉が連携した支援が提供できるよう、関係機関との連携体制を強化するほか、医療的ケアを必要とする人への支援の充実を図ります。

取組	内容	担当課等
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が身近な地域で必要な医療を受けられることができるよう、医療機関等と連携し、地域医療体制等の充実を目指します。 ●夜間・休日や緊急時の医療の充実に努めます。 	保健総務課
医療的ケアが必要な人への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアを必要とする重症心身障害のある人への支援の充実に向け、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を強化するため、医療的ケアネットワーク会議を開催します。 	福祉総合相談室
障害者自立支援協議会の機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援協議会の開催により、関係機関との情報共有に努め、連携体制の強化を目指します。 ●必要に応じて部会や連絡会を設置し、個別のケースについてきめ細やかに対応できる体制を整備します。 	障害福祉課 福祉総合相談室
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基幹相談支援センターを中心に、市内各相談支援事業所が、サービス提供事業所や医療機関、その他関係機関と連携することにより、多様な相談に対応できる体制を整備します。 ●各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に対応します。 	障害福祉課 福祉総合相談室 福祉総務課 生活福祉課 高年福祉課 介護保険課 健康支援課 子ども家庭相談課 保育課 青少年課 いずみ学園 学校教育課

4 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備

施策 1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備

障害のある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要であり、保健センターや医療機関、保育園といった子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。

また、発達障害が増加傾向にある中、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保や障害受容を促進する取組、敷居の低い相談体制の構築が重要になっています。

早期発見から早期療育につなげることができるよう、児童発達支援センターを中心に、保護者の精神的なケアも含めた療育支援体制を整備します。

取組	内容	担当課等
ハイリスク妊産婦に対する支援【再掲】	●障害の発生予防と早期発見のため、ハイリスク妊産婦に対する援助体制を強化します。	健康支援課
障害の早期発見と早期療育【再掲】	●障害の早期発見のため、乳幼児健康診査の受診率の向上と健康診査、事後指導の充実を図ります。 ●乳幼児健康診査において障害の早期発見に努め、支援が必要な子どもが健診事後教室や、療育機関等を円滑に利用できる環境づくりを進めます。 ●発見後は、一宮児童相談センター、医療機関と連携し、的確な相談指導や治療機関の紹介などを行います。	健康支援課
【重点戦略】 児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の充実	●家族支援機能など、幅広い高度な専門性に基づいた支援が行えるよう、児童発達支援センターの機能強化に取り組みます。 ●障害のある子どもがより適切な環境の中で療育支援が受けられるよう、児童発達支援センターでの相談指導体制の充実を図ります。 ●児童発達支援センターを地域の障害児支援の中核とし、保健・医療・福祉の関係機関と連携を図り、療育支援・地域支援の充実を図ります。 ●発達等の悩みごとがあった場合には、適切な相談先を紹介するなど、必要な情報提供を行います。	いずみ学園 健康支援課 福祉総合相談室 子ども家庭相談課 保育課
心身障害児親子通園施設での支援	●成長過程で言葉や歩き出しが遅れている未就学児を対象に、親子で一緒に訓練する通園事業を行います。	いずみ学園

取組	内容	担当課等
おもちゃ図書館の充実	●小学校入学前のすべての子どもを対象とした「おもちゃ図書館」において、おもちゃを通した豊かな遊びの機会と友だちづくりの場を提供するとともに、保護者同士の情報交換の場としても活用します。	社会福祉協議会
発達障害への支援	●発達障害のある子どもの家族に対し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援を行います。	福祉総合相談室 健康支援課 保育課 いずみ学園

施策 2 切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化

将来の自立と社会参加に向け、保健・医療・福祉・教育・就労等が連携した横の支援体制と、ライフステージを通じて切れ目ない一貫した縦の支援体制により、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行うことが求められています。

障害のある子どもが、ライフステージを通して、障害の状況や一人ひとりの成長段階に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、関係機関の連携をより密接にし、協働による療育支援体制の構築に取り組みます。

取組	内容	担当課等
【重点戦略】 療育に関わる機関の連携による切れ目のない支援の実施	●療育に関わる保健センター、保育園、通園施設、医療機関、一宮児童相談センター、愛知県医療療育総合センター、学校などの関係機関のネットワーク化を目指します。 ●学校教育と保育、医療支援の一貫性を確保するため、関係機関の情報交流を推進します。	福祉総合相談室 健康支援課 保育課 いずみ学園 学校教育課
	●要保護児童対策地域協議会を活用し、切れ目のない支援につなげます。	子ども家庭相談課
医療的ケア児等への支援の実施	●医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関と連携して医療的ケアを必要としている人に切れ目のない支援を行います。	福祉総合相談室 健康支援課

施策 3 保育・教育環境の整備

障害のある子どもが、自分の能力に応じて自分らしく生活するためには、子どもの個性を理解し、適切な支援を行うことができる保育・教育環境の整備が重要です。

保育・教育に関わるすべての人の資質向上を目指すとともに、一人ひとりの教育課題に対応し、個々の可能性を最大限に発揮できるように、適切な支援や指導を行います。

取組	内容	担当課等
【重点戦略】 障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市内公立保育園全園における障害児保育を継続して実施します。 ●子どもの発達に即した保育環境を提供する中で、未歩行児等身体に障害のある子どもの保育について調査研究します。 	保育課
障害のある子どもへの就学相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもの特性や能力、保護者の意見を尊重した、適切な就学相談、教育支援を実施します。 	学校教育課
【重点戦略】 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育コーディネーターの役割を強化し、個別教育支援の充実を図ります。 ●特別支援学級などの児童に、言語訓練を実施します。 ●特別支援学級の児童生徒の創作活動の成果を発表して、学習意欲の向上のため、教育展を開催します。 	学校教育課
障害のある子どもの放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもを対象にした放課後児童クラブを継続して実施します。 ●各小学校区にある放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもによりきめ細やかな対応を行うため、支援員の加配を行います。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所に対して、様々な障害特性に対応できる放課後等デイサービスの提供を働きかけ、障害のある子どもの生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進します。 	障害福祉課
教職員等の障害への理解を深める研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士、教職員等を対象に、障害のある子どもに対する理解を深めるための研修を実施します。 ●児童発達支援センター及び保育園の障害児担当保育士や特別支援学級の教師を対象とした専門的な研修の充実を図ります。 ●教職員等の研究・研修機会を拡充し、指導内容の向上と、児童生徒の教育・療育相談内容の充実を図ります。 	保育課 いずみ学園 学校教育課
就学時における宿泊学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●教師と児童生徒が寝食を共にする共同生活を通して、生活全般にわたる指導に資する宿泊学習の経費を補助します。 	学校教育課

取組	内容	担当課等
医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●特定の保育園に看護師を配置し、医療的ケア児の受け入れを行うとともに、看護師、全園の保育士を対象に医療的ケアに関する研修を継続して実施します。学校には医療的ケアを行う看護師を配置するとともに、緊急時の対応など医療安全を確保するための支援を行います。 	保育課 学校教育課

5 障害のある人の雇用・就労の支援

施策 1 雇用・就労の促進

障害のある人が地域で自立した生活を送るための基盤として就労は重要な要素であり、障害のある人の就労に向けては、個性と能力に応じた多様な就労形態があることが重要です。

働く意欲のある人がその適性や希望に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労に関する情報提供や相談支援の充実を図るとともに、職業能力の向上を目指し、就労体験などにも取り組みます。また、各種制度の活用を通じて民間企業、事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図ります。

取組	内容	担当課等
福祉的就労の場の充実	●一般就労が難しい人のために、自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び就労の場の提供を行います。	障害福祉課
就労体験の実施	●障害のある子どもが職業能力を身につけられるよう、地域の施設や企業での職場体験を行います。	障害福祉課 福祉総合相談室
【重点戦略】 雇用拡大の推進	●市内企業に対して、障害のある人の雇用について周知を行い、障害者雇用を促進します。	障害福祉課 福祉総合相談室
	●国や県、関係機関と連携し、事業主に対する障害者雇用の各種助成制度などを周知するとともに、理解を深めるための啓発を行います。 ●障害のある人を雇用した事業主に対し、障害者特別雇用奨励金を支給します。	産業振興課
就職支援フェアの実施	●障害のある人を対象とした就職支援フェアを行い、就労を促進します。	産業振興課
障害者雇用推進者の選任	●任命権者ごとに障害者雇用推進者を選任し、障害者雇用の促進、障害のある人が活躍しやすい環境の整備に努めます。また必要に応じて障害者職業生活相談員を選任します。	人事課 議会事務局庶務課 監査事務局 教育部総務課 病院事業部経営企画課 上下水道部経営総務課 消防本部総務課

施策 2 就労の定着に向けた支援

一般就労に向けた支援は充実されつつあるものの、就職後のサポートが不十分であるために、働き続けることが難しくなってしまうケースが多くなっています。特に、精神障害のある人の場合は、長く安定的に働くことに不安を抱え、職場定着率が低いといった傾向がみられます。

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、就職後も安心して働き続けられるためのサポートを充実するとともに、職場における障害理解の浸透を図り、働きやすい職場環境の整備を進めます。

取組	内容	担当課等
【重点戦略】 就職後の相談・支援の充実	●尾張西部障害者就業・生活支援センターが中心となり、就職した後も職場内のトラブルや悩みごとの相談に応じ、継続して働けるようにサポートします。	障害福祉課
働きやすい職場環境の整備に関する周知	●障害のある人が安心して働けるよう、職場のバリアフリー化や、障害特性についての理解の浸透など、ハード、ソフトの両面から推進します。	障害福祉課

施策 3 障害者就労施設等における工賃の確保

障害のある人の経済的な安定に向けては、雇用の場の確保とあわせて、工賃の向上や障害者就労施設等の製品の販路拡大が必要です。

障害者優先調達推進法に基づいた市内での優先調達の仕組みの構築とともに、障害者就労施設等の製品の販売機会の拡大を目指し、障害のある人の自立と経済的な安定を支援します。

取組	内容	担当課等
優先調達の推進	●障害者就労施設等からの物品等の優先調達拡大に向け、市内各課へ働きかけるとともに、一元的な受注システムについて検討します。	障害福祉課 契約課 財政課
販路の拡大	●市内における障害者就労施設等で作られた製品の販売機会を増やし、障害のある人の工賃の確保に努めます。	障害福祉課

6 地域生活を支える生活環境の充実

施策 1 安全・安心な居住環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる住まいの確保や、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが必要です。特に、障害のある人の親亡き後の生活の場の確保のためにも、グループホーム等の充実が求められています。

障害のある人の居住環境の整備に向け、住宅のバリアフリー化などに取り組むとともに、障害のある人の視点に立って公共施設等の利便性を見直し、だれもが利用しやすい設備面の改善を図ります。また、自宅内で急病などの緊急事態に陥ったときに支援が求められるよう、通報システムの活用を促進します。

取組	内容	担当課等
住まいの場の確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の生活拠点となるグループホーム等の整備を支援するとともに、入居体験の機会の提供に努め、入所施設から地域生活への移行を促進します。 ●入居支援を必要とする障害のある人に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。 	障害福祉課
居住環境の改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適な生活環境を確保するため、現在の住まいの段差解消など、住宅環境の改善を行う場合に、住宅改修費の給付を行います。 	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ●一般向けの市営住宅とは別に車椅子利用者向けの市営住宅を確保します。また、一般向けの住宅家賃より低い家賃を設定し、経済的な負担を軽減します。 ●市営住宅が障害のある人にとって利用しやすくなるよう、施設整備のタイミングに合わせてバリアフリー化を進めます。 	住宅政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が居住環境の整備が必要となった場合、必要に応じて住宅改修に関する資金の貸付を行います。 	社会福祉協議会
歩道のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路（都市計画道路など）や生活道路の改良などにあわせ、歩道の段差解消に努めます。 	道路課
建築物のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ●愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、住み慣れた地域の中で、生きがいや希望を持って暮らせる人にやさしいまちづくりを推進します。 	建築指導課
バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●施設や心のバリアフリー化を推進するため、バリアフリーマスタープランの策定やバリアフリーマップの作成などに取り組めます。 	都市計画課

取組	内容	担当課等
Net 119 緊急通報システムの活用	●会話に不自由な聴覚・言語障害がある人がスマートフォン等を利用して、緊急時に音声を用いることなく119番通報を行うことができるシステムの活用を促進します。	消防本部通信指令課
拠点機能の整備	●障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。	障害福祉課 福祉総合相談室

施策 2 社会参加への支援

障害のある人が地域で快適に暮らすためには、障害のない人と同じように社会参加の機会を享受できる環境の整備が必要です。

障害のある人の社会参加を促進するため、外出時の移動支援を充実するとともに、手話通訳者や要約筆記者の配置、選挙における点字投票や代理投票など、日常のコミュニケーション支援を充実します。

取組	内容	担当課等
移動支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子利用者など、移動支援を必要とする人のニーズを把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。 ●移動支援のヘルパーの資質の向上を目指し、研修を行います。 ●移動支援のニーズの的確な把握に努め、支援方法を検討します。 	障害福祉課
タクシー料金の助成	●障害のある人が地域社会で生活する上で必要な移動手段の確保のために、タクシー料金の助成を行います。	障害福祉課
福祉バスの運行	●障害者団体が行う視察・研修などの交通手段を確保するため、福祉バスを運行します。	福祉総務課
自動車改造費の助成	●身体障害者手帳所持者が通勤などに使用できるよう、自ら所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造する場合に、自動車改造に要する費用の助成を行います。	障害福祉課
視覚障害者の歩行訓練	●視覚障害のある人が白杖を使って安全な移動ができるよう、白杖による歩行訓練等を行います。	障害福祉課
手話通訳者等の配置・派遣	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所において手話通訳者を適切に配置します。 ●聴覚障害のある人の社会参加を促進するため、手話奉仕者の養成に努めます。 ●聴覚障害のある人などが、自分の意思で社会参加できるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣に努めます。 	障害福祉課

取組	内容	担当課等
選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●わかりやすい案内や丁寧な説明など、だれでも安心して投票できる環境づくりに努めるとともに、点字投票や代理投票の方法など、多様な投票手段についての周知を行います。 ●選挙当日の投票所や期日前投票所の段差解消など、バリアフリー化に努めます。 	行政課

施策 3 文化芸術・スポーツ活動等の推進

自分らしく生き生きと暮らしていくためには、地域とのかかわりの中で一人ひとりが、自分の生きがいを持つことが大切です。

障害の有無に関わらず、だれもが文化芸術活動やスポーツ活動などを通じて社会に参加し、生きがいづくりに取り組めるよう、障害のある人が気軽に参加できる生涯学習の機会の提供や文化芸術・スポーツ事業を推進します。

取組	内容	担当課等
生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人やその家族が参加しやすい生涯学習機会の充実に努めます。 ●ボランティア団体の協力により、視覚障害のある人へ情報を点訳化、音訳化する取組を進めます。 	社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ●電子書籍、点字資料、DAISY 録音資料、大活字本を貸し出します。 ●視覚障害のある人を対象に、ボランティア団体の協力により代読サービスや朗読会を行います。 ●一定の身体障害があり図書館に来ることができない人を対象に、図書等を郵送により貸し出します。 	図書館管理課
障害のある人を対象とした文化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●華道、茶道、ペーパークラフト、七宝焼、手芸、料理、健康体操など、障害のある人が楽しめる文化事業を行います。 	障害福祉課
障害者スポーツの裾野を広げる取組	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者スポーツ振興に向けた支援に努めます。 ●車椅子での参加ができるいちのみやタワーパークマラソンを開催します。 	スポーツ課

施策4 防災対策の推進

近年、全国的に多発する大規模災害に伴い、災害時における福祉支援体制の構築は喫緊の課題となっています。

災害時に適切な行動ができるよう、防災知識の普及に取り組むとともに、サービス提供事業所等との連携により避難訓練を実施するなど、地域全体での防災意識の向上に努めます。また、大規模災害時に情報の伝達、避難誘導が適切に行われるよう、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、情報伝達体制の強化に取り組みます。

そのほか、知的障害や精神障害のある人は避難所での集団生活が難しい場合も多いといったことを考慮して、災害時の健康相談や心のケアを行うとともに、障害のある人の特性に合わせた避難所の設置を検討します。

取組	内容	担当課等
防災知識の普及・啓発	●障害のある人に対して、防災の知識の普及・啓発を行います。	障害福祉課 危機管理課
サービス提供事業所等に対する防災、避難訓練の実施	●サービス提供事業所等に対して、災害時に適切な避難行動が取れるよう避難訓練の実施について指導を行います。	指導監査室 消防本部予防課
避難行動要支援者の把握	●災害時に支援が必要な障害のある人の把握に努めます。	福祉総務課
緊急時の情報伝達の支援	●地域住民と連携して、情報伝達や救助・避難の体制づくりを支援します。	福祉総務課
避難所における配慮	●避難所を巡回し、健康相談を行うとともに、状況に応じて障害のある人を含めた避難所生活における心のケアの充実を図ります。	健康支援課 福祉総合相談室
	●障害特性に応じた避難所の在り方を検討します。	福祉総務課



1 目標の設定

国の基本指針に基づき、本市の状況に応じた数値目標等を掲げ、それらの達成を目指して施策を推進します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人が、グループホームや一般住宅などで地域生活を送れるようになることを目指し、以下の目標を設定します。

■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ・ 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。
 - ・ 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
- ※第6期計画で未達成分があればそれを含めること

■一宮市の成果目標

項目	令和8年度目標	考え方
施設入所者のうち地域生活への移行者数	12人	令和4年度末時点の施設入所者数 196人 × 6% ÷ 12人
施設入所者の削減数	10人	令和4年度末時点の施設入所者数 196人 × 5% ÷ 10人

※目標値には第6期計画での未達成分は含みません。

■一宮市の活動指標

国においては、障害のある人に対する職業訓練の受講、福祉施設から公共職業安定所への誘導、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導、公共職業安定所における福祉施設利用者の支援に関する活動指標が示されています。この取組の管轄は都道府県であり、都道府県の目標として示されているため、市においては活動指標の設定はありません。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、以下の目標を設定します。

■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定する。

■一宮市の成果目標

国の示す成果目標は都道府県の目標となるため、市においては成果目標の設定はありません。

■一宮市の活動指標

項目	令和2年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	0人	14人	18人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	2人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	136人	193人	221人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	17人	25人	30人

(3) 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、以下の目標を設定します。

■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討を行う。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

■一宮市の成果目標

項目	令和8年度目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	機能充実を図る	基本指針のとおり
地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	体制を整備する	基本指針のとおり
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上	基本指針のとおり
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	体制を整備する	基本指針のとおり

■一宮市の活動指標

項目	令和2年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
地域生活支援拠点等の設置	面的整備	面的整備	面的整備
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0回	0回	年1回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行及び職場定着を促進するため、以下の目標を設定します。

■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
 - ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にする。
 - ・就労移行支援事業からの移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とする。
 - ・就労継続支援A型事業からの移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上とする。
 - ・就労継続支援B型事業からの移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上とする。
- ② 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人に占める就労定着支援事業の利用者の割合
 - ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ③ 就労定着支援事業の利用者数
 - ・令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ④ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合
 - ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

※第6期計画で未達成分があればそれを含めること

■一宮市の成果目標

項目		令和8年度目標	考え方
①	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等	85人 令和3年度末時点の福祉施設から就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者66人×1.28≒85人 ※就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の合計との整合を図り、目標は85人として設定
		就労移行支援事業	69人 令和3年度末時点の就労移行支援事業から一般就労への移行者52人×1.31≒69人
		就労継続支援A型事業	8人 令和3年度末時点の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者6人×1.29≒8人
		就労継続支援B型事業	8人 令和3年度末時点の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者6人×1.28≒8人
②	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	基本指針のとおり
③	就労定着支援事業の利用者数	77人	令和3年度末時点の就労定着支援事業の利用者数54人×1.41≒77人
④	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	基本指針のとおり

※目標値には第6期計画での未達成分は含みません。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援体制の充実を図るため、以下の目標を設定します。

■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する。
 - ・令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する（市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置も可）。
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- ③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置も可）。

■一宮市の成果目標

項目	令和8年度目標	考え方
児童発達支援センター	機能充実を図る	児童発達支援センターの機能充実を図る（令和4年度末時点で2か所）
① 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	体制を構築する	基本指針のとおり
② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	質の向上を図る	既存の事業所の維持を図るとともに、質の向上、運営の安定化を図る（令和4年度末時点で9事業所）
③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	機能充実を図る	既存の協議の場を活用し、機能充実を図る（令和4年度は医療的ケアネットワーク会議を3回開催）
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置する	基本指針のとおり（令和4年度末時点で9人）

■一宮市の活動指標

項目	令和2年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	6人	9人	14人

(6) 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化等を図るため、以下の目標を設定します。

■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

■一宮市の成果目標

項目	令和8年度目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済み	基本指針のとおり（平成25年5月に設置済み）
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	機能充実を図る	障害者基幹相談支援センターを中心とした強化を図る
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の整備	設置済み	個別支援会議を通して検討された地域課題を協議会で分析し、社会資源の開発、施策の提案等を行う

■一宮市の活動指標

項目	令和2年度実績	令和4年度実績	令和8年度目標
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	70件	52件	52件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	14件	12件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	171回	169回	169回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	9回	11回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	11回	14回	12回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	18ヶ所	37ヶ所	32ヶ所
協議会の専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会
協議会の専門部会の実施回数	26回	36回	36回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるため、以下の目標を設定します。

■国の示す成果目標（基本指針による目標）

- ・令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

■一宮市の成果目標

項目	令和8年度目標	考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	4人	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加する
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	有	報酬請求の審査を適正に行うとともに、その審査結果の分析を活用して、事業所と共有する体制について検討する
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制に基づく実施回数	1回以上	報酬請求の審査を適正に行うとともに、その審査結果の分析を活用して、事業所と共有する
監査指導の有無	145回	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適切な実施を行う
指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無	指導監査の実施後、その都度結果を関係市町村と共有する	必要に応じて、指導監査結果を関係市町村との共有や連携を図る
指導監査結果の関係市町村との共有回数	指導監査回数と同じ（但し、本市以外に関係市町村がある場合に限る）	必要に応じて、指導監査結果を関係市町村と共有する

■一宮市の活動指標

国においては、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、計画的な人材養成の推進、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有に関する活動指標が示されています。この取組の管轄は都道府県であり、都道府県の目標として示されているため、市においては活動指標の設定はありません。

(8) 発達障害等に対する支援

発達障害等に対する支援の充実を図るため、以下の目標を設定します。

■国の示す成果目標（基本指針による目標）

国においては発達障害等に対する支援については活動指標のみ示されており、成果目標が設定されていません。

■一宮市の成果目標

国において成果目標が設定されていないため、本市においても設定はしません。

■一宮市の活動指標

項目		令和2年度 実績	令和4年度 実績	令和8年度 目標
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	20人	20人	20人
	実施者数	24人	24人	24人
ペアレントメンターの人数		8人	9人	11人
ピアサポートの活動への参加人数		5人	5人	5人

2 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策

障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量の推計については、国の推奨する方針を基に、過去の実績の変化率の平均等を用いて算出しています。

また、精神障害者の地域生活への移行の推進に向けては、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備が不可欠であることから、令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数のうち一定数（基盤整備量）が地域移行できるよう、以下の基盤整備量を踏まえて見込み量を算出しています。

【地域移行に伴う基盤整備量（令和8年度末）】

愛知県全体の基盤整備量（134人）×4.53%≒7人

※4.53%は令和2年時点の愛知県の慢性期入院患者数に占める一宮市の慢性期入院患者数の割合

（1）障害福祉サービス

① 訪問系サービス

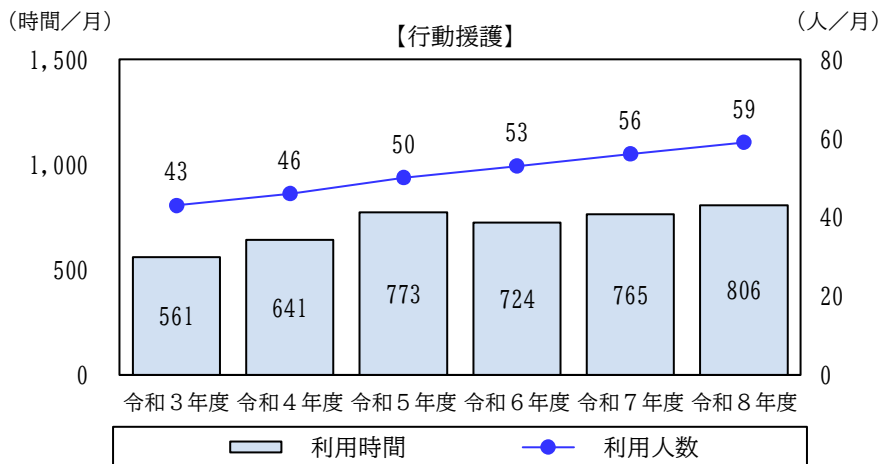
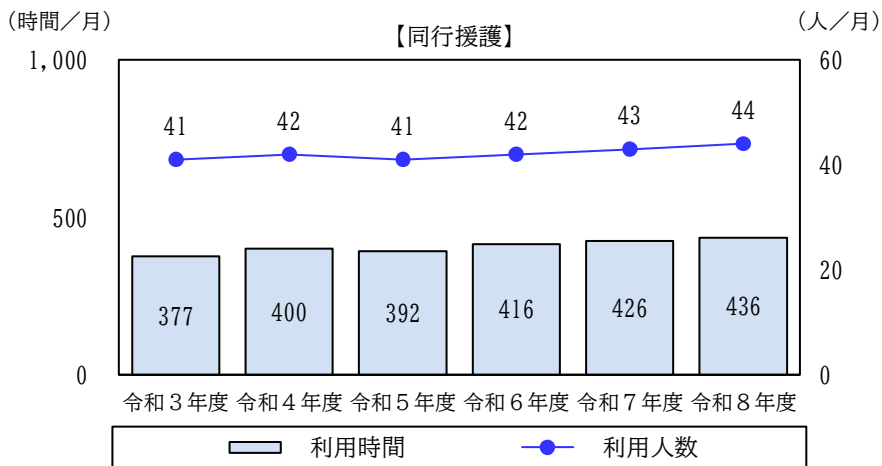
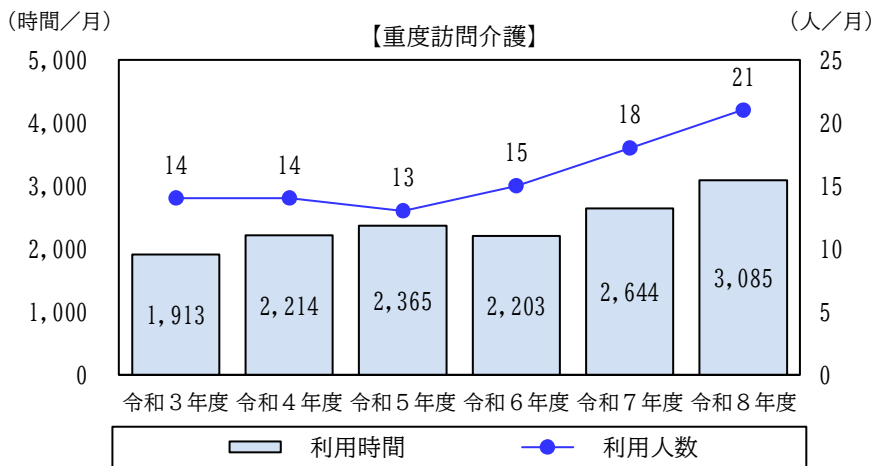
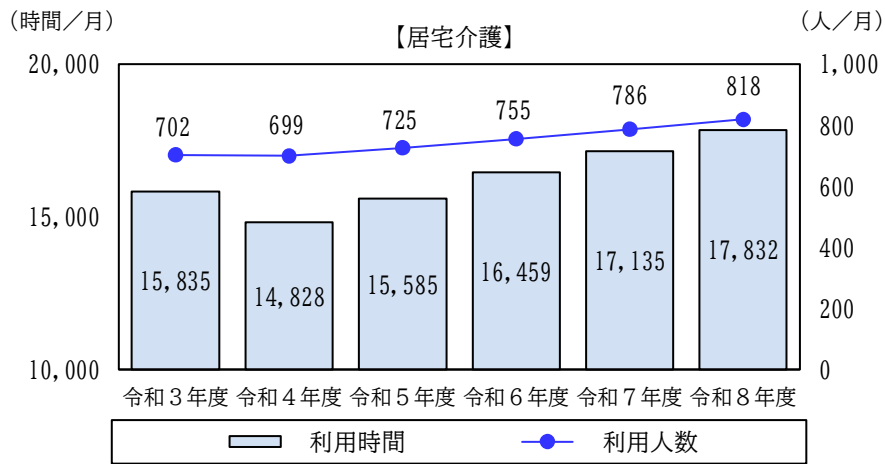
【サービスの内容】

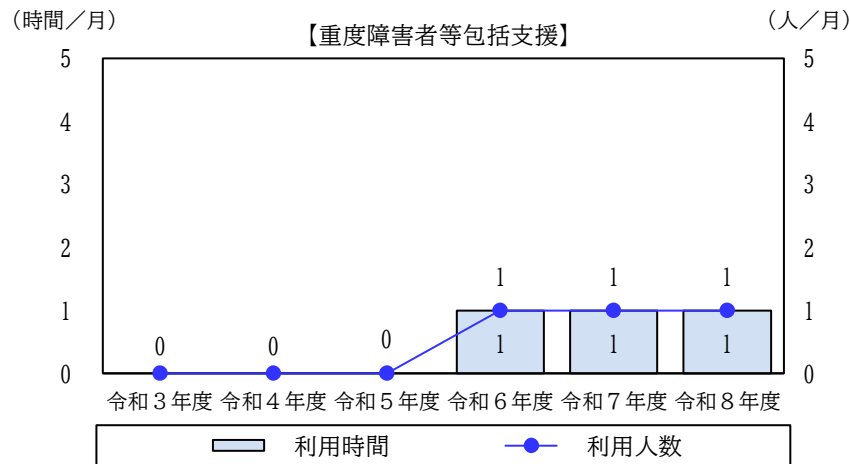
サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害又は精神障害により行動障害のある方で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害者に、外出時の同行支援、視覚的情報の支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	15,835	14,828	15,585	16,459	17,135	17,832
	人/月	702	699	725	755	786	818
重度訪問介護	時間/月	1,913	2,214	2,365	2,203	2,644	3,085
	人/月	14	14	13	15	18	21
同行援護	時間/月	377	400	392	416	426	436
	人/月	41	42	41	42	43	44
行動援護	時間/月	561	641	773	724	765	806
	人/月	43	46	50	53	56	59
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値





【見込み量に対する確保策】

訪問系サービスのうち居宅介護については、有料老人ホームやグループホーム入居者の居宅介護利用が増加しているため、利用者数は増加傾向にあります。それに伴い、利用量も増加が予想されます。引き続き事業所に対して情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の充実を図るとともに、サービス支給量の適正化に努めます。

重度訪問介護では長時間対応できるヘルパーの確保、行動援護や同行援護では資格を有している強度行動障害や視覚障害に対応できるヘルパーが少ないなどの課題があります。県が実施する研修等への参加を促進し、人材確保・育成に努めます。

② 日中活動系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対し、雇用契約に基づいた就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

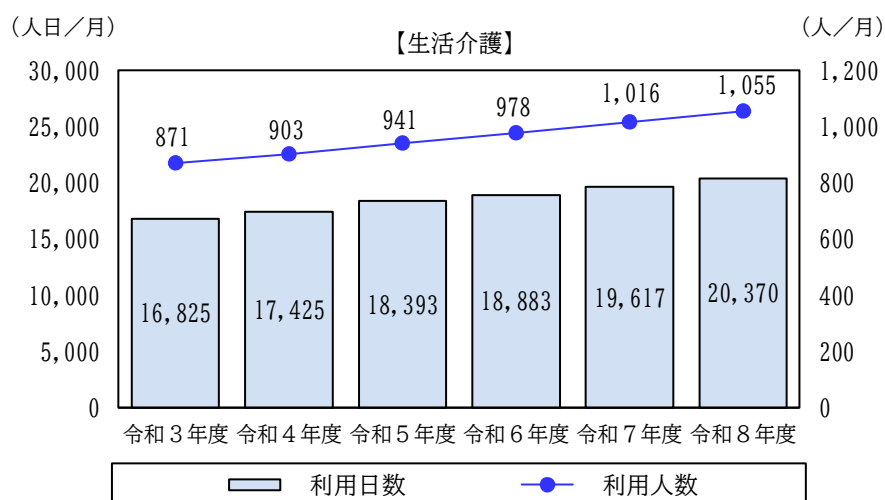
サービス名	サービスの内容
就労定着支援	一般就労へ移行した後に働き続けることができるよう指導・助言するほか、企業・事業所等との連絡・調整を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

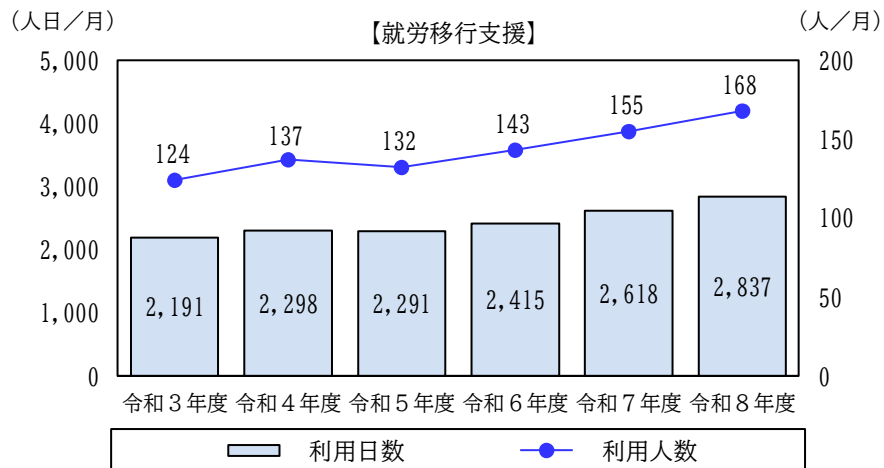
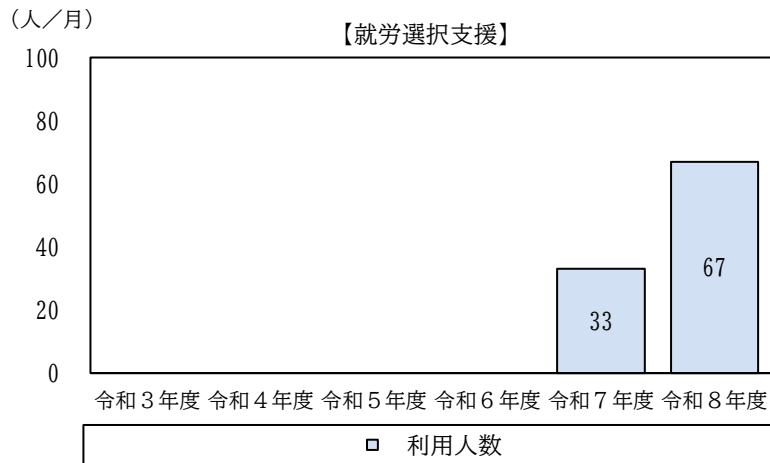
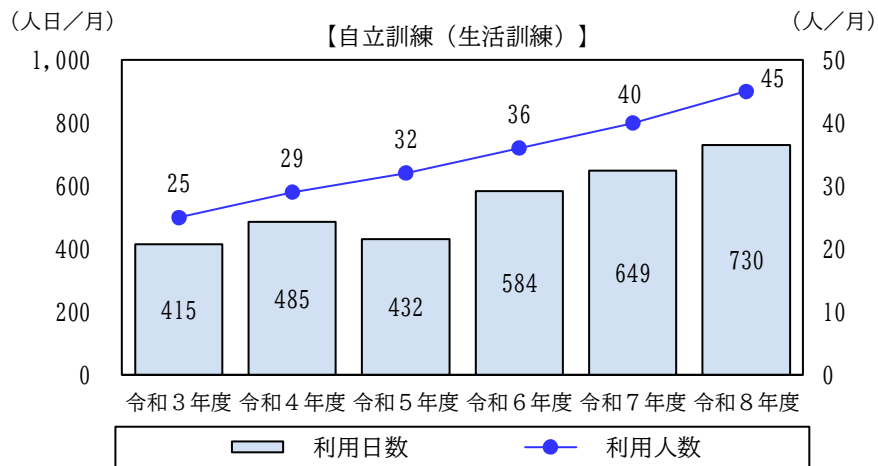
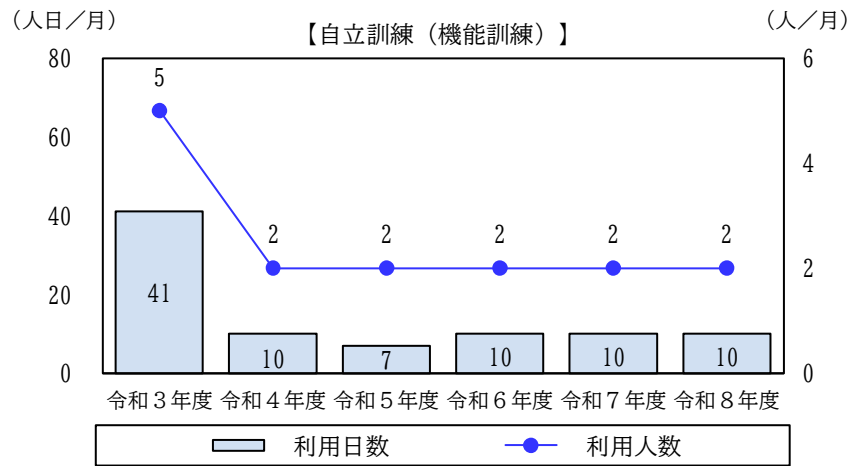
【サービスの見込み量】

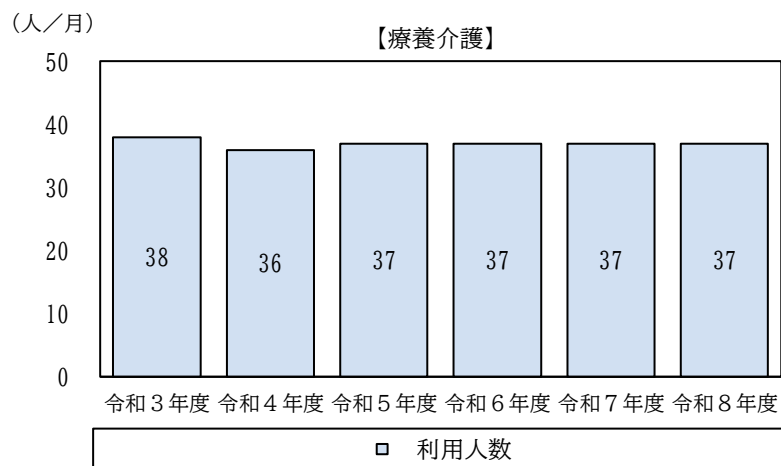
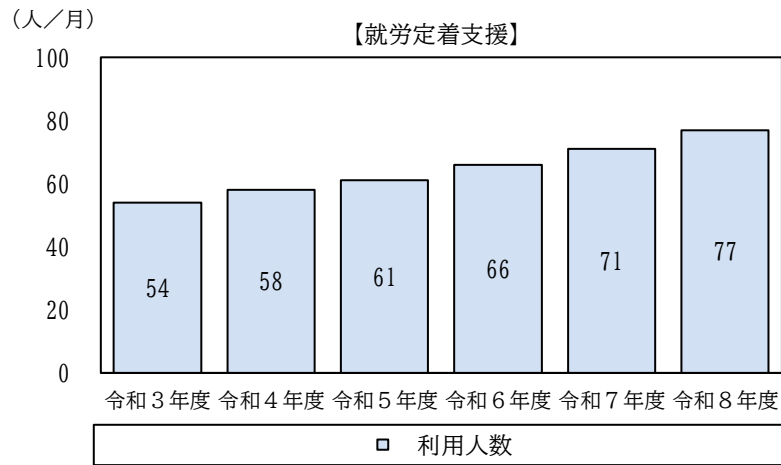
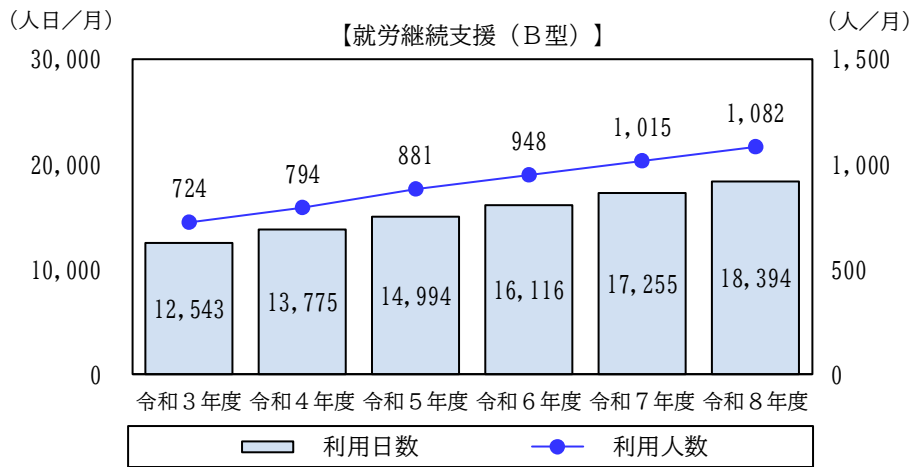
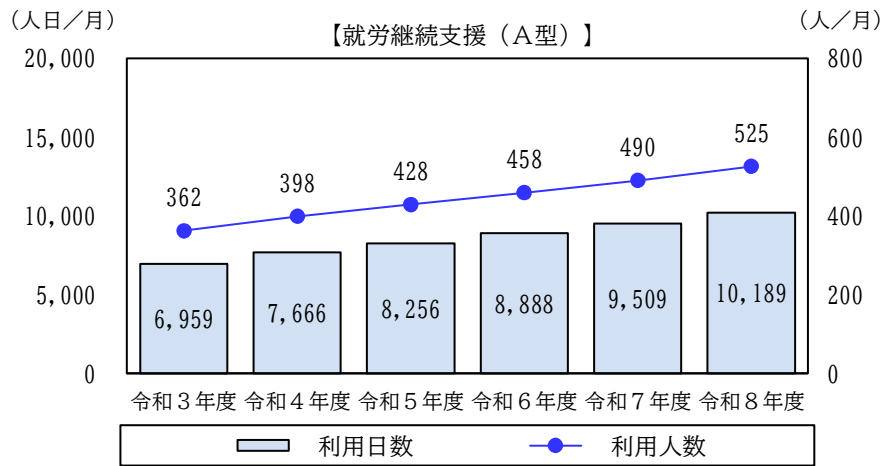
サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	16,825	17,425	18,393	18,883	19,617	20,370
	人/月	871	903	941	978	1,016	1,055
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	41	10	7	10	10	10
	人/月	5	2	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	415	485	432	584	649	730
	人/月	25	29	32	36	40	45
就労選択支援	人/月				-	33	67
就労移行支援	人日/月	2,191	2,298	2,291	2,415	2,618	2,837
	人/月	124	137	132	143	155	168
就労継続支援 (A型)	人日/月	6,959	7,666	8,256	8,888	9,509	10,189
	人/月	362	398	428	458	490	525
就労継続支援 (B型)	人日/月	12,543	13,775	14,994	16,116	17,255	18,394
	人/月	724	794	881	948	1,015	1,082
就労定着支援	人/月	54	58	61	66	71	77
療養介護	人/月	38	36	37	37	37	37
福祉型短期入所	人日/月	823	813	910	1,025	1,047	1,068
	人/月	157	165	187	191	195	199
医療型短期入所	人日/月	36	54	78	117	131	149
	人/月	7	11	23	26	29	33

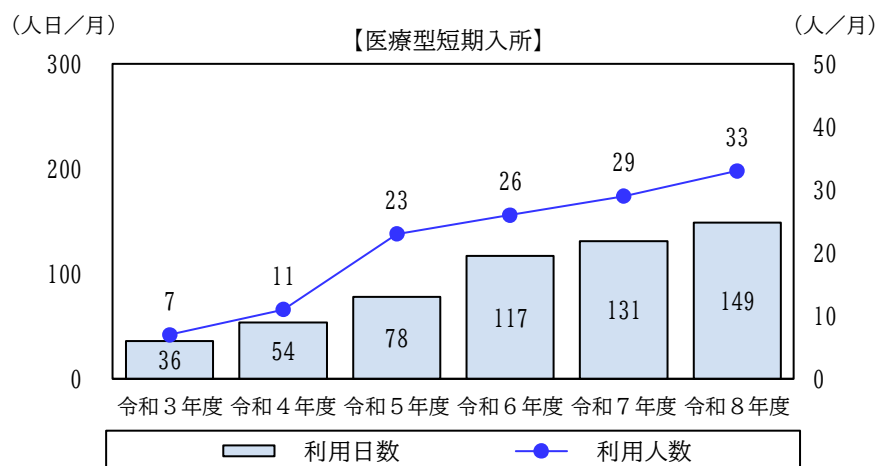
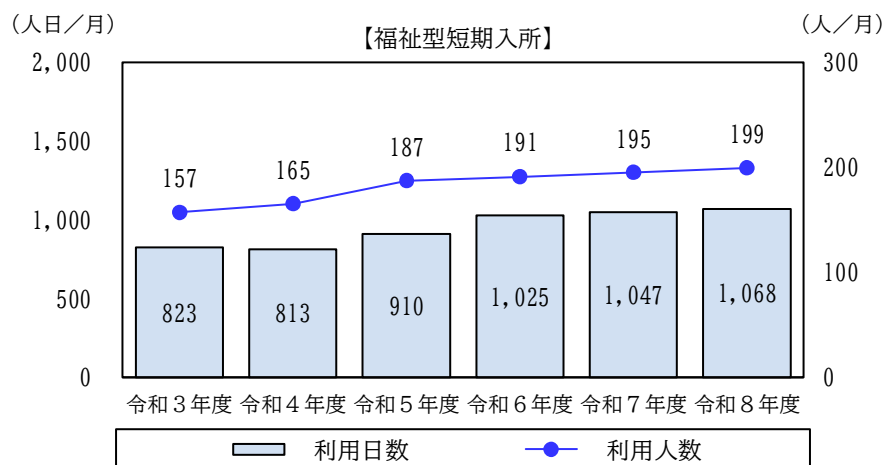
※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値

※就労選択支援は、令和7年10月開始予定のサービス









【見込み量に対する確保策】

日中活動系サービスは、中核市移行後、事業所の指定数も順調に推移しており、サービス提供基盤の確保は進んでいます。

短期入所については、重度障害者の受け入れ先が不足している現状があります。提供体制の充実が求められていることから、事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の充実を図ります。

③ 居住系サービス

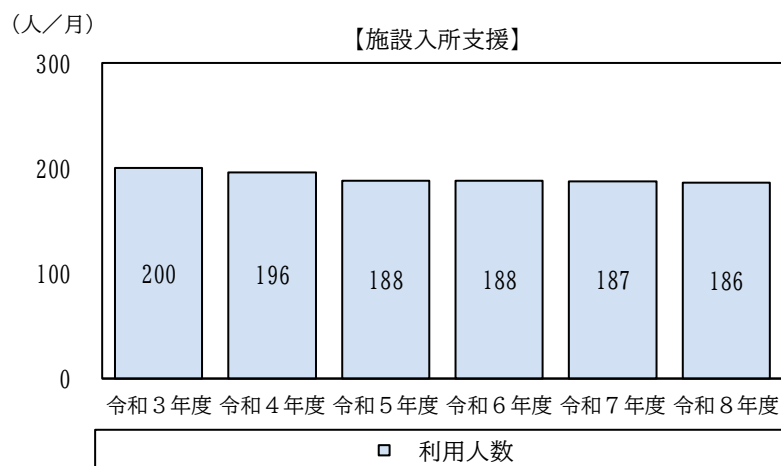
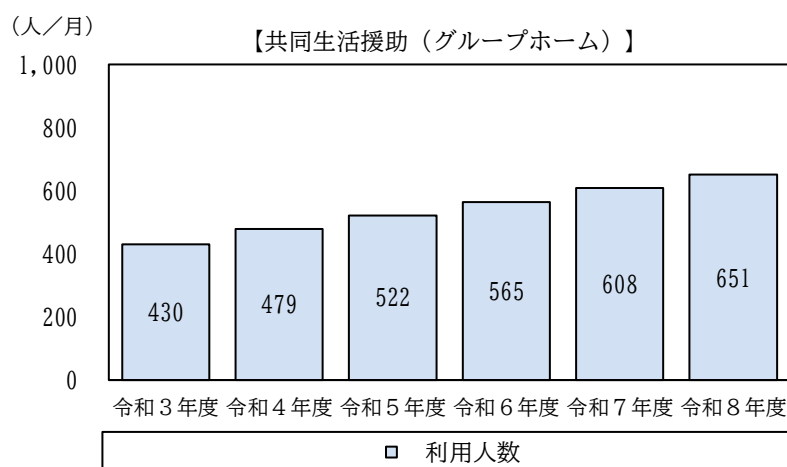
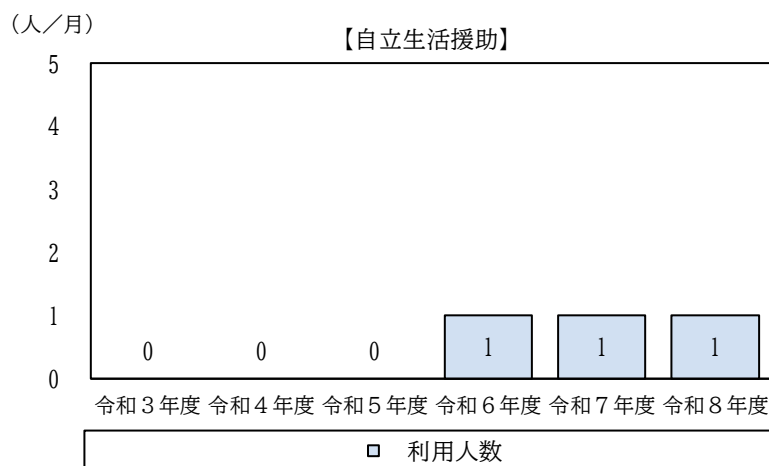
【サービスの内容】

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	430	479	522	565	608	651
施設入所支援	人/月	200	196	188	188	187	186

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

居住系サービスは、中核市移行後、事業所の指定数も順調に推移しており、サービス提供基盤の確保は進んでいます。

施設入所者や長期入院者等の地域への移行の方針に基づき、退院後など、すぐには日中活動系サービス事業所に通えない利用者の受け入れ先として、日中サービス支援型グループホームの指定も進んでおり、引き続き広域的な対応によるサービス提供を図ります。

④ 相談支援

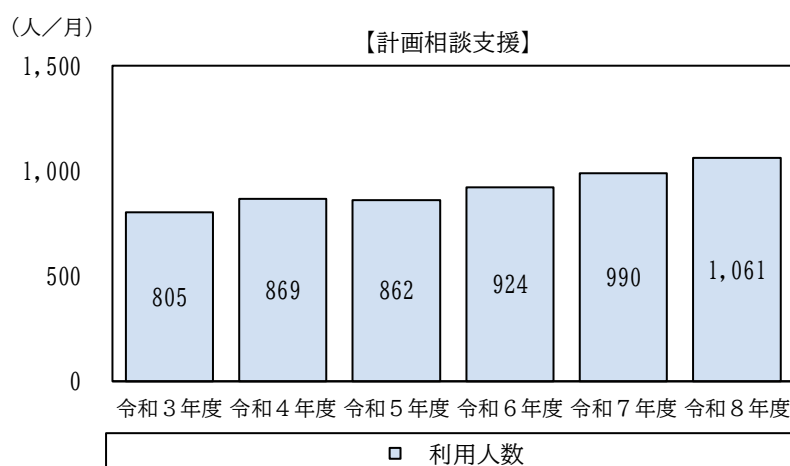
【サービスの内容】

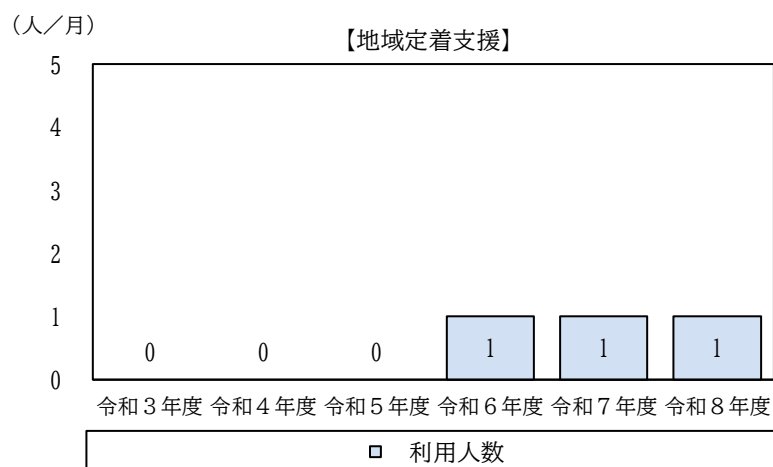
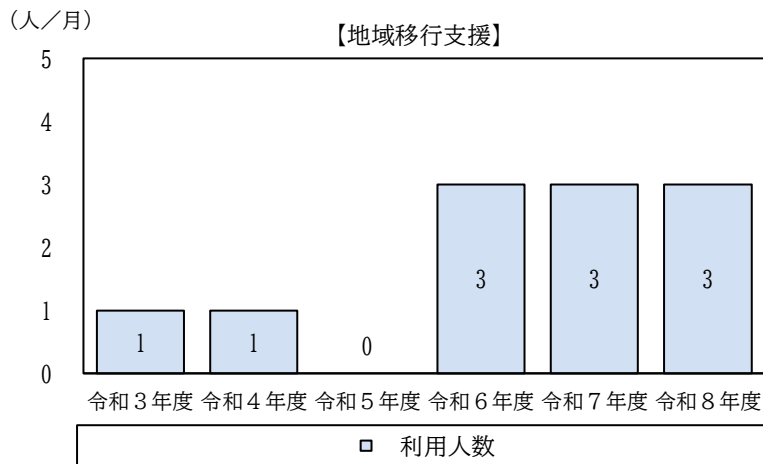
サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用を行う際に必要なサービス等利用計画の作成・連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設の入所者又は精神科病院に入院している精神障害者等に、地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に、地域生活を継続していくための必要な支援を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	805	869	862	924	990	1,061
地域移行支援	人/月	1	1	0	3	3	3
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値





【見込み量に対する確保策】

計画相談支援は、アンケート調査結果からも高いニーズがみられる一方で、相談支援専門員の不足が課題としてあがっています。事業者が相談支援専門員の養成に努めることができるよう支援を行うことで、適正なサービス量の確保を図ります。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害がある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が実施主体となって実施する事業です。

必須事業と任意事業があり、必須事業に該当するものは、①理解促進・啓発事業、②自発的活動支援事業、③地域活動支援センター事業、④移動支援事業、⑤日中一時支援事業、⑥相談支援事業、⑦成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業、⑧意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業、⑨日常生活用具給付等事業となります。

なお、成年後見制度法人後見支援事業は、令和6年度に設置予定の成年後見センターを中心に、事業の実施について検討を行います。

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を無くし、だれもが暮らしやすい共生社会を目指すため、講演会等の啓発事業を行います。

② 自発的活動支援事業

精神障害のある人やその家族の相談窓口として、当事者の家族会が実施する精神障害者家族相談事業をはじめ、地域住民が行う障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するための自発的な取組を支援します。

③ 地域活動支援センター事業

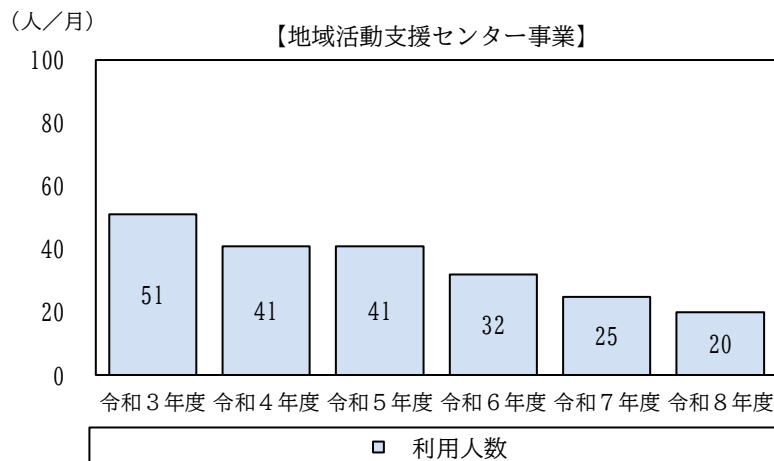
【事業の内容】

障害のある人の創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、生きがい活動の提供など、地域活動支援の継続に努めます。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	人/月	51	41	41	32	25	20

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

利用者のニーズに応じたサービス内容の検討や、サービス量の確保と質の向上に努めます。

④ 移動支援事業

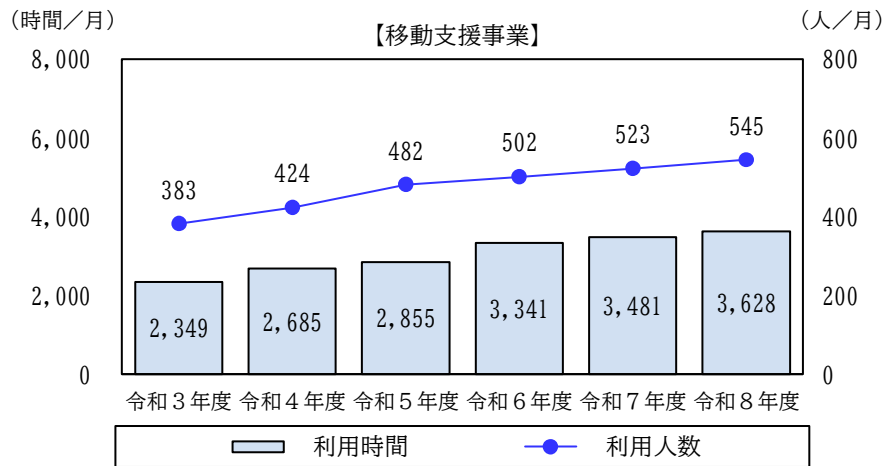
【事業の内容】

訪問系サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における個別の移動を支援します。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/月	2,349	2,685	2,855	3,341	3,481	3,628
	人/月	383	424	482	502	523	545

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、地域の特性に沿った移動支援の提供を図ります。

⑤ 日中一時支援事業

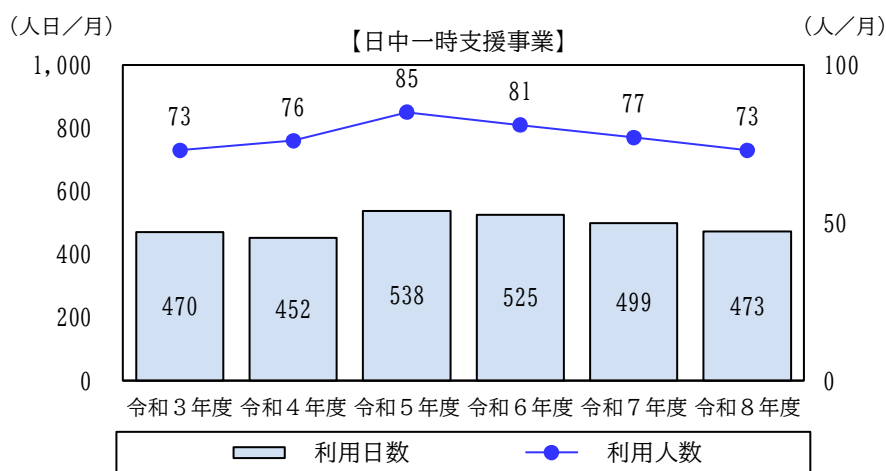
【事業の内容】

日中において介護者等がないため、一時的に見守り等が必要な障害のある人等に、見守りと日中活動の場を提供します。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	人日／月	470	452	538	525	499	473
	人／月	73	76	85	81	77	73

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

長時間の利用などニーズの多様化に対応できる支援体制を検討します。

⑥ 相談支援事業

【事業の内容】

障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行い、自立した日常生活、社会生活への支援を行います。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般相談支援	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値

【見込み量に対する確保策】

障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域の相談機能の強化を図ります。

⑦ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

【事業の内容】

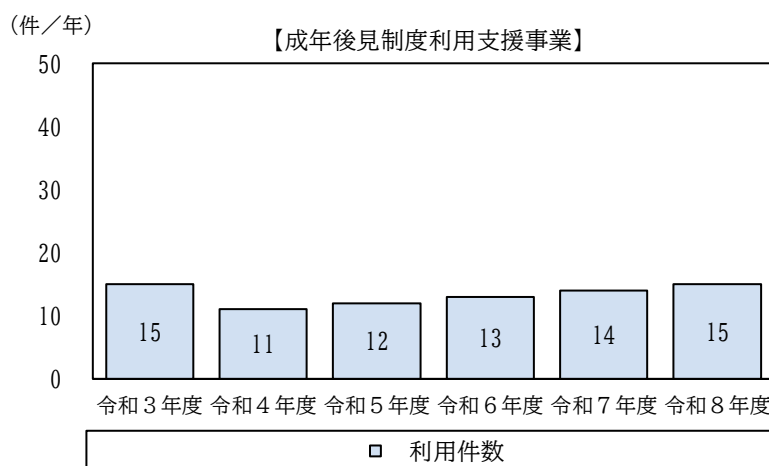
成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、制度の利用を促進し、権利擁護を図ります。

また、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見実施のための研修等を行い、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	15	11	12	13	14	15
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	検討	検討

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

障害のある人の生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。

また、制度の利用を促進するための広報や相談機能を持った成年後見センターの設置を進めます。

⑧ 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

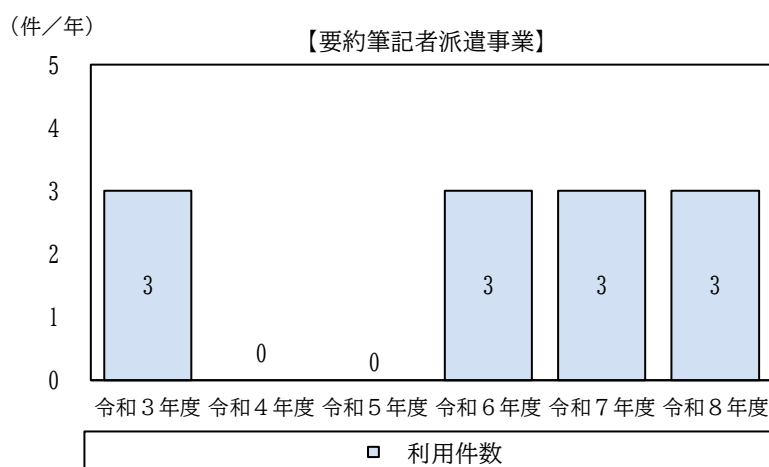
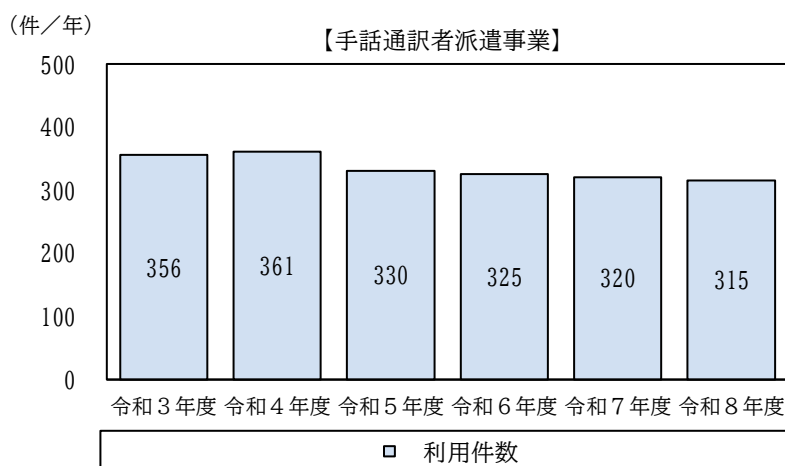
【事業の内容】

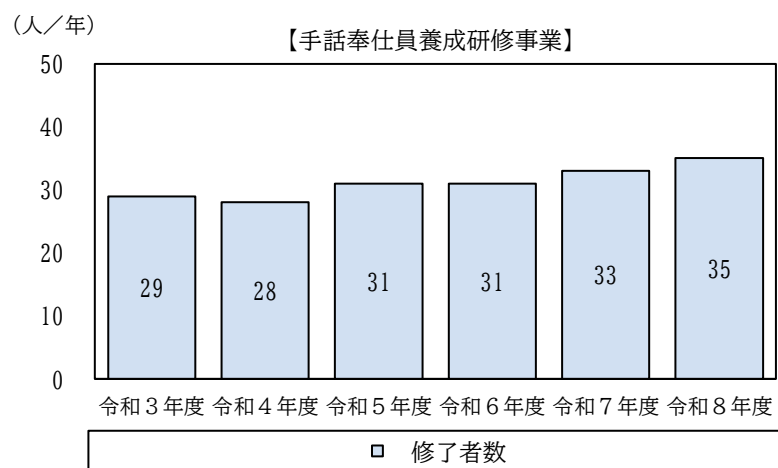
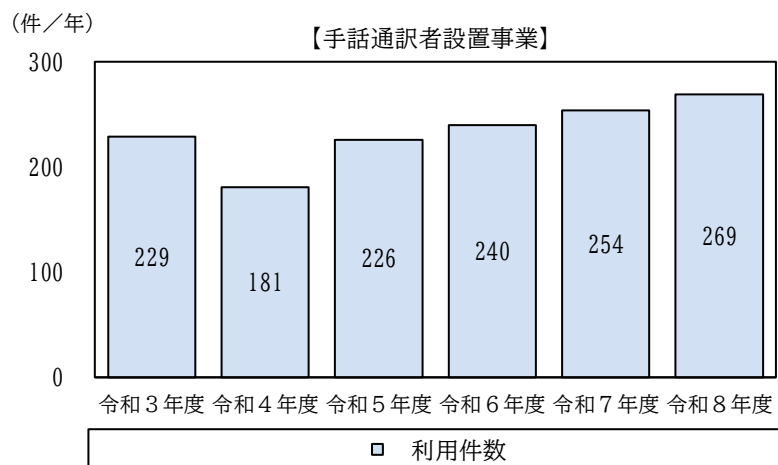
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件/年	356	361	330	325	320	315
要約筆記者派遣事業	件/年	3	0	0	3	3	3
手話通訳者設置事業	件/年	229	181	226	240	254	269
手話奉仕員養成研修事業	人/年	29	28	31	31	33	35

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値。手話奉仕員養成研修事業は修了者数





【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や生活実態、ニーズに配慮し、必要とする人が適正に利用できるよう、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。

⑨ 日常生活用具給付等事業

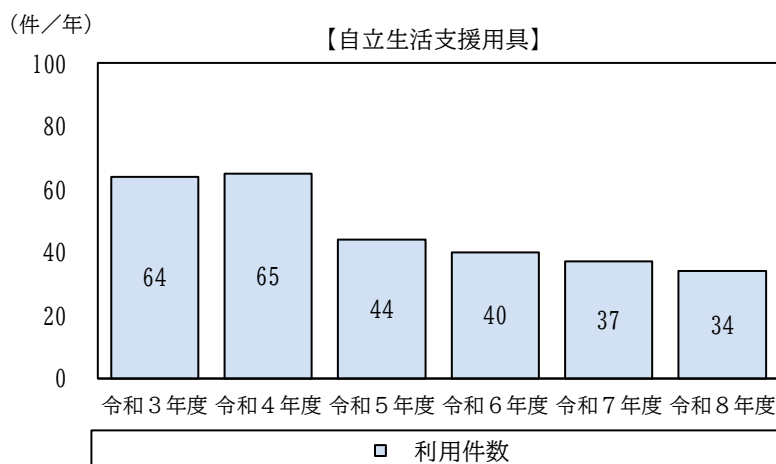
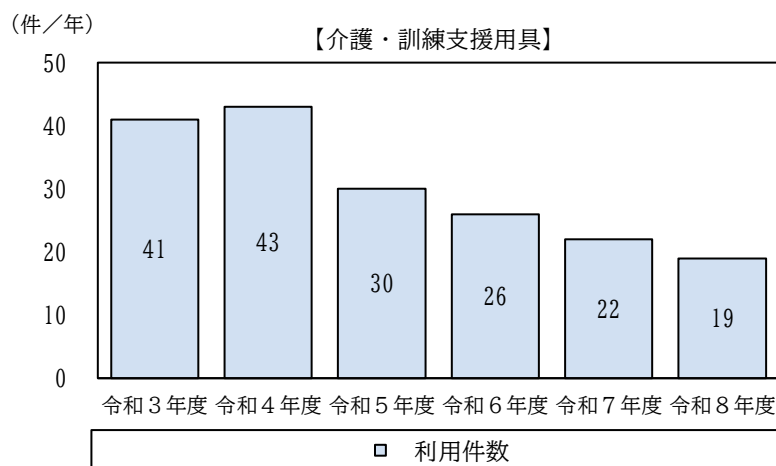
【事業の内容】

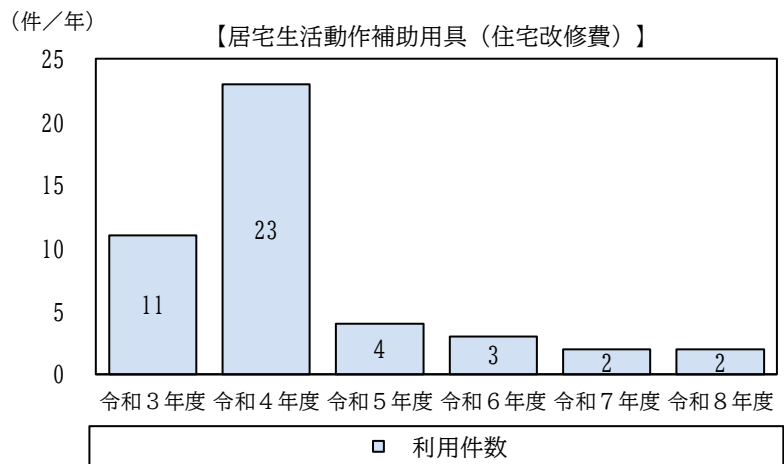
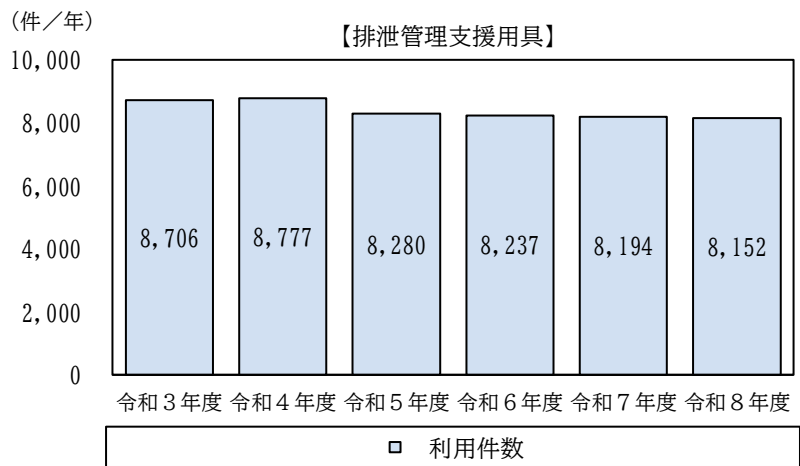
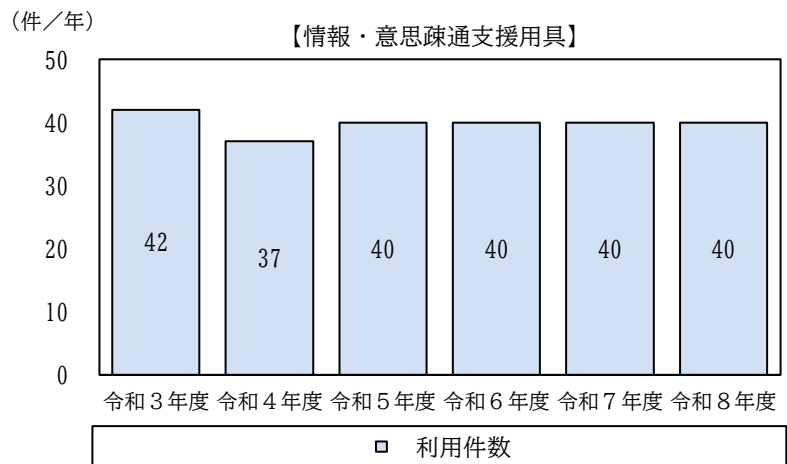
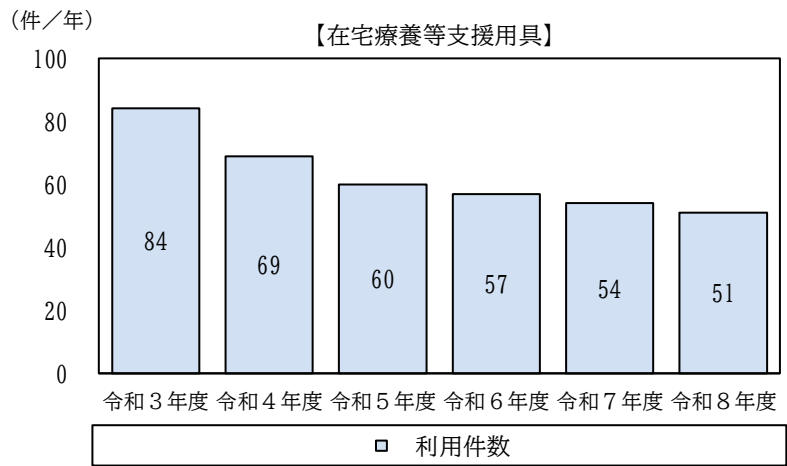
在宅の重度身体障害者等（難病患者含む）に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	41	43	30	26	22	19
自立生活支援用具	件/年	64	65	44	40	37	34
在宅療養等支援用具	件/年	84	69	60	57	54	51
情報・意思疎通支援用具	件/年	42	37	40	40	40	40
排泄管理支援用具	件/年	8,706	8,777	8,280	8,237	8,194	8,152
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	11	23	4	3	2	2

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値





【見込み量に対する確保策】

障害のある人の生活実態、ニーズに配慮し、特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。また、必要とする人が適正に利用できるよう、事業の周知と利用を促進します。

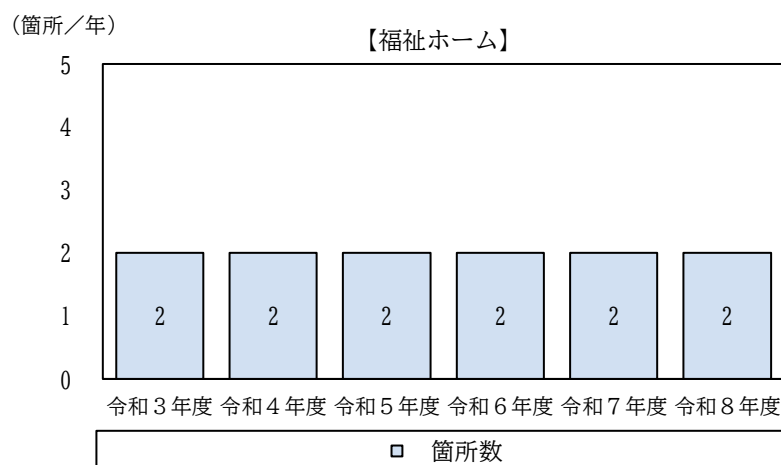
⑩ 福祉ホーム

【事業の内容】

家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅で生活することが困難な障害のある人に対し、低額な料金で居室やその他の設備、日常生活に必要なサービスを提供します。

【事業の見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム	箇所／年	2	2	2	2	2	2



【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。

3 障害児通所支援等の見込み量と確保方策

障害児通所支援等の見込み量の推計については、国の推奨する方針に従い、過去の実績の変化率の平均を用いて算出しています。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

【サービスの内容】

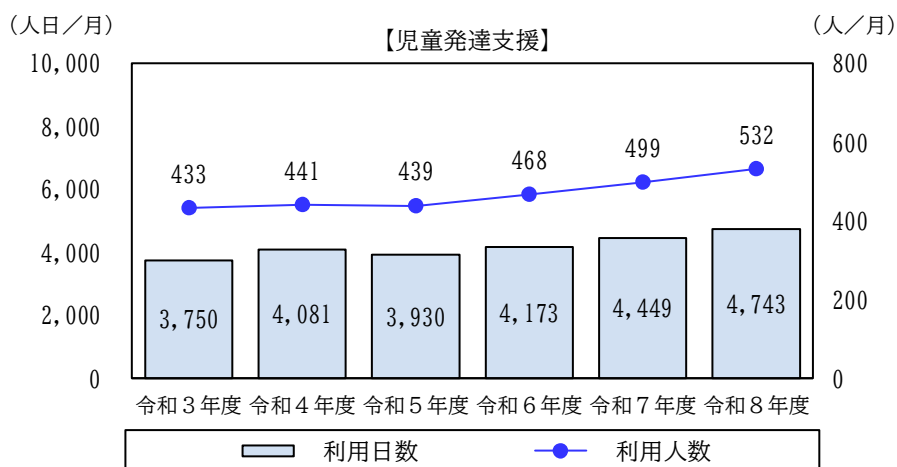
未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に、日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行います。

なお、令和6年度から肢体不自由の児童に対して提供されていた医療型児童発達支援と一元化されます。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	3,750	4,081	3,930	4,173	4,449	4,743
	人/月	433	441	439	468	499	532

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

児童発達支援は、中核市移行後、事業所の指定数も順調に推移しており、サービス提供基盤の確保は進んでいます。

個々の障害特性に沿った特色ある支援ができるよう、障害者自立支援協議会と協力して研修を実施し、サービス支援の質の向上を図ります。

② 放課後等デイサービス

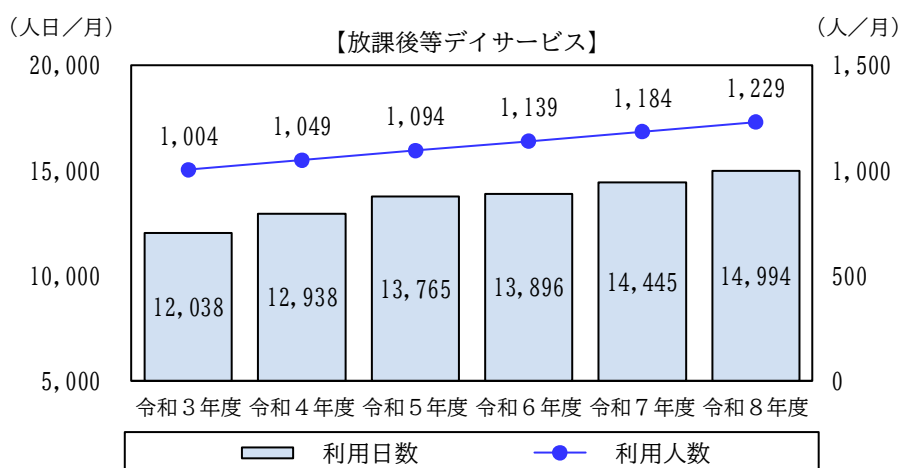
【サービスの内容】

就学している障害のある児童や障害が疑われる児童に、放課後や休業日に生活能力向上の訓練や社会との交流促進の支援を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	12,038	12,938	13,765	13,896	14,445	14,994
	人/月	1,004	1,049	1,094	1,139	1,184	1,229

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

放課後等デイサービスは、アンケート調査結果からもニーズが高いことがうかがえます。ニーズに対して事業所数を確保するだけでなく、障害の特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるよう、支援の質の向上を図ります。

③ 保育所等訪問支援

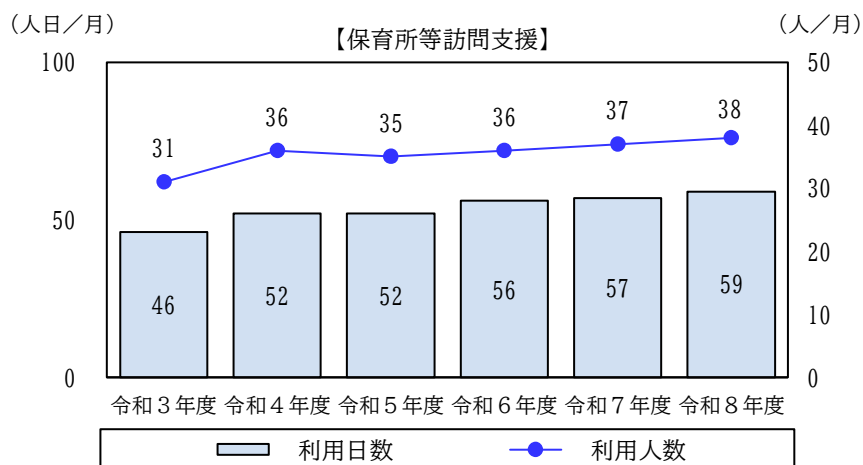
【サービスの内容】

児童発達支援センター等から保育園や学校等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	46	52	52	56	57	59
	人/月	31	36	35	36	37	38

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

地域の障害児療育体制の充実を目指し、事業所の新規参入への働きかけなど、受け皿の拡大に努めます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

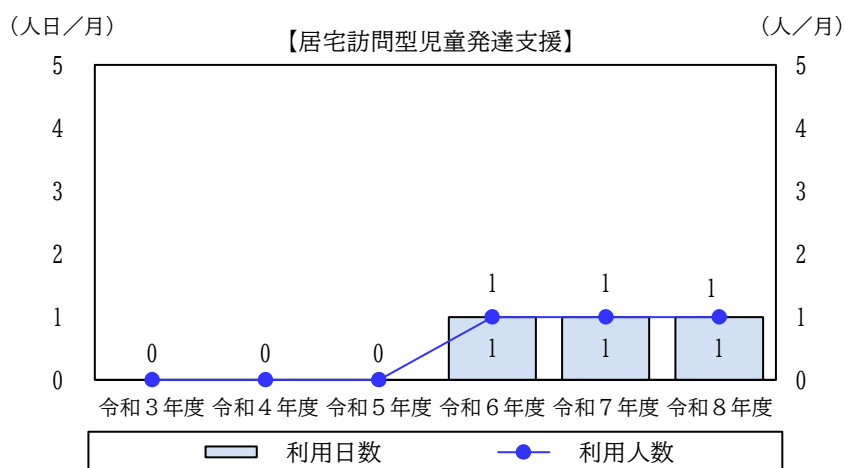
【サービスの内容】

重度の障害のために外出が困難な障害のある子どもに、自宅を訪問して発達支援を行います。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

利用状況をみながら提供体制について検討します。

(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

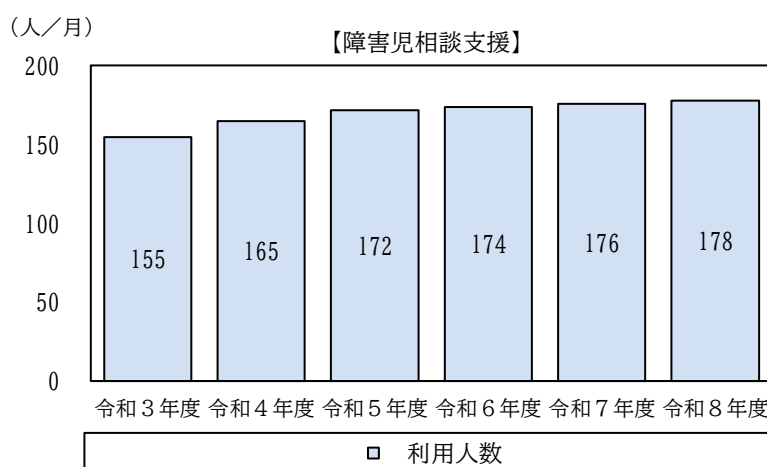
【サービスの内容】

障害児通所サービスを利用するすべての児童に、障害児支援利用計画を作成します。

【サービスの見込み量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	155	165	172	174	176	178

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

障害児やその家族のニーズに応じた障害福祉サービス等の適切な提供につなげるため、基幹相談支援センター等との連携を強化し、児童発達支援センターを中核とした地域の相談支援体制のさらなる充実に努めます。

(3) 医療的ケア児に対する支援

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされています。

コーディネーターの役割としては、以下の2点が示されています。

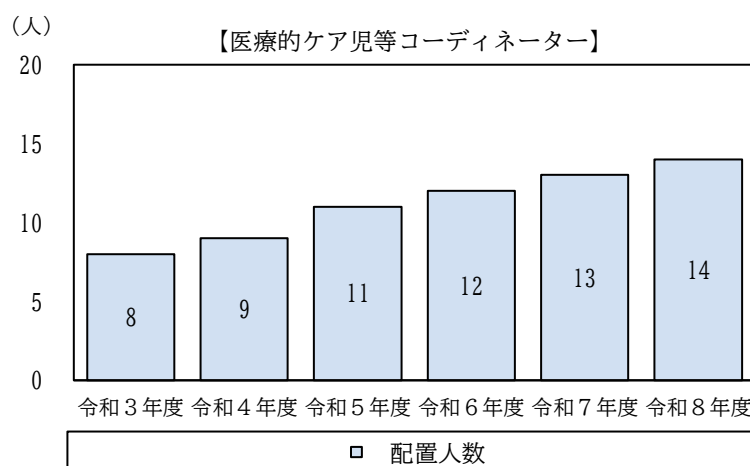
【コーディネーターの役割】

- 医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供につなげる
- 協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する

【事業の見込み量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーター	人	8	9	11	12	13	14

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値



【見込み量に対する確保策】

障害者相談支援センターの相談員などに対し、コーディネーター養成研修の受講を促し、人員増に努めます。

4 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援事業計画の記載事項と整合を図りつつ、見込み量を設定しています。

(1) 障害児保育

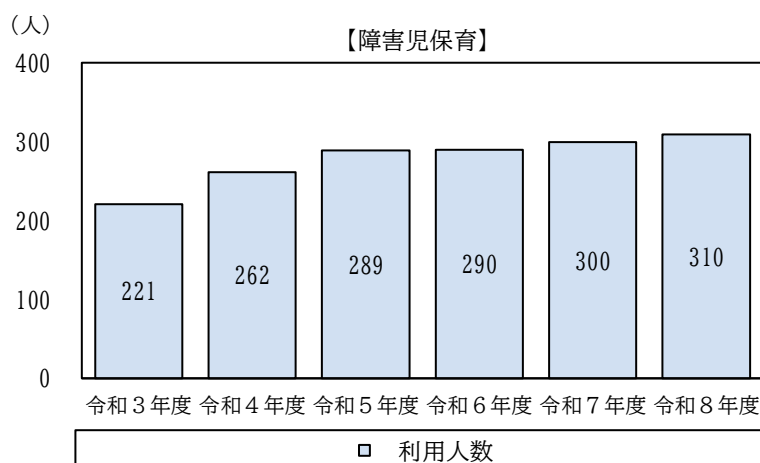
保育園では中・軽度の心身障害のある3歳以上の児童で、毎日通園できる幼児を保育します。

【事業の見込み量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児保育 (保育園)	人	221	262	289	290	300	310

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値

※児童発達支援センターいずみ学園では、児童発達支援事業として、座る、はう、が可能で知的障害を併せ持つ子どもの療育を行っています



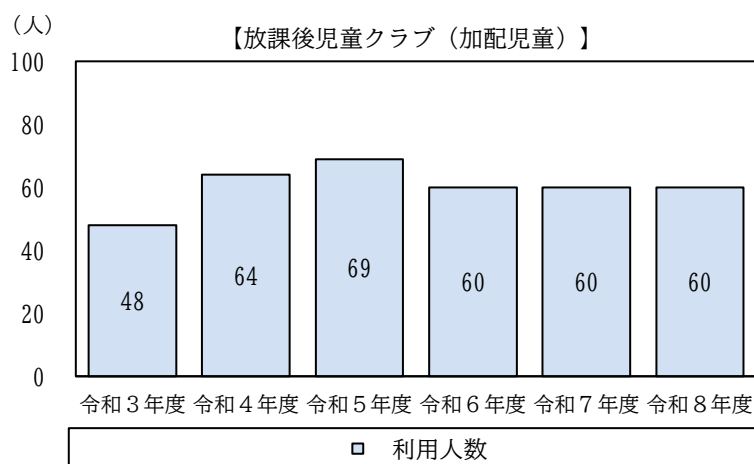
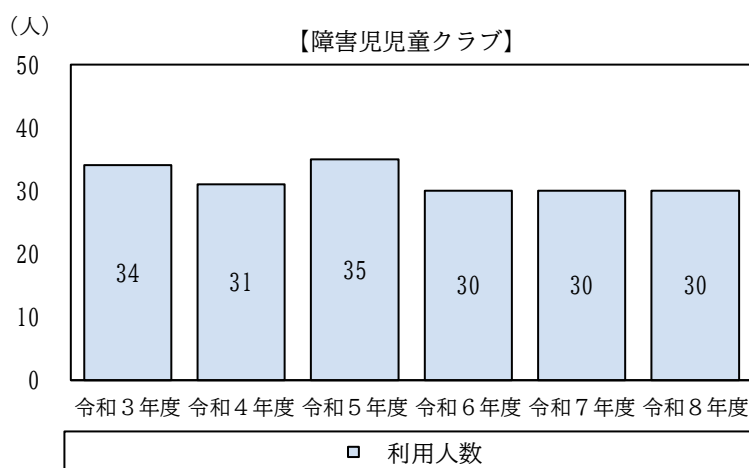
(2) 障害児児童クラブ・放課後児童クラブ

特別支援学校へ通う障害のある子どもの放課後の生活を支援するため、「障害児児童クラブ」において預かりを行います。また、保護者が仕事等の理由により、下校後に児童の支援が必要な場合において市内の児童クラブで預かりを行う「放課後児童クラブ」において、特別に支援が必要な子どもに対して支援員の加配を行います。

【事業の見込み量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児児童クラブ	人	34	31	35	30	30	30
放課後児童クラブ (加配児童)	人	48	64	69	60	60	60

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度は見込み値





1 計画の推進体制

(1) 庁内の連携体制の整備

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたっているため、障害福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に努めます。

(2) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいものなどについては、県・近隣市町村との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

(3) 市民への計画の周知と、団体・関係機関等との連携

障害の有無に関わらず、すべての市民が障害者福祉に関して理解を深め、合理的配慮を実践していけるよう、市ウェブサイトでの公表や概要版の配布などにより、本計画を広く市民に周知します。

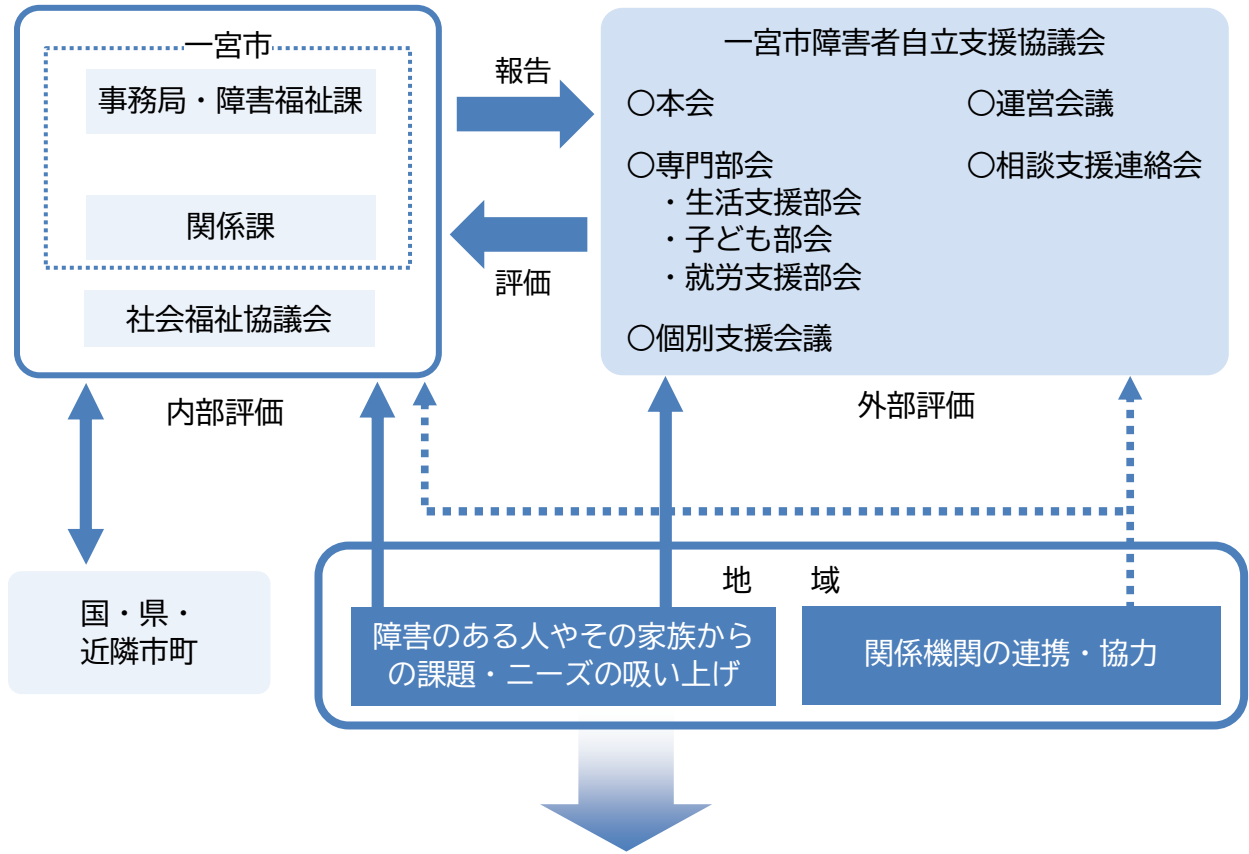
また、障害者施策の推進にあたっては、障害者関連団体や医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター等、幅広い協力を得ながら推進していく必要があるため、障害者自立支援協議会の活動等を通じた各関係機関との連携を強化し、地域における見守りや支援体制を確立します。

2 計画の進捗管理

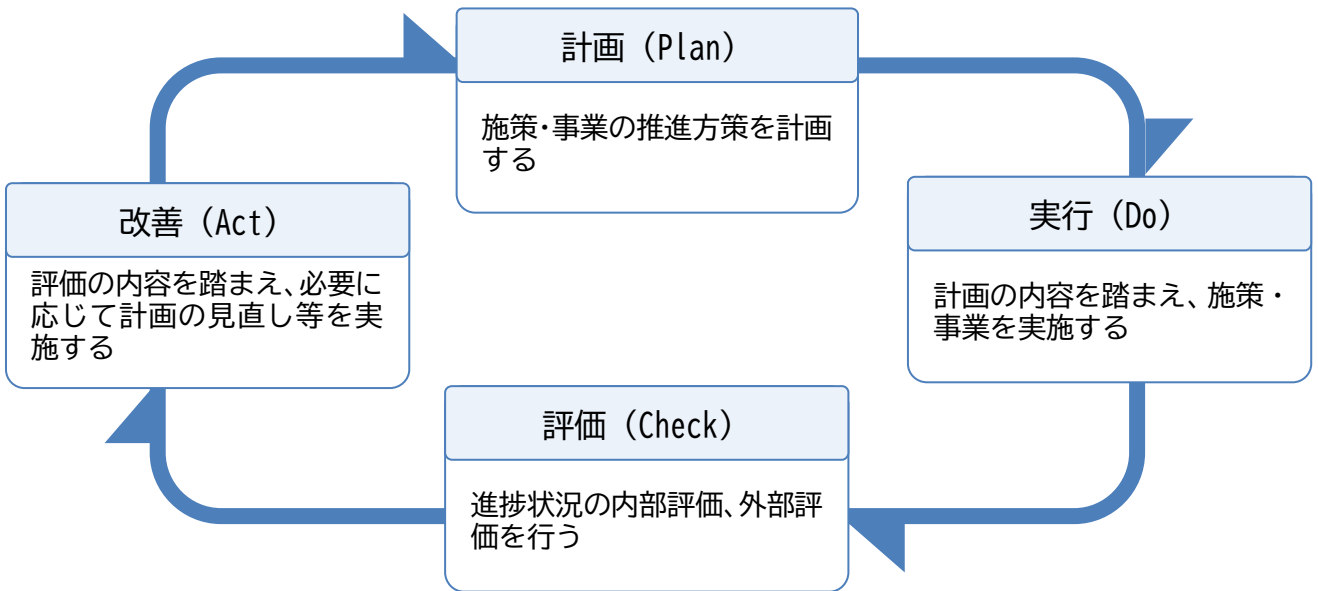
計画を着実に実行していくためには、各施策・事業の実施状況について、市民視点、当事者視点、専門的視点から毎年度定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくといったPDCAサイクルに基づく進捗管理を行うことが重要です。

本計画の推進にあたり、障害者福祉専門分科会及び障害者自立支援協議会を評価機関として位置づけ、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と事業の改善を行います。

■計画の進捗管理体制



■計画の進捗評価イメージ（PDCAサイクル）





1 計画策定の経過

日程	内容
令和5年5月29日	第1回一宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・副専門分科会長の選任について ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ・アンケートについて ・計画策定スケジュールについて
令和5年7月3日 ～令和5年7月24日	①福祉サービス等に関するアンケート調査の実施 【対象】障害福祉課で障害福祉に関する手続きを行った人 (障害者600人、障害児200人) 【回収率】障害者調査48.8%、障害児調査49.5% ②事業所アンケート調査の実施 【対象】一宮市の障害福祉サービス提供事業所(100件) 【回収率】65.0% ③障害福祉関連団体ヒアリング調査 【対象】一宮市内で障害者支援を行う団体(補助金交付団体、当事者の会、親の会)
令和5年10月16日	第2回一宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果について ・第3次障害者基本計画等の進捗状況について ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の骨子案について
令和5年12月14日	第3回一宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の素案について
令和5年12月18日 ～令和6年1月18日	市民意見提出制度(パブリックコメント)による意見募集
令和6年2月14日	第4回一宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見提出制度による意見募集の実施結果について ・計画の最終案について

2 一宮市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項及び第12条第1項の規定に基づき、一宮市社会福祉審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、一宮市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

第3条 法第12条第1項の規定により、審議会に精神障害者福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会においては、委員長が議長となる。

3 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(民生委員審査専門分科会)

第8条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第2項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第4項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

3 一宮市社会福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び一宮市社会福祉審議会条例（令和2年12月21日条例第51号。以下「条例」という。）に基づき設置される一宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、法令及び条例に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に、条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、副委員長を置き、委員長が指名する。

(臨時委員)

第3条 法第9条に規定された臨時委員は、専門委員と称する。またその任期は、特別の事項の審議が終了するまでとする。

(専門分科会)

第4条 審議会に、次の一宮市社会福祉審議会専門分科会（以下「専門分科会」という。）を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者福祉専門分科会
- (3) 高齢者福祉専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1に定める。

3 審議会は、第1項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員（専門委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

(副専門分科会長)

第5条 各専門分科会に、条例第7条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、副専門分科会長を置き、各専門分科会長が指名する。

(専門分科会の会議の特例)

第6条 民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(専門分科会の決議の特例)

第7条 審議会は、専門事項に関し諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第8条 専門分科会に、次の一宮市社会福祉審議会専門分科会審査部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 障害者福祉専門分科会審査部会

2 前項に掲げる部会が調査審議する事項は、別表第2に定める。

3 専門分科会は、第1項に定める部会のほか必要に応じ、その他の部会を置くことができる。

4 部会に属する委員は、委員長が指名する。

5 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会は、その属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

9 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
(副部会長)

第9条 部会長に事故がある時は、あらかじめその指名する委員(「副部会長」と称する。)が、その職務を代理する。

(部会の会議の特例)

第10条 部会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(部会への委任)

第11条 審議会は、身体障害者の障害程度に関する事項の審査、身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定及び指定の取消しに関する事項、並びに更生医療を担当させる医療機関の指定及び指定の取消し、並びに医療種類の変更申請に関する事項について諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

(部会の決議の特例)

第12条 専門分科会は、前条に掲げる事項以外の専門事項に関し諮問を受けたときは、当該部会の決議をもって専門分科会の決議とすることができる。

(議事録)

第13条 審議会の会議については、議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 議事録には、会議の長が指名した委員2名が、署名又は記名押印するものとする。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において総括する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。

- | | | |
|--------------------|-----|-------------|
| (1) 民生委員審査専門分科会 | 福祉部 | 福祉総務課 |
| (2) 障害者福祉専門分科会 | 福祉部 | 障害福祉課 |
| (3) 障害者福祉専門分科会審査部会 | 福祉部 | 障害福祉課 |
| (4) 高齢者福祉専門分科会 | 福祉部 | 高年福祉課、介護保険課 |

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行する。

4 一宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会 長	青木 聖久	日本福祉大学教授
副会長	竹内 和彦	一宮市社会福祉協議会事務局長
副会長	安藤 久美子	愛知教育大学准教授
	渡部 晃久	一宮市議会福祉健康委員会委員長
	宇野 格	一宮市医師会理事
	牧 宏行	一宮市歯科医師会副会長
	太田 一弘	一宮市民生児童委員協議会連絡会長
	落合 久子	一宮市地域精神障がい者家族会「びわの会」会長
	佐橋 由利衣	一宮東特別支援学校保護者の代表
	松崎 俊行	一宮市身体障害者福祉協会会長
	山田 祥男	社会福祉法人コスモス福祉会理事長
	井谷 政義	一宮市薬剤師会副会長
	子安 春樹	一宮市保健所長
	杉本 一正	愛知県一宮児童相談センター長
	一戸 真弓	一宮市教育部学校教育課指導主事
	大久保 みどり	一宮公共職業安定所長
	渡邊 昭彦	株式会社壱番屋人事総務部長
	古川 祐志	愛知県一宮警察署生活安全課長
	細野 優子	愛知県弁護士会

5 用語の説明

あ行

【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律】

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子供を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、令和3年6月18日に公布された法律（令和3年9月18日施行）。

【医療的ケア児等コーディネーター】

医療的ケア児等の支援を総合調整する専門職のこと。医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。

【インテグレーション】

障害を持つ人が他の人との差別なく、地域で生活できるようにサポートすること。

か行

【共生型サービス】

介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、平成30年4月、新たに創設されたサービス。

【ケアマネジメント】

支援を必要としている人やその家族が持つ問題やニーズに対して、医療や保健、福祉などの多様なサービスが効率的に提供されるよう適切な助言・援助を行うこと。

【権利擁護】

意思能力が十分でない障害者・高齢者が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家などによって擁護されること。

【高次脳機能障害】

脳の損傷により生じる認知機能の障害のこと。交通事故等による頭部外傷や脳血管障害（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障害や注意障害、感情障害などの様々な症状があらわれる。

さ行

【児童福祉法】

児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律。平成24年の改正により、障害児施設・事業の一元化が図られるとともに、放課後等デイサービス等が創設された。平成28年の改正では、多様化する障害児支援ニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進めるため、都道府県及び市町村における「障害児福祉計画」の策定が義務づけられた。

【社会的障壁】

障害のある人が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考えに基づく、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす事物、制度。

【障害者基幹相談支援センター】

平成 22 年 12 月の障害者自立支援法の改正によって創設された、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に担うセンター。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談、情報提供、助言や、地域の相談支援事業者間の連絡調整などを行う。

【障害者虐待防止センター】

障害者虐待防止法に基づき、市町村が障害者虐待対応のため設置している。虐待の通報・届出を受理し対応するほか、相談・指導・助言や広報・啓発により障害者虐待の防止に努めている。

【障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律）】

障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、虐待の予防と早期発見のための取組や、虐待を受けた場合の保護や自立の支援、養護者に対する支援措置を講じることなどを定めた法律。虐待の種類として養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待があり、虐待の内容としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置・放任、経済的虐待の 5 つの類型に分けられる。

【障害者権利条約】

平成 18 年 12 月に国連総会で採択された。雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等のあらゆる面における格差をなくすため、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど障害者保護への取組を求めている。わが国では「障害者の権利に関する条約」の批准書が国連に寄託され、これにより、平成 26 年 2 月 19 日にわが国において効力を生ずることとなった。

【障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）】

障害のある人がその能力に適合する職業に就くことなどを通じて、自立、職業の安定を図ることを目的とする法律。

【障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）】

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めた法律。

【障害者週間】

12 月 3 日（国際障害者デー）から 12 月 9 日（障害者の日）までの 1 週間とされている。平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして設定された。

【障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法】

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された法律。令和 4 年 5 月 25 日に公布・施行。

【障害者自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置され、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議などを行う組織。

【障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）】

障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。障害者基本法の一部改正を踏まえて目的規定が改正され、基本理念が創設された。

【障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）】

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。この法律に基づき、平成 31 年 3 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。

【成年後見制度】

判断能力が不十分な人の財産管理や契約行為などを、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。

た行

【地域共生社会】

子どもや高齢者、障害者などすべての人々が役割を持ち、互いを認め合い、支えあうことで、その人らしい生活を送ることができるような社会のこと。

【地域生活支援拠点】

障害の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。

【点字投票】

視覚障害のある人が、投票用紙に点字を打って投票できる方法のこと。

【読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）】

視覚障害や発達障害、寝たきりや上肢障害のため本が読みづらい人の読書環境を改善するための法律。

【特別支援教育】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【特別支援教育コーディネーター】

小・中学校又は特別支援学校等において関係機関との連携協力の体制整備を図るために、各学校において、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役を担う人のこと。

な行

【難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）】

難病患者の適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、平成 27 年に施行され、基本方針の策定、難病患者に対する医療費助成、調査研究の推進などが定められている。

【ノーマライゼーション】

お互いを特別に区別せず、障害のある人もない人もみんなが同じように社会生活を送る一員であるという考え方のこと。

は行

【発達障害者支援法】

発達障害のある人の早期発見と支援を目的にした法律。この法律により、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされている。

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

【福祉避難所】

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害のある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に配慮して、バリアフリー化が図られた避難所のこと。

【法定雇用率】

一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち障害のある人をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準のこと。

ら行

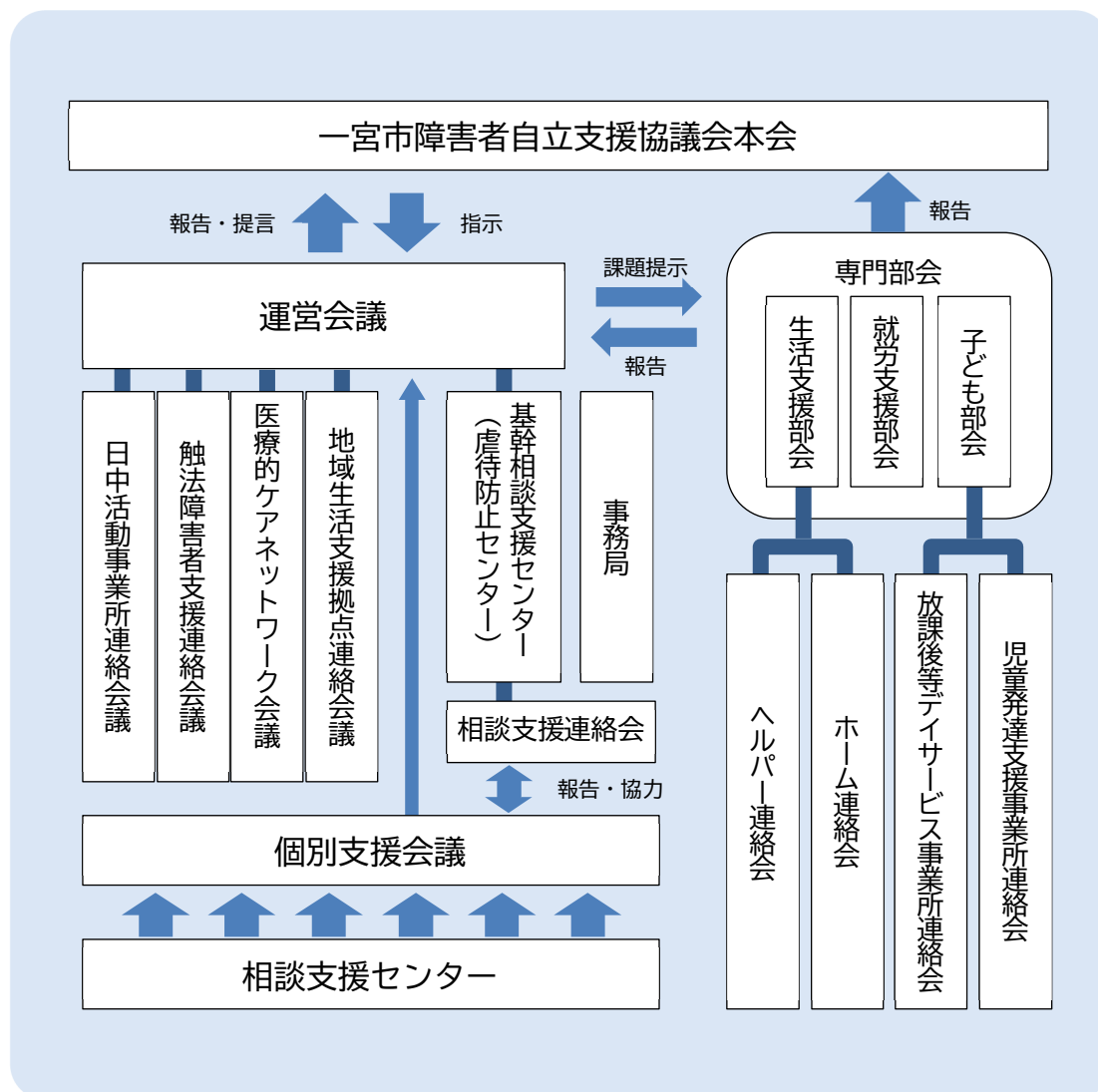
【リハビリテーション】

昭和 57 年の身体障害者福祉審議会答申において「障害をもつ故に人間的生活条件から疎外されている人の全人間的復権を目指す技術、および社会的政策的対応の総合的体系である」とされている。リハビリテーションの理念は、医学的技術等を用いて身体の機能回復を行うというような狭い意味ではなく、障害者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法として理解されている。

【療育】

障害のある子どもが機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするため、障害のある子どもやその家族に相談、指導、治療などを援助すること。

6 一宮市障害者自立支援協議会の関係図



(令和6年3月現在)

第3次一宮市障害者基本計画・
第7期一宮市障害福祉計画・第3期一宮市障害児福祉計画

発行：一宮市

編集：一宮市福祉部障害福祉課

所在地：〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

T E L : 0586-28-8100 F A X : 0586-73-9124

発行年月：令和6年3月

